

山口市歴史文化基本構想

－歴史文化資源を未来へ伝えるために－



令和2年3月
山口市教育委員会

山口市歴史文化基本構想

—歴史文化資源を未来へ伝えるために—

令和2年3月

山口市教育委員会

序

山口市は県中央に位置し県内最大の面積を有します。歴史的に2つの国、3つの郡から成ることから地域の成り立ちもさまざま、市内には多彩な歴史文化資源が存在しています。

これらの歴史文化資源は、地域の歴史文化の特徴を示すものであることから、地域の資源としてさまざまな形で地域づくりに生かされているところです。その一方で、少子高齢化や過疎化の進展により次世代へ継承していくことが困難になりつつあります。

このような状況を受け、山口市では文化財保護のマスタープランとなる山口市歴史文化基本構想を策定することとしました。

本構想は、「多彩なやまぐちの宝を知り、生かし、未来へ伝える」を基本理念に、「知る」、「生かす」、「未来へ伝える」のそれぞれにかかる基本方針を設定したうえで、取組や推進体制について示しています。

本構想に定める取組が推進されることで、本市の歴史文化資源が適切に保存・活用され、次世代へと継承されることを期待するものです。

おわりに、構想策定にあたり御協力いただいた山口市歴史文化基本構想策定協議会委員、山口市歴史文化基本構想調査委員会委員及び文化財把握地域調査員の皆様をはじめ、地域の皆様に対し、厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

山口市教育委員会

教育長 藤 本 孝 治

例 言

- 1 本書は、山口県山口市の歴史文化資源の保存・活用のマスタープランである。
- 2 本構想の策定期間は平成 29 年度から 31 年度(令和元年度)までの 3 か年である。策定は文化庁の補助金を受けて実施した。
平成 29・30 年度 文化遺産総合活用推進事業補助金
平成 31 年度(令和元年度) 地域文化財総合活用推進事業補助金
- 3 構想策定にあたり、市域の歴史文化の特徴を把握するため、地域調査員による文化財把握調査を行い、その成果をもとに、構想策定のために設置した山口市歴史文化基本構想策定協議会及び山口市歴史文化基本構想調査委員会において構想案の検討を行った。策定過程においては、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ及び山口県教育庁社会教育・文化財課の指導・助言を受けた。
- 4 本計画の編集は、山口市教育委員会文化財保護課が行い、計画策定支援を株式会社地域計画工房に業務委託した。
- 5 構想策定にあたり御協力いただいた山口市歴史文化基本構想策定協議会委員、山口市歴史文化基本構想調査委員会委員及び文化財把握地域調査員をはじめ、文化財の所有者・管理者・関係機関・地域の皆様に感謝申し上げます。



目 次

第1章 歴史文化基本構想の目的と位置づけ

1 構想策定の背景	1
2 構想策定の目的と期待する効果	2
(1) 構想策定の目的	2
(2) 構想の対象とする文化財	3
(3) 構想に期待する効果	4
(4) 構想の位置づけ	5

第2章 山口市の状況

1 位置及び交通条件	9
(1) 位置	9
(2) 交通条件	10
2 自然環境	11
(1) 気候	11
(2) 地勢	12
(3) 地質	14
(4) 植生	15
(5) 植物	17
(6) 動物	18
3 社会的環境	19
(1) 人口・世帯	19
(2) 年齢別人口割合の推移	20
(3) 観光客数	21
(4) 法適用の状況	24
4 歴史環境	25
(1) 原始より前	25
(2) 原始・古代	25
(3) 中世	25
(4) 近世	26
(5) 近代	27
(6) 現代	28

第3章 山口市の歴史文化資源と歴史文化の特徴

1 歴史文化資源の状況	32
(1) 指定等文化財の状況	32
(2) 未指定等文化財の調査状況	35
2 山口市の歴史文化の特徴	39
3 山口市における歴史文化資源の現状と課題	45
(1) 現状	45
(2) 課題	46

第4章 山口市における関連文化財群

1	関連文化財群の設定	47
	(1) 設定の目的	47
	(2) 設定の考え方	48
2	関連文化財群	49
3	関連文化財群の内容	51
	①多彩な地質・地形と造形美	51
	②重源による東大寺の再建とその足跡	54
	③今に息づく大内氏の歴史文化	57
	④毛利氏による開作のあゆみ	60
	⑤維新策源地・山口	63
	⑥県都山口	66
	⑦陸・川・海の道と交流の遺産	69
	⑧山口の黎明期における先人の暮らし	72
	⑨古代山陽道沿線に展開した工業地帯	75
	⑩地域資源を生かした産業	78
	⑪自然と向かい合った人々の努力の足跡	81
	⑫安穏な生活への願いと祈り	84

第5章 歴史文化資源の保存・活用に向けて

1	基本理念	87
2	基本方針	87

第6章 取組と推進体制

1	施策展開の方向性	90
2	歴史文化資源の保存・活用に向けた取組の展開	91
	(1) 歴史文化資源の把握の推進	92
	(2) 情報発信と価値の共有化	92
	(3) 適切な保存・整備の推進	93
	(4) 危機管理の推進	94
	(5) 歴史文化を生かしたまちづくり	94
	(6) 保存・活用の担い手づくり	95
3	歴史文化資源の保存・活用に向けた推進体制	96
	(1) 市民参加と協働	96
	(2) 情報の管理と発信の体制づくり	96
	(3) 庁内連携体制の充実・強化	96
	(4) 関係機関や自治体との連携	96
4	構想の推進と進行管理	97
	(1) 構想の推進	97
	(2) 文化財保存活用地域計画	97
	(3) 進行管理	97

資料編

協議会・委員会の経過	101
文化財の体系図	108
山口市の指定等文化財	109
(1) 山口市内指定・登録文化財総数	109
(2) 国指定文化財一覧表	110
(3) 県指定文化財一覧表	112
(4) 市指定文化財一覧表	114
構想策定に伴い行った調査	117
(1) 地域調査員による文化財把握調査	117
(2) 市内各地域における聞き取り調査	122

挿図目次

第2章

図 2- 1	山口市の位置	9
図 2- 2	山口市の交通条件	10
図 2- 3	山口市の気候	11
図 2- 4	山口市の地形	12
図 2- 5	山口の主要河川と流域	13
図 2- 6	山口県の地質図	14
図 2- 7	山口市の植生	16
図 2- 8	山口市の人口及び世帯数の推移	19
図 2- 9	山口市の地域別人口の推移	19
図 2-10	山口市の年齢 3 区分別人口割合の推移	20
図 2-11	平成 27 年における地域別年齢 3 区分別人口割合の推移	20
図 2-12	山口市の観光客数の推移	21
図 2-13	発地別観光客割合	21
図 2-14	観光地・観光対象別の観光客数	22
図 2-15	山口市の主要観光地	23
図 2-16	山口市の土地利用に関する法適用の状況	24
図 2-17	山口市の主要な街道	29
図 2-18	山口市の沿革	30
図 2-19	地域区分	31

第3章

図 3- 1	指定・登録文化財の分布	34
--------	-------------	----

第4章

図 4- 1	関連文化財群と歴史文化保存活用区域のイメージ	47
図 4- 2	関連文化財群の設定の考え方	48
図 4- 3	時代の流れと関連文化財群	50
図 4- 4	多彩な地形・地質と造形美	52
図 4- 5	重源による東大寺の再建とその足跡	55
図 4- 6	今に息づく大内氏の歴史文化	58
図 4- 7	毛利氏による開作のあゆみ	61
図 4- 8	維新策源地・山口	64
図 4- 9	県都山口	67
図 4-10	陸・川・海の道と交流の遺産	70
図 4-11	山口の黎明期における先人の暮らし	73
図 4-12	古代山陽道沿線に展開した工業地帯	76
図 4-13	地域資源を生かした産業	79
図 4-14	自然と向かい合った人々の努力の足跡	82
図 4-15	安穏な生活への願いと祈り	85

第5章

図 5- 1	山口市における歴史文化資源の保存・活用の基本理念と方針の体系	88
--------	--------------------------------	----

第6章

図 6- 1	施策展開の方向性	90
図 6- 2	歴史文化資源の保存・活用に向けた取組の体系	91
図 6- 3	取組展開の考え方	97

表目次

第2章

表 2- 1	山口市の気候	11
表 2- 2	植生自然度の区分	15

第3章

表 3- 1	山口市の指定等文化財の件数	33
表 3- 2	教育委員会が実施した文化財調査件数	35
表 3- 3	県教育委員会が実施した未指定文化財調査の報告書	36
表 3- 4	自治体史等一覧表	37

第4章

表 4- 1	関連文化財群	49
--------	--------	----

第6章

表 6- 1	取組の展開イメージ	98
--------	-----------	----

第1章 歴史文化基本構想の目的と位置づけ

1 構想策定の背景

我が国における文化財保護は、昭和25年に制定された文化財保護法¹に基づき、文化財類型ごとの特性に応じ、文化財の保存・活用のための措置が講じられています。

文化財保護法は、時代の趨勢や社会の変化に応じて幾度かの改正が行われ、無形文化財の指定やその保持者の認定の制度（昭和29年）、伝統的建造物群保存地区制度（昭和50年）、文化財登録制度（平成8年）、文化的景観の保護制度の創設（平成16年）など、保護すべき文化財の対象や手法が拡大されてきています。平成30年6月には、過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定文化財を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを推進するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護の推進力の強化を図る内容の改正が行われました。

文化財を取り巻く環境は大きく変化してきています。地域によっては、過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を次世代に継承していくことが困難になっている地域があります。特に、地域や人々の暮らしの中にあり、指定や登録の対象となっていない文化財については、十分に把握されず、その価値が見いだされないまま失われつつある現状があります。

一方では、地域のアイデンティティ²を確保し、その絆を維持するものとして、また、地域の魅力づくりや活性化の資源として、文化財の価値の再認識やその活用の必要性が高まっており、各地で地域の歴史文化を生かした取組や活動が行われています。

こうした状況の中、平成19年10月に文化審議会文化財分科会企画調査会により、地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくために、地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が提言されました。

また、平成23年2月には、文化芸術振興基本法の規定に基づき「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」が閣議決定され、重点的に取り組むべき施策として「歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進」が位置づけられ、平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」では、文化芸術振興に関する重点施策の一つに「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」が位置付けられ、国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図ることが示されました。

このような背景のもと、山口市では平成29年度から3年間で歴史文化基本構想の策定に取り組むこととしました。

¹ 文化財保護法（ぶんかざいほごほう）：文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律（文化財保護法第1条）。

² アイデンティティ（identity）：主体性、自己同一性、帰属意識。環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。人々（人格・個性）が社会および文化とどのように相互に作用し合っているかを説明する概念。

2 構想策定の目的と期待する効果

(1) 構想策定の目的

現在の山口市は、平成 17 年 10 月に山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町の 1 市 4 町が合併して誕生しました。平成 22 年 1 月には阿東町と合併し、1,000km²余りの広大な面積を有する市となりました。こうしたことから、市内各地域には多種多様な文化財があり、文化財保護の面からも、各地域の歴史文化をどのように共有し、守り、生かすかが重要な課題となっています。

現状では、地域で大切に守り伝えられてきた未指定の文化財が劣化・き損したり、十分に活用されていないかったり、保存することが難しく失われたものも確認されています。また、民俗芸能などにおいては、担い手が高齢化し継承することが難しくなっている状況が見られます。

一方で、歴史文化を地域の魅力づくり、観光交流、活性化に生かす動きも様々な地域でみられ、市内各地域において、地域づくり交付金^{*1}等を活用した地元の歴史文化についての情報発信等が行われています。また、大内文化特定地域（大内氏遺跡、瑠璃光寺（香山公園）、亀山公園などを含む市街地）などでは市民・事業者・地域活動団体等と行政が一体となった歴史文化を生かしたまちづくりが進められています。

こうした状況を踏まえ、地域の多様な文化財を保存・活用し、継承していくため、また、歴史文化を生かした地域づくり（以下、既往計画等の記載を除き原則として「まちづくり」といいます。）に資するために、幅広く文化財の情報を把握する調査を実施し、これからの文化財保護を進めるための基本的な構想（マスタープラン）として、「山口市歴史文化基本構想」を策定します。

¹ 地域づくり交付金(ちいきづくりこうふきん):地域課題の解決に向け、市民の参加と協働によって地域の特色を活かした魅力ある地域を形成し、発展させていくための活動財源として、各地域づくり協議会に対し交付する交付金。

(2) 構想の対象とする文化財

文化財の定義について、文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成 19 年 10 月）では、「指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高いあるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産」とされています。

また、文化財保護法では、第 2 条において文化財を次の 6 つの分類に定義しているほか、埋蔵文化財や文化財の保存技術の保護について規定されています。

本構想では対象とする文化財を下記のように広く捉えます。

そして、これらを、「うまく使うことで魅力を発揮する可能性を秘めた原石」であると同時に「一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうかけがえの無いもの」であるという意味を込めて、「歴史文化資源」と呼ぶこととします。

歴史文化資源 = 文化財保護法が対象とする文化財 + その他の文化財

○文化財保護法が対象とする文化財

- ・同法第 2 条の文化財（6 分類）、埋蔵文化財、文化財の保存技術（資料編 108 頁参照）

○その他の文化財

- ・伝統的な料理（食文化）、特産品、伝統産業、歴史的に継承された地名や音、景観（見る場所、見る対象）、方言、文化財を守る・生かした人々の活動 等々

【参考】文化財保護法第 2 条の文化財（6 分類）

- ・有形文化財 … 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
- ・無形文化財 … 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
- ・民俗文化財 … 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
- ・記念物 … 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、^{りょう}峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
- ・文化的景観 … 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
- ・伝統的建造物群 … 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

(3) 構想に期待する効果

歴史文化基本構想における調査を含めた文化財の保存・活用においては、行政が取り組むべきことその他に、住民・地域活動団体等の取組及び地域における協働の取組も大きな役割を担うこととなります。

歴史文化基本構想に基づいた文化財保護施策を展開することにより、以下のような効果が得られることを期待しています。

【文化財保護施策の展開】 () 内は主な取組主体の想定	【期待される効果】 位置づけた取組の具体化（左記）による効果
<p>○多様な歴史文化資源の価値の顕在化による適切な保存・活用 (行政、地域活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源や歴史文化に関する情報提供、体験機会の確保 	<p>⇒ 歴史文化資源や歴史文化に関する社会的気運の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの意識の醸成 ・大人（若い世代～高齢者）の意識の醸成
<p>○住民の地域（他地域）への理解、地域に対する誇りの向上 (行政、地域活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源や歴史文化に関する情報提供、体験機会の確保 ・地域のシンボルとなる文化財の保存・活用 	<p>⇒ 地域との連携・協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山口市における他地域の理解（他地域を知ること）、歴史文化の共有化 ・地域間の交流 ・歴史文化を生かした地域（間）の連携…関連する複数の歴史文化資源をつないで生かす方策（関連文化財群*1）の検討
<p>○文化の薫り高い空間の形成 (行政、地域活動団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化資源の保存・活用 ・歴史文化を生かした空間・景観の創出 	<p>⇒ 地域の魅力の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誇れる地域…歴史文化資源が特定地域に集中している場合⇒文化的な空間を創出するための計画区域(歴史文化保存活用区域*2)の設定の検討 ・市民が利用・体験したくなる場所 ・地域活性化（下記）
<p>○人々の交流の促進 (市民・地域交流団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かした体験機会、交流イベント 	<p>⇒ 地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光客・交流人口の増加 ・モノ・情報の交流（拡大）
<p>○他の行政分野と連携の促進（行政）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携、関係機関との連携 	<p>⇒ 連携のきっかけづくり・深化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策・事業の円滑化・効率化 ・予算の確保

参考：文化庁「歴史文化基本構想」策定ハンドブック

¹ 関連文化財群(かんれんぶんかざいぐん)：地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」(関連文化財群)としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで生かす方策。

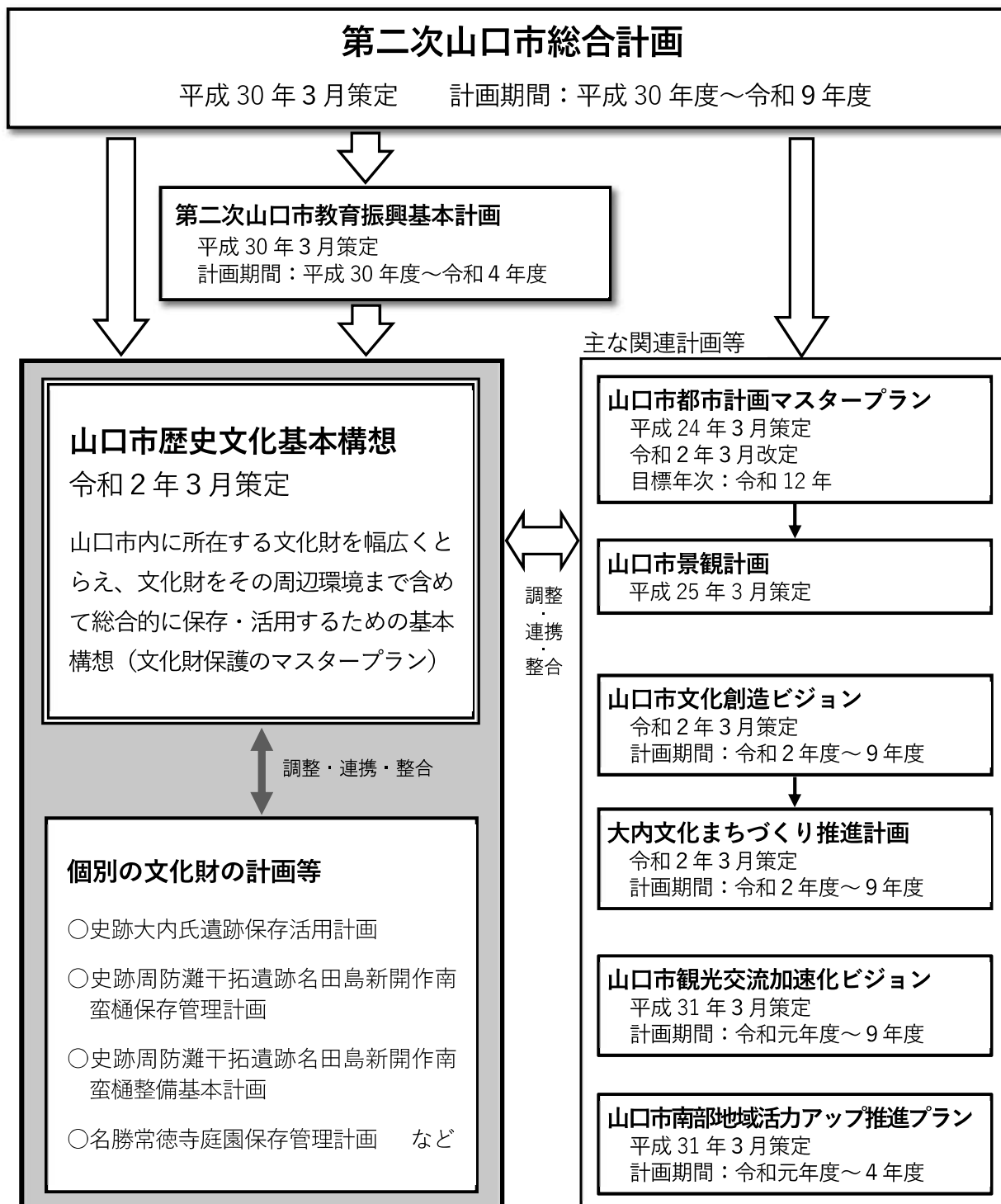
² 歴史文化保存活用区域(れきしぶんかほぞんかつようくいき)：不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域。

(4) 構想の位置づけ

ア 構想の全体的な位置づけ

本構想は、山口市の市政運営の最上位計画である第二次山口市総合計画、教育分野の上位計画である第二次山口市教育振興基本計画を踏まえるとともに、関連計画等との調整、連携、整合を図りながら策定します。

なお、本構想は本市における歴史文化資源の保存・活用についての基本的な考え方や取組の方向性を示すものであることから、目標年次は定めませんが、社会情勢の変化など、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



イ 上位計画・関連計画等の概要

① 上位計画

1) 第二次山口市総合計画（平成 30 年3月:総合政策部 企画経営課）

山口市の最上位計画で、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための指針で、基本構想（計画期間 10 年間）、基本計画（計画期間 5 年間：前期基本計画）、実行計画（計画期間 3 年間：毎年度見直し）で構成しています。

この計画では、将来都市像として「豊かな暮らし 創造と交流のまち 山口～これが私のふるさとだ～」を掲げています。

また、前期基本計画では、5つの政策グループのもとに 30 の施策、124 の基本事業を設定し、それらを踏まえて横断的、重点的に対応すべき取組を 8つの重点プロジェクトとして構築しています。

歴史文化に関しては、政策グループ「教育・文化・スポーツ」の中で、「文化・芸術・歴史の継承と創造」を施策に掲げ、「郷土の歴史や文化の保護・継承」「文化・芸術・歴史を生かした本市個性の創造と発信」など 4つの基本事業を設定しています。さらに、「大内文化ゾーンの歴史空間の再生」「文化芸術や歴史資源を活用した地域づくりの推進」「郷土文化、伝統芸能の普及支援」などを重点プロジェクトに位置づけています。

2) 第二次山口市教育振興基本計画（平成 30 年3月:教育委員会）

第二次山口市総合計画の分野別計画に位置づけた教育行政の中心的な役割を担う計画で、計画期間は平成 30 年度～令和 4 年度です。

この計画では教育目標のもとに 4つの基本的方向性を示し、「基本的方向性 4 学びを充実し、郷土愛を育む」における施策の展開として、文化財の調査、指定・登録、保護、及び文化財の活用に取り組むこととし、その中に歴史文化基本構想の策定も位置づけています。

② 関連計画等

1) 山口市都市計画マスタープラン（平成 24 年3月策定、令和2年3月改定:都市整備部 都市計画課）

都市計画法第 18 条の 2 に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針で、住民の意見を反映しながら、都市づくりの具体的な将来ビジョンとして都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民等都市に関わる様々な主体がそれらを共有しながら、目指すべき将来都市像を実現することを目的として定めるものです。おおむね 20 年後を見据えることとし、令和 12 年を目標年次としています。

歴史文化に関しては、市街地整備の方針において「山口らしい歴史と文化的な魅力が漂う市街地の形成」として、大内文化特定地域などにおける取組を示すとともに、市街地内等の緑化の推進方針においては歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・創出、景観形成の方針においては「山口固有の歴史・文化を継承していく景観づくり」などを明らかにしています。

2) 山口市景観計画（平成 25 年3月:都市整備部 都市計画課）

景観法に基づく計画であり、市内における一定の建築・開発行為等に対して、地域固有の景観への配慮を求め、地域になじむ景観形成につなげるとともに、まちづくりの活性化を目指すものです。また、本計画を定めることにより、地域の景観を特徴づけている地域資源や、調和に向けた配慮の視点等を官

民で共有することで、市民、事業者、行政のそれぞれが、役割に応じて主体的かつ積極的に景観形成に関わっていくことを促すものとしています。

この計画では市域を4つの景観計画区域に分け、歴史文化に関しては、「にぎわいと文化の薫る魅力ある景観の形成」(山口盆地を中心とした市街地)、「集落が有する歴史・文化資源を生かした景観形成」(その他の3つの区域)を方針の一つとしています。加えて、一の坂川周辺地区を景観形成重点区域、大内文化地区や湯田温泉地区などをその候補地区として設定しています。

3) 山口市文化創造ビジョン (交流創造部 文化交流課)

本市の魅力を生み出す源泉となっている本市固有の歴史文化を今後も地域固有のものとして大切に受け継いで行くとともに、文化芸術を通じた創造的な取組により、地域課題の解決や、新たな価値を創出し、地域の文化やコミュニティを活性化させることで、様々な交流や豊かなくらしの実現が図られる好影響・好循環のまちづくりを進めるための今後の指針となる計画で、計画期間は令和2年度から令和9年度です。

4) 大内文化まちづくり推進計画 (交流創造部 文化交流課)

第二次山口市総合計画、山口市文化創造ビジョンを上位計画とし、創造都市づくりの推進、市全域の歴史文化を生かしたまちづくりに係る具体的な取組を示すもので、本構想と密接な関係にあります。計画期間は令和2年度～同9年度です。

第3章の推進施策のなかに、「1. ふるさとの地域資源の掘り起こしと継承、活用」、「2. 歴史文化を生かしたまちづくりの意識醸成とひとづくり」があり、史跡の整備など歴史文化に関する取組もその中に位置づけています。

5) 大内文化特定地域まちづくり構想 (平成27年10月:大内文化街道まちなみ協議会)

大内文化まちづくり推進計画において設定している「大内文化特定地域」において、地域住民等が行政と連携しながら、良好な景観の形成や保全、地域の特徴を生かす重層的なまちづくりを推進するため、基本理念や課題の抽出、提案などをまとめたものです。

6) 山口市観光交流加速化ビジョン (平成31年3月:交流創造部 観光交流課)

第二次山口市総合計画の施策別計画政策グループ4「産業・観光」の施策4-1「豊かな地域資源を生かした観光のまちづくり」の部門計画です。観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるもので、基本理念に「観光立市・やまぐちの実現～観光産業の好循環を目指して～」を掲げ、令和元年度から令和9年度の計画期間において、展開する各種施策をまとめたものです。基本戦略「観光資源の活用と情報発信」の中に、幕末・明治維新期の特色ある歴史、文化や地域資源などを活用し、観光地や飲食店などを回遊するしくみの整備が挙がっています。

7) 山口市南部地域活カアップ推進プラン (平成31年3月:地域生活部 定住促進課)

第二次山口市総合計画の重点プロジェクト2「協働による個性と安心の21地域づくり」の中で位置づけている「1. 中山間・南部地域の活カアップ～農山村の振興～」の取組を進めるアクションプランです。対象地域は陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、小郡、秋穂、阿知須の各地域で、対象期

間は令和元年度から令和4年度までです。取組内容の基本方針1「地域資源の魅力発揮」の「①地域資源の磨き上げ」に「地域の歴史や文化の保存と活用」のため、地域の歴史や文化の調査研究や史跡の保存、整備に取り組むとし、取組の一つとして山口市歴史文化基本構想の策定が挙がっています。

8) 山口市地域防災計画（総務部 防災危機管理課）

災害対策基本法第42条の規定に基づき、山口市防災会議が作成する計画で、地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等及び住民が処理すべき事務及び業務の大綱を定めたものです。

「第15章 火災予防対策」の第7項に「文化財防火対策の推進」が挙げられています。

③ 個別の文化財の計画等

1) 史跡大内氏遺跡保存管理(活用)計画（昭和56年3月策定:教育委員会 社会教育課、平成31年3月改訂:教育委員会 文化財保護課）

史跡を構成する4つの遺跡（館跡、築山跡、高嶺城跡、凌雲寺跡）を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

2) 大内氏遺跡整備基本構想（平成13年3月:教育委員会 文化財保護課）

史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡の整備の基本方針を示したものです。

3) 史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡館跡整備基本計画（平成13年3月:教育委員会 文化財保護課）

史跡大内氏遺跡のうち、館跡の整備基本計画です。

4) 史跡大内氏遺跡附凌雲寺跡築山跡整備基本計画（平成30年3月:教育委員会 文化財保護課）

史跡大内氏遺跡のうち、築山跡の第1期整備基本計画です。

5) 史跡周防灘干拓遺跡名田島新開作南蛮樋保存管理計画（平成10年3月:教育委員会 文化財保護課）

名田島新開作南蛮樋を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

6) 史跡周防灘干拓遺跡名田島新開作南蛮樋整備基本計画(平成20年3月:教育委員会 文化財保護課)

名田島新開作南蛮樋の整備基本計画です。

7) 名勝常德寺庭園保存管理計画(平成27年3月:教育委員会 文化財保護課)

名勝常德寺庭園を確実に保存し、有効に活用するための計画です。

※計画等の策定部署名は策定当時のもの

第2章 山口市の状況

1 位置及び交通条件

(1)位置

山口市は、山口県の中央部に位置しており、北部の中国山地、中部の盆地、南部の平野・干拓地で構成されています。市域は東西約46km、南北約58kmの範囲に広がり、東は防府市、周南市、西は宇部市、美祢市、北は萩市、島根県に接し、南は瀬戸内海に面しています。面積は1,023.23km²と、山口県下では最も広い行政区域面積となっています。

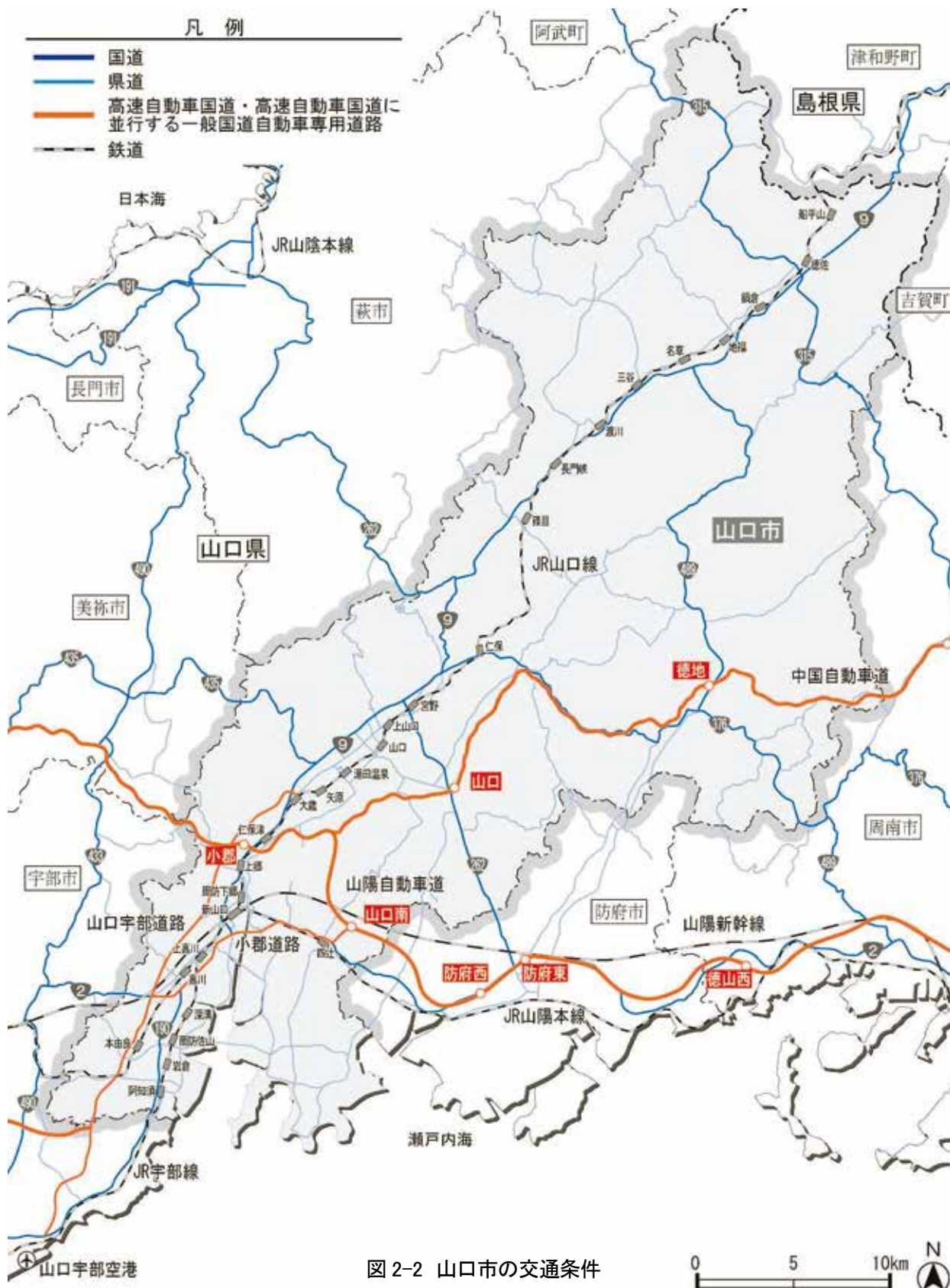


図 2-1 山口市の位置

(2) 交通条件

主要な道路は、本市を南北に縦断する国道9号を軸に、南部を東西に連絡する国道2号、周辺市町を結ぶ多数の国道が道路網の骨格となっています。

また、中国自動車道や山陽自動車道、山口宇部道路に加え、J R山陽新幹線、山陽本線、山口線などの広域的な公共交通機関も整っています。



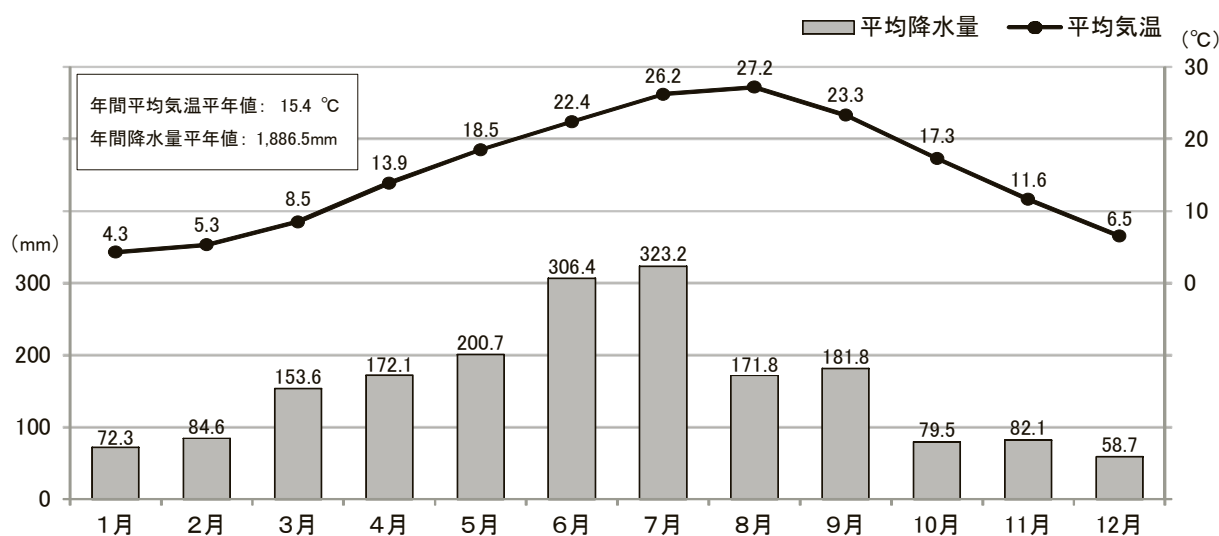
2 自然環境

(1) 気候

山口市の気候は、南部は瀬戸内海式気候であり、比較的温暖となっておりますが、北部は中国山地の西端地域であり、冬期に積雪があるなど日本海側の気候に近くなっています。

過去 30 年間の年間平均気温平年値は 15.4℃であり、月平均気温は 1 月が最低の 4.3℃、8 月が最高の 27.2℃です。また、8 月の最高気温の平均は 32.1℃となっております。

年間平均降水量平年値は 1,886.5 mm であり、6 月及び 7 月の降水量が相対的に多くなっています。また、月の日照時間は、5 月、8 月では 200 時間近くとなっております。



資料：気象庁…観測地点：山口（北緯 34 度 09.7 分、東経 131 度 27.7 分、標高 18.1m）

図 2-3 山口市の気候(平均:1981~2010 年)

表 2-1 山口市の気候

要素	降水量 (mm)	平均気温 (°C)	日最高気温 (°C)	日最低気温 (°C)	平均風速 (m/S)	日照時間 (時間)
統計期間	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1981~2010	1987~2010
資料年数	30	30	30	30	30	24
1月	72.3	4.3	9.2	0.2	1.6	119.0
2月	84.6	5.3	10.4	0.9	1.7	124.6
3月	153.6	8.5	13.9	3.5	1.8	153.2
4月	172.1	13.9	19.7	8.3	2.0	182.2
5月	200.7	18.5	24.2	13.3	1.9	196.9
6月	306.4	22.4	27.2	18.3	1.7	153.1
7月	323.2	26.2	30.7	22.7	1.7	160.9
8月	171.8	27.2	32.1	23.5	1.9	197.7
9月	181.8	23.3	28.3	19.4	1.6	158.2
10月	79.5	17.3	23.1	12.5	1.4	176.3
11月	82.1	11.6	17.3	6.8	1.4	143.2
12月	58.7	6.5	11.9	2.2	1.5	129.6
年間	1,886.5	15.4	20.7	11.0	1.7	1,894.8

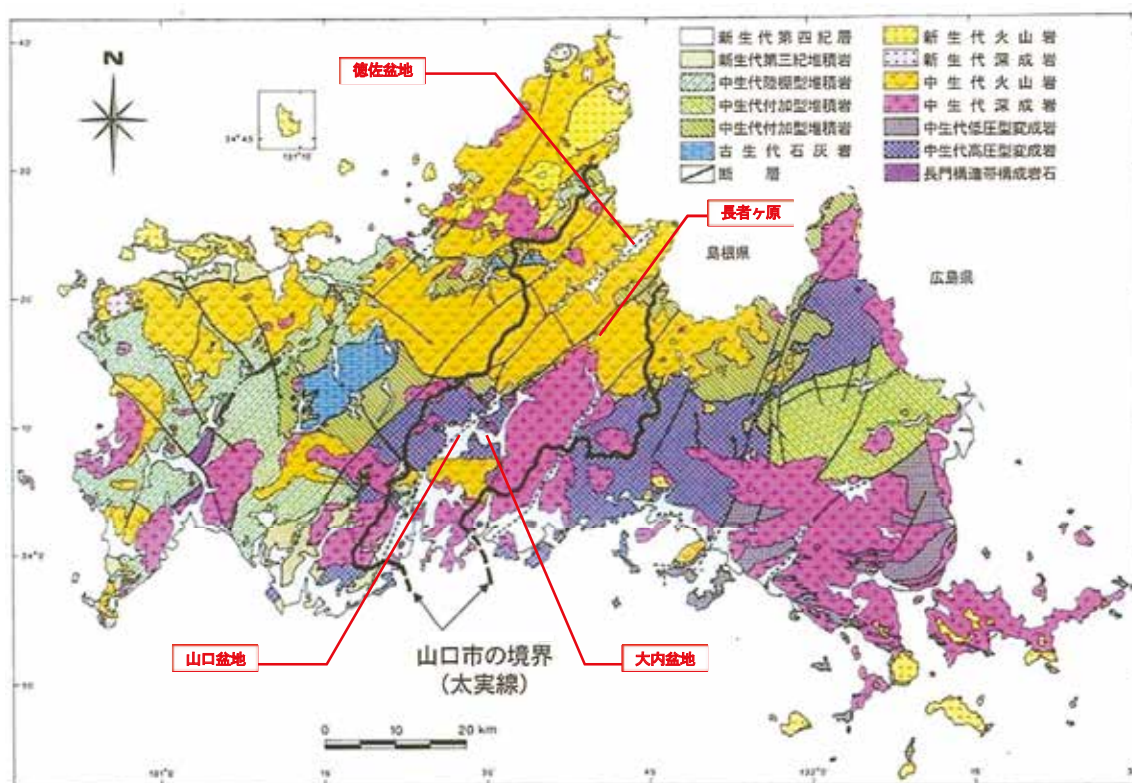
資料：気象庁

(3)地質

山口市の地質は、古生代*¹から新生代までの様々なものが存在することが特徴です。

市域を大まかに見ると阿東地域から徳地地域北部にかけては中生代*²火山岩の阿武層群が分布します。瀬戸内海沿岸地域、大内盆地の西側から徳地地域南部は中生代深成岩(広島花崗岩類)が分布します。山口盆地周辺や徳地地域の佐波川より西側には中生代高圧型変性岩(周防変成岩)が分布します。徳佐盆地、佐波川沿いの谷底平野、山口盆地、大内盆地及び瀬戸内沿岸部には新生代第四紀*³層が占めます。瀬戸内沿岸部には近世以降の干拓や埋め立てによる人工低地が広がっています。

本市における最も古い地質は、阿東地域西端部に認められる古生代石灰岩(蔵目喜石灰岩)です。また、阿東地域から徳地地域北部にかけて広がる中生代火山岩(阿武層群)は県内の火山岩の中では古い時期に形成されたものです。阿東地域の国指定名勝の長門峡は阿武層群が長期間の浸食を受けて形成されたものです。また、第四紀の青野山火山群の活動により、阿東地域の野坂山や三原山、徳地地域の長者ヶ原が形成されました。



山口地学会編『山口県の岩石図鑑』1991年に加筆

図 2-6 山口県の地質図

¹ 古生代(こせいだい):地質時代を三大区分したうちの、最初の時代。およそ 5 億 8000 万年前から 2 億 5000 万年前までの時代。
² 中生代(ちゅうせいだい):地質時代を三大区分したうちの2番目の時代。古生代と新生代との間で、およそ 2 億 5000 万年前から 6500 万年前までの時代。
³ 第四紀(だいよんき):地球の長い歴史(四十数億年)の中で、現在を含む最も新しい時代で、地球上に人類が登場し、生活域を広げ、活動している時代。青野山火山群は、およそ 100 万年前から 10 万年前に活動したといわれている。

(4) 植生

植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標が植生自然度です。

環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように10ランクに区分し、細かく格子状に区切った地区ごとの自然度を判定しています。

これから山口市の植生（植生自然度）をみると、山地部の多くが「二次林」で占められ、一部に「二次林（自然に近いもの）」及び「自然林」が存在します。

平地部（盆地、平野）においては、山口盆地などで「市街地・造成地」が、それ以外では主要な河川沿いや河口部・臨海部において「農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地」が広がっています（図2-7）。

表 2-2 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
3	農耕地（樹園地） 果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原） シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原） ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林（自然に近いもの） ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林 エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区

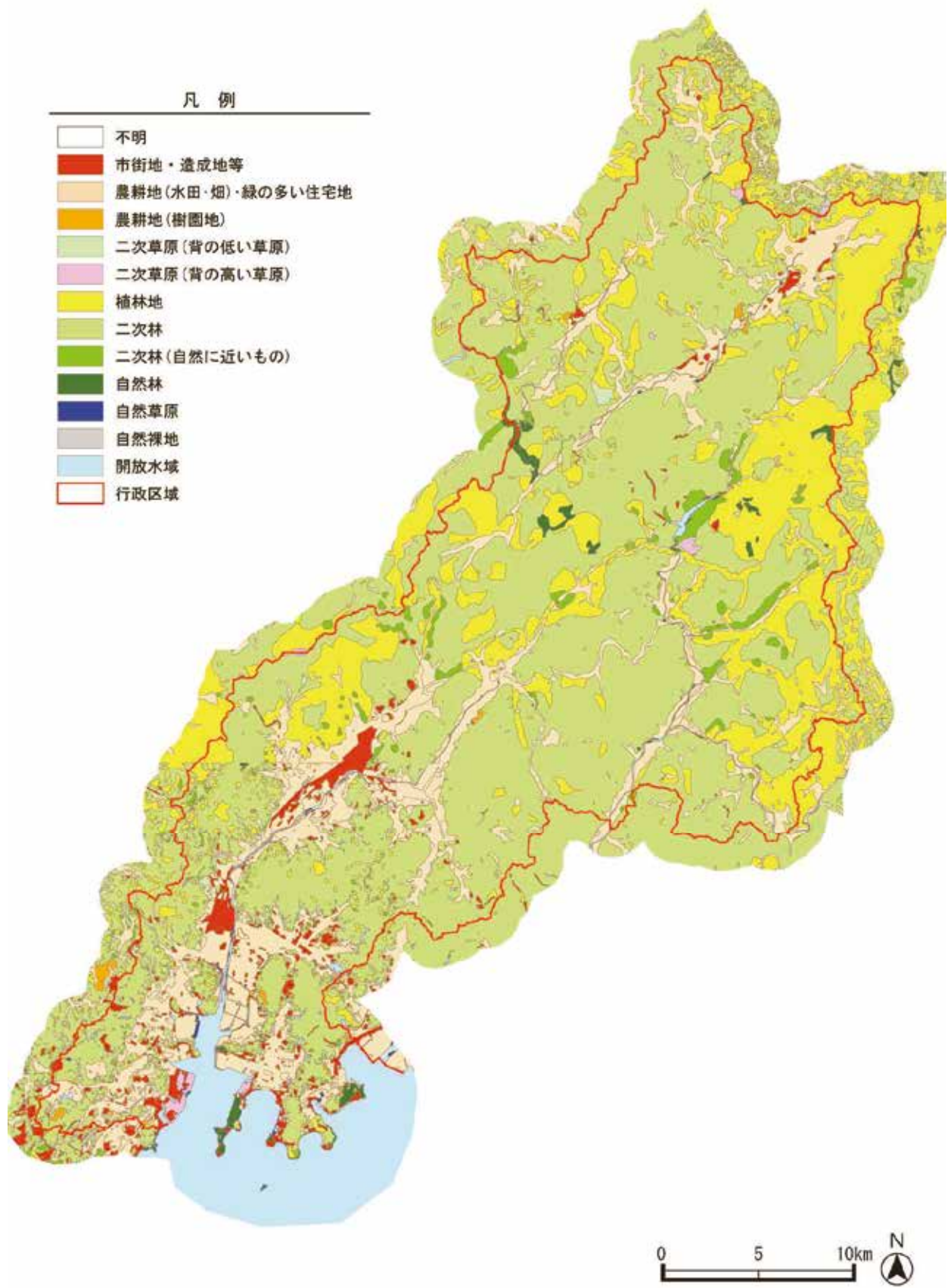


図 2-7 山口市の植生

(5) 植物

山口県の気候の限定要因は気温と考えられ、気温の変化は海拔高度の変化と関係があります。山口市は気候的には暖帯、温帯に属し、両者の間は中間帯となっています(海拔標高については、図 2-4 参照)。

暖帯は、温暖帯またはシイ帯とも呼ばれ、海拔 400m 前後以下の地域で、沿岸部から内陸部にまで及びます。

海岸部には、ハマヒルガオ、コウボウムギ、コウボウシバ、ハマニガナ、ハマボウフウ、ハマエンドウ、ハマゴウ、シバナ、ヒロハマツナ、クロマツ林が見られます。

水生植物群または湿性植物群としては、人口湖の水中にはエビモ、河川、湖沼の湿地で水分の多いところには、カササゲ群落、ウキヤガラ群落、フトイ群落などが見られます。花崗岩性湿地では、オオミズゴケ群落、モウセンゴケ群落が見られます。

河畔にはネコヤナギ群落、ヨシ群落、ツルヨシ群落が見られます。

森林部には、スタジイ林、コジイ林、タブノキ群落、イスノキ群落、アラカシ群落、ウバメガシ群落、アカマツ林、竹林が見られます。

中間帯はクリ帯とも呼ばれ、暖帯と温帯の中間帯で海拔約 300m～700m の間にあたります。ここでは、モミ林、ツガ林、ヒノキ林、スギ林、アカマツ林、ササ林が見られます。

温帯は冷温帯とも呼ばれ、ブナ帯ともいい、海拔約 700m 以上の地域を指します。ここでは、ブナ林、アシウスギ林、ササ林が見られます。

これらのうち、巨樹、老樹や、生息限界にあたるものは、天然記念物に指定されています。



龍蔵寺のイチョウ



出雲神社ツルマンリョウ自生地



山口市楡畑のノハナショウブ自生地



善城寺のタブノキ

(6)動物

山口市は、中国山地、盆地、瀬戸内海沿岸と多様な地勢からなるため、そこに生息する動物も山のものから海のものまで多岐にわたります。

代表的なものとして、哺乳類ではキツネ・タヌキ、鳥類ではスズメ・サギ、爬虫類ではイシガメ・シマヘビ、両生類ではイモリ・アマガエル・トノサマガエル、魚類では淡水魚ではハヤ・フナ・コイ、海水魚では、マダイ・スズキ・キス、貝類ではアサリ・カキ、昆虫類では、チョウ・トンボ、甲殻類では、クルマエビ、アカエビ等が挙げられます。

山口湾には、約 344ha の広大な干潟が広がっており、コウノトリや、クロツラヘラサギ、ズグロカモメといった渡り鳥や野鳥の休息地となっています。また、カブトガニの比較的繁殖状況の良い貴重な生息地となっています。

このほか、盆地や山間部では絶滅危惧種のヤマネや山口県の県境を中心とした西中国山地地域個体群に属するツキノワグマといったほ乳類の他、キジ、シジュウカラ、メジロ、マガモをはじめとする多くの鳥類が生息し、梶野川流域にはアユやアマゴ、スナヤツメなどの魚類が多数生息しています。



クロツラヘラサギ



ツキノワグマ



カブトガニ



トノサマガエル

「レッドデータブックやまぐち 2019」から

3 社会的環境

(1)人口・世帯

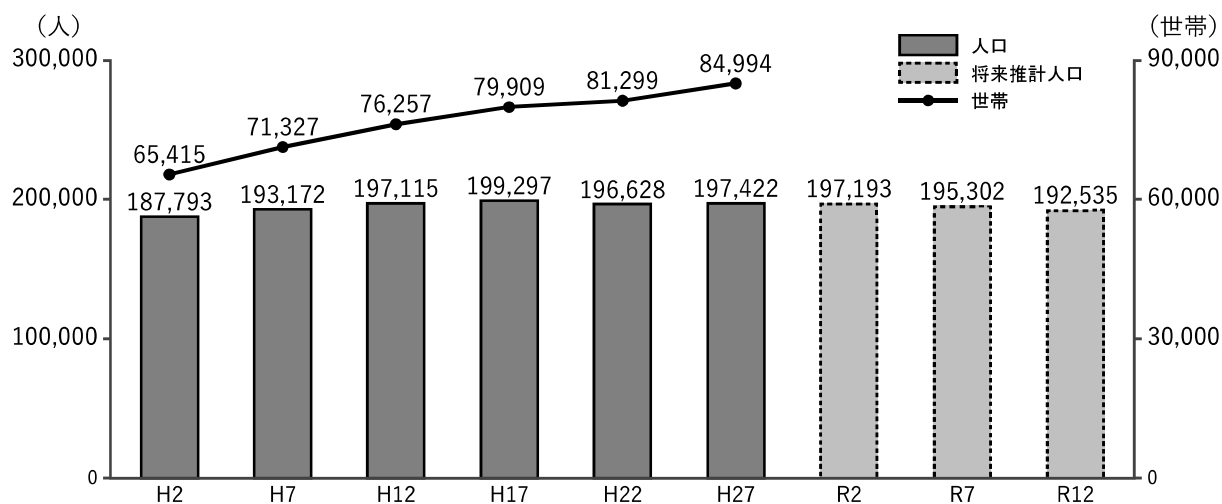
山口市の人口は、平成 27 年現在（国勢調査）197,422 人、世帯数は 84,994 世帯となっています。

近年の人口の推移をみると、平成 22 年（2010）に減少に転じたものの、平成 27 年（2015）には再び増加しています。

過去 20 年間（平成 7 年から平成 27 年）では、市全体で微増となっていますが、増加傾向にあるのが山口地域、小郡地域、阿知須地域であり、一方、減少傾向にあるのが秋穂地域、徳地地域、阿東地域となっています。

世帯数（国勢調査）についても、市全体及び山口地域、小郡地域、阿知須地域では増加傾向にありますが、秋穂地域、徳地地域及び阿東地域では減少又は停滞傾向にあります。

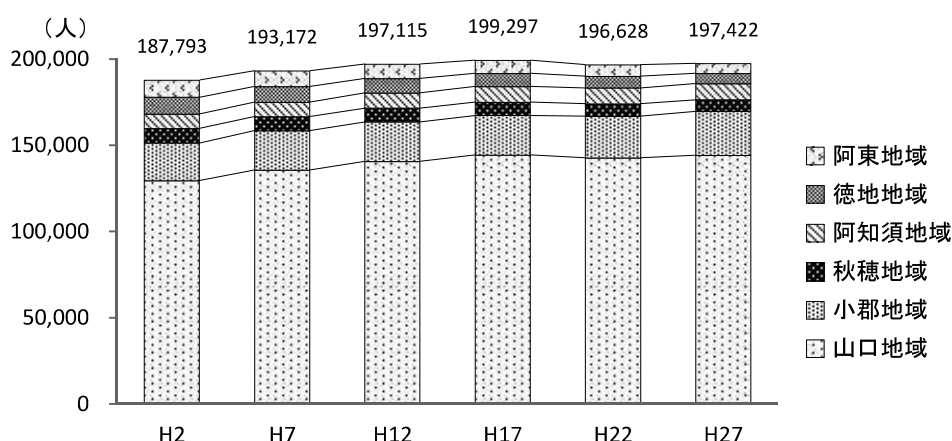
また、今後の本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年（2018）に公表した将来推計人口によると、令和 12 年（2030）には 192,535 人まで減少することが予測されています。



資料：平成2年～平成 27 年 総務省統計局「国勢調査結果」

令和2年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

図 2-8 山口市の人口及び世帯数の推移



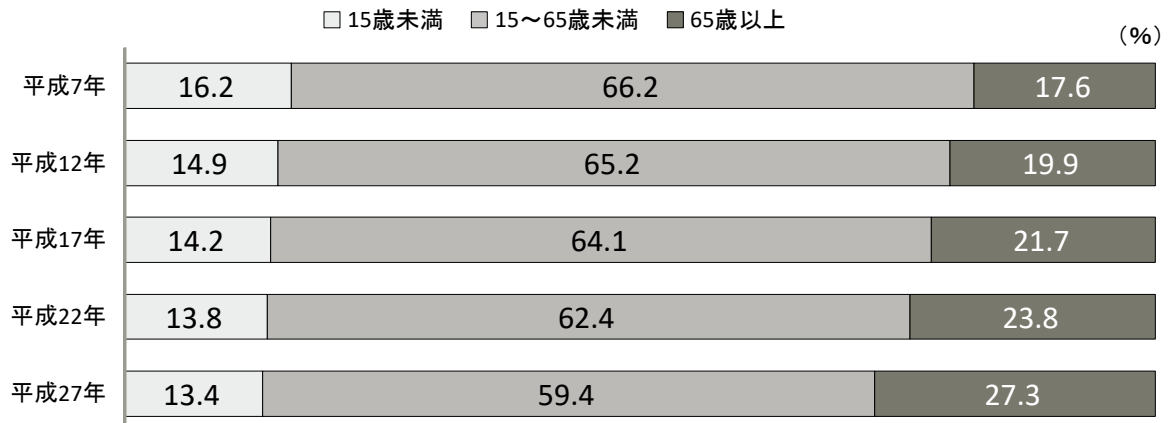
資料：総務省統計局「国勢調査結果」

図 2-9 山口市の地域別人口の推移

(2) 年齢別人口割合の推移

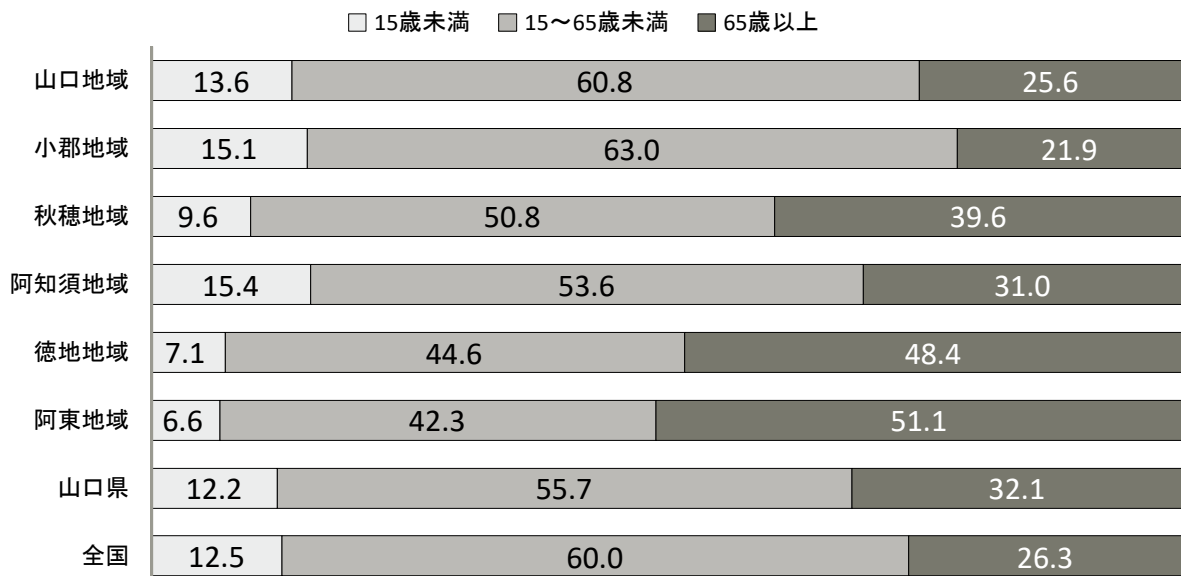
山口市全体の年齢3区分別人口割合の推移をみると、年少人口である15歳未満と生産年齢人口である15～65歳未満の占める割合が低下するとともに、高齢人口である65歳以上の占める割合が増加しており、同割合が平成27年には27.3%となっています。

また、平成27年（2015）における地域別の年齢3区分別人口割合をみると、山口地域と小郡地域では65歳未満の割合が7割を超えていますが、徳地地域と阿東地域では約半数が65歳以上であるなど、高齢化率が特に高くなっています。



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

図 2-10 山口市の年齢3区分別人口割合(年齢不詳を除く)の推移



資料：総務省統計局「国勢調査結果」

図 2-11 平成 27 年における地域別年齢3区分別人口割合(年齢不詳を除く)の推移

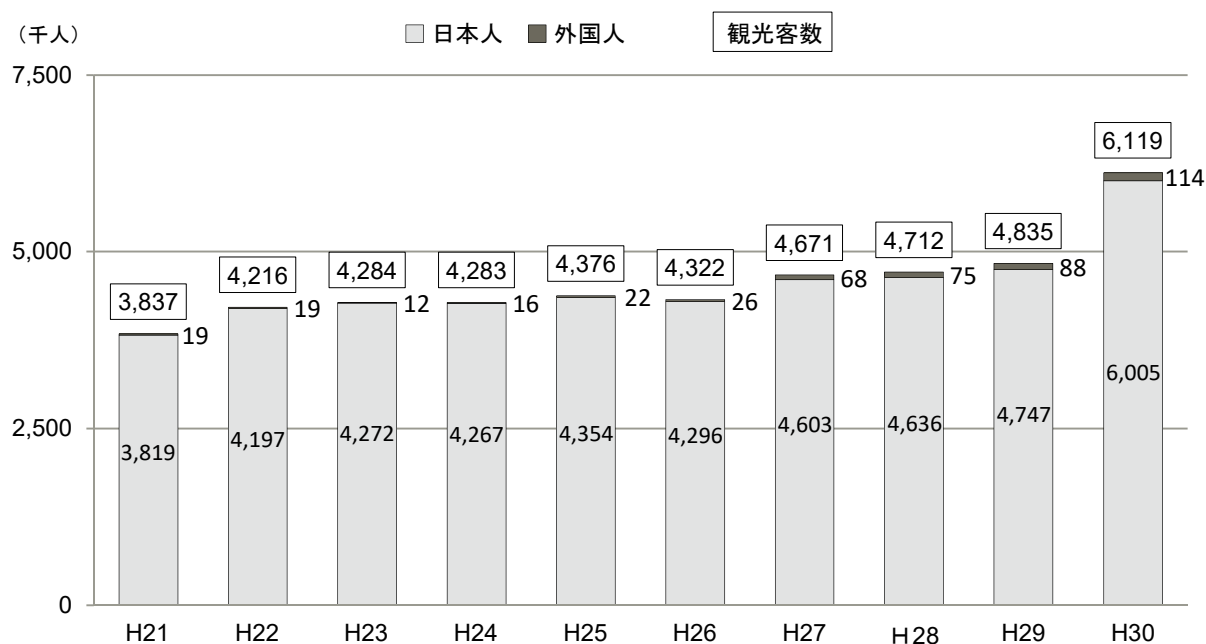
(3) 観光客数

ア 観光客数の推移

山口市における観光客数を過去 10 年でみると、増加傾向にあり、平成 30 年（2018）には、山口きら博記念公園において「山口ゆめ花博」が開催されたこともあり、約 612 万人となっています。

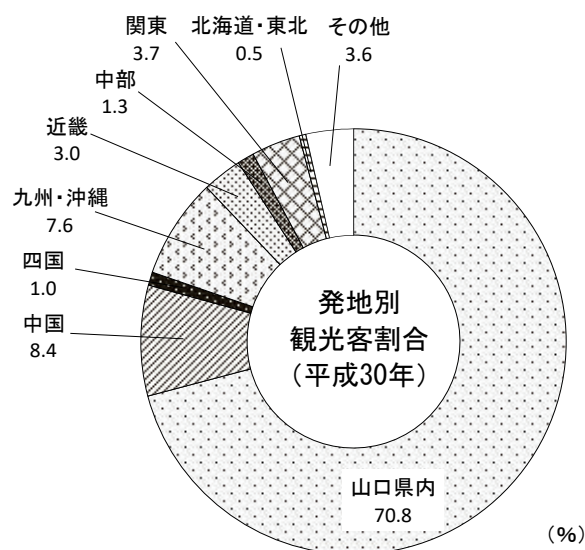
また、観光客数に占める外国人の割合も近年増加しており、平成 30 年（2018）では約 11 万人となっています。

平成 30 年（2018）における発地別の観光客割合をみると、山口県内からが 70.8%で最も多く、次いで中国地方（山口県以外）が 8.4%、九州・沖縄地方が 7.6%などとなっています。



資料：H24 以前は「山口県観光客動態調査結果」、H25 以降は「山口県の宿泊者及び観光客の動向」

図 2-12 山口市の観光客数の推移



資料：平成 30 年「山口県の宿泊者及び観光客の動向」

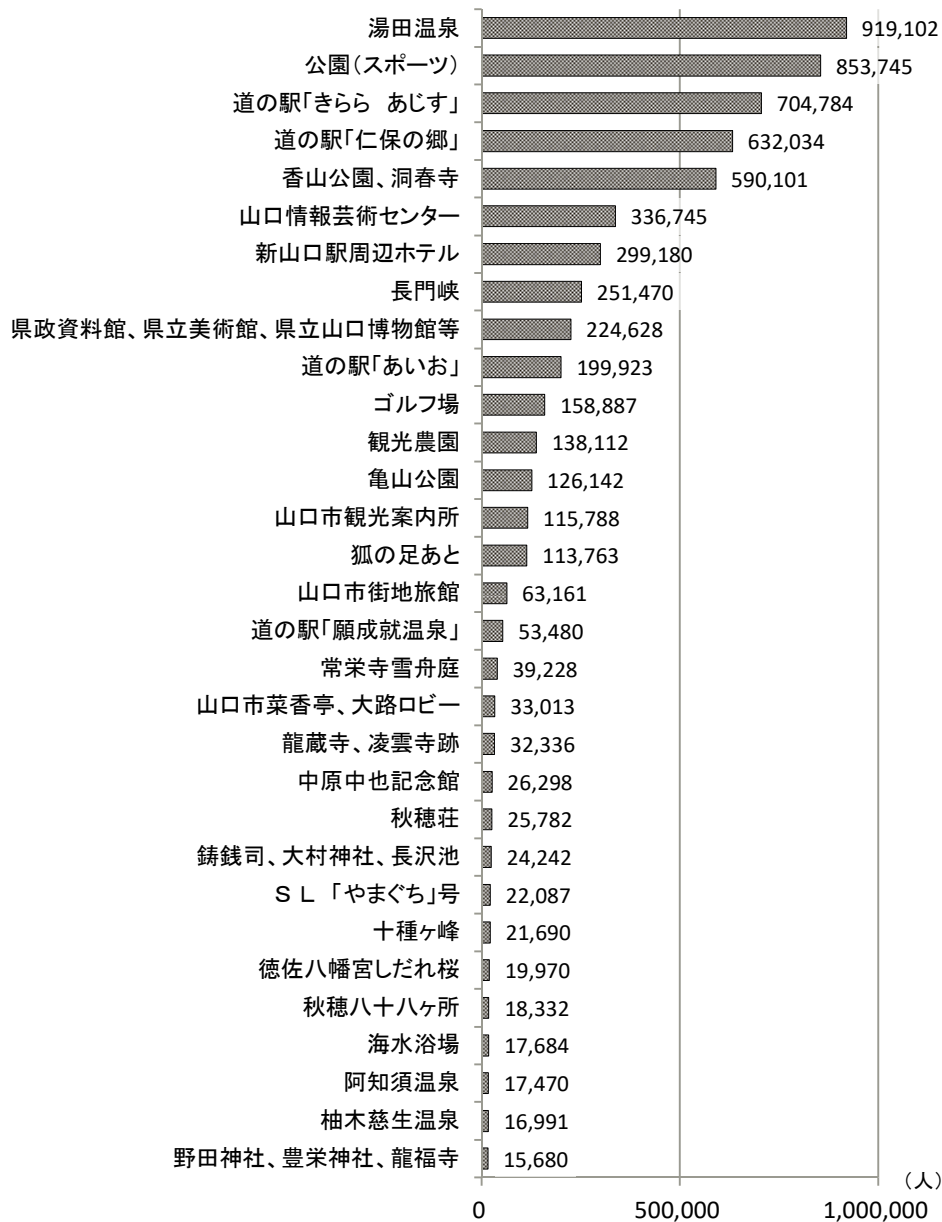
図 2-13 発地別観光客割合

イ 山口市の主要観光地

「山口県の宿泊者及び観光客の動向」にあがっている山口市の観光地・観光対象は40か所（又は件：観光対象）に及び、そのうち年間観光客数が50万人を超えているところは次の5か所（件）です。

- 湯田温泉：919,102人、15.0%(順に観光客数、観光客数全体に対する割合、下記も同様)
- 公園（スポーツ）：853,745人、14.0%
- 道の駅「きらら あじす」：704,784人、11.5%
- 道の駅「仁保の郷」：632,034人、10.3%
- 香山公園、洞春寺：590,101人、9.6%

また、県外からの利用者に限定すると、「湯田温泉」（約43万人）、「香山公園、洞春寺」（約41万人）、「新山口駅周辺ホテル」（約25万人）、「道の駅きらら あじす」（約14万人）の4か所（件）で10万人を超えています。



資料：平成30年「山口県の宿泊者及び観光客の動向」

図 2-14 観光地・観光対象別の観光客数(平成30年)：15,000人以上のみ抜粋

(4) 法適用の状況

山口市の土地利用に関する法適用を都市計画の面からみると、都市計画区域と都市計画区域外の区域に大別することができます。

都市計画区域は市域の約 36%を占めており、そのうち約 12%の区域に用途地域が指定されていますが、残りの区域は用途地域の指定のない地域（以下、白地地域）となっています。

用途地域は市街地を中心とした平野部や交通利便性の高い位置に計画的に立地された工業団地などに指定され、計画的な土地利用の誘導が図られています。

白地地域及び都市計画区域外においては、山林の多くが地域森林計画対象民有林（保安林を含む）に指定されており、また、まとまりのある農地の多くが農用地に指定されています。

その他、徳地地域の大原湖周辺から隣接する阿東地域にかけて、長門峡県立自然公園が指定され、良好な自然環境が保全されています。

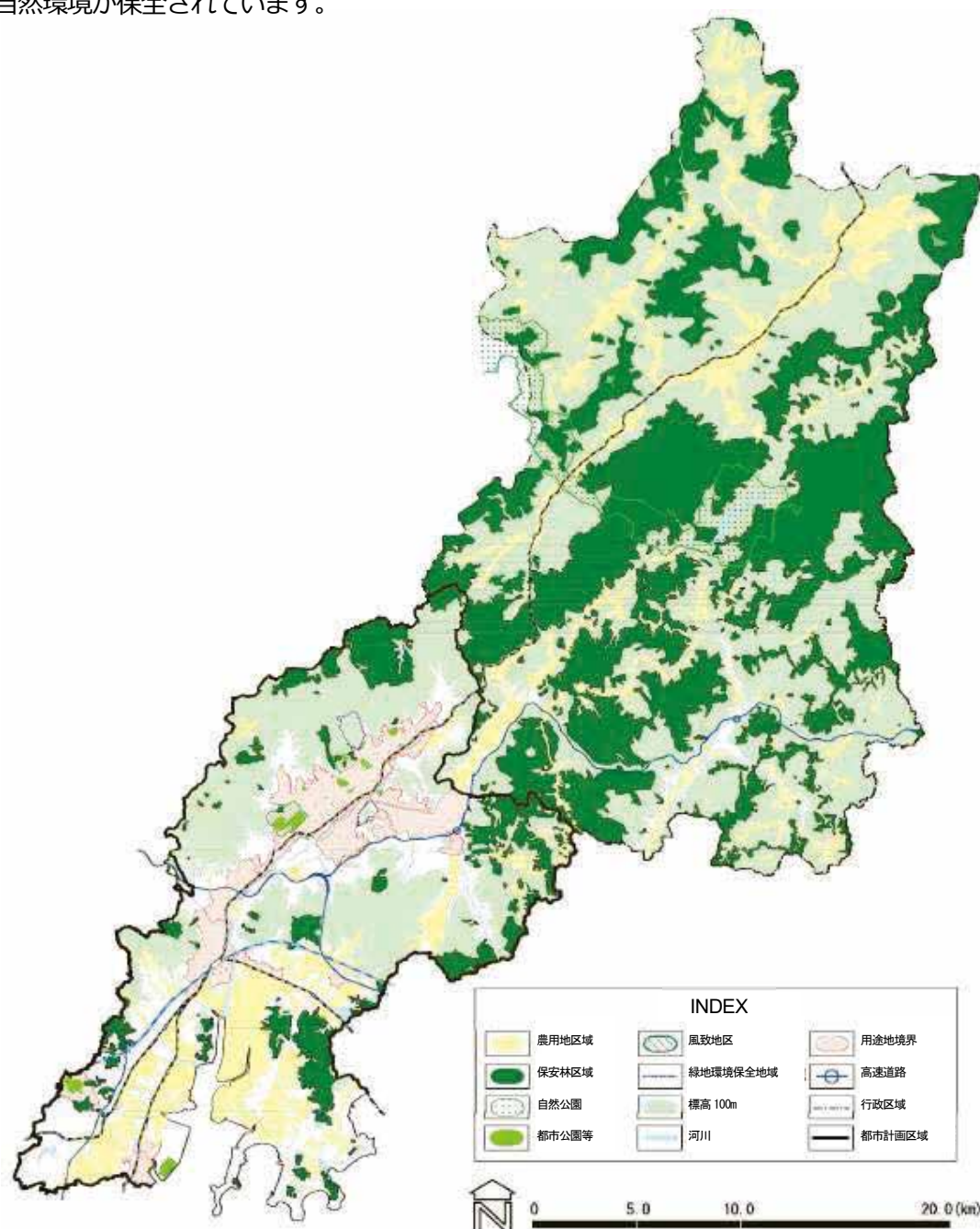


図 2-16 山口市の土地利用に関する法適用の状況

4 歴史環境

(1) 原始より前

第2章の地質の項目でも触れたように、山口市域にはバラエティに富む地質が存在します。こういった地質的な特質は、長門峡、長者ヶ原といった景観を形づくるとともに、我々人類に金属、非金属、燃料、温泉といった多様な変化に富む地下資源をもたらしました。

※時代区分については50頁参照

(2) 原始・古代

山口市では490ヶ所余りの遺跡が確認されており、人々の営みは旧石器時代にまでさかのぼります。宇部台地上に所在する嘉川地域や阿知須地域、小鯖地域ではこの時期の石器が確認されています。縄文時代には定住が進み、遺跡数が増加しました。この頃までは食糧の調達方法として狩猟・採集が主体でしたが、続く弥生時代には、米づくりが行われるようになり食糧の備蓄が可能となったことから、遺跡数はさらに増加し、ムラの中にはそれを治める有力者が現れました。古墳時代になると各地に有力者の墓である古墳が築かれました。生活の面では朝鮮半島から文物や技術がもたらされ、人々の生活に変化が生じました。手工業生産も始まり、山口湾岸では塩づくりが行われました。

古代律令制下では、行政区画として国、郡が置かれました。市域のうち、阿東地域は長門国阿武郡に、徳地地域は周防国佐波郡に、その他の地域は周防国吉敷郡に属しました。市域の南部には山陽道が通り、八千、賀宝といった駅家^{*1}が置かれました。山陽道周辺の陶地域周辺では須恵器^{*2}生産が行われました。また、天長2年(825)に周防鑄銭司が設置され、銅銭が鑄造されました。律令国家体制のもとでは、すべての人民と土地は国家によって管理されるのが原則でしたが、皇族・貴族、寺社による大規模な土地所有と墾田開発の進展により榎野荘などの荘園が成立しました。

(3) 中世

治承4年(1180)、奈良の東大寺は平氏の焼き討ちに遭い焼失します。東大寺は周防国の国衙領を造営料国とし、再興の責任者として俊乗房重源^{*3}を派遣しました。重源は、徳地地域の杣山^{*4}に入り木材を切り出し、東大寺再建を果たしました。

鎌倉時代には、幕府の命により多くの御家人が西日本に移住しました。市域では、平子氏(仁保氏、三浦氏)が仁保荘、恒富保の地頭職に任ぜられました。この頃の市域には大内を本拠とする在庁官人大内氏(多々良氏)の勢力が根付いていました。

¹ 駅家(うまや/「えきか」ともいう。):律令制において、駅使(公用の使者)に馬(駅馬)や宿舎・食糧を提供した施設。山陽道の場合、九州につながる大路として、原則、30里(16km)ごとに駅家を設けていた。

² 須恵器(すえき):古墳時代中頃から奈良・平安時代まで作られた灰黒色の陶質土器。一部轆轤(ろくろ)を利用して作り、穴窯(あながま)を用いて1200℃くらいの高温で焼く。朝鮮半島から到来した技術で、祝部土器(いわいべどき)ともいう。

³ 重源/俊乗房重源(ちょうげん/しゅんじょうぼうちょうげん):重源(1121~1206)は、13歳で出家し各地で修行。47歳で中国の宋に渡り、最新の技術や文化を学んだ。重源が60歳の時に、平氏(源平合戦)によって東大寺が焼かれ、その後の人生を東大寺再建に捧げ、大仏殿の多数の柱は周防国(山口県)から切り出して瀬戸内海を船で運んだ。

⁴ 杣山(そまやま):木材を切り出す山、または木材にするための木を植えた山。杣(そま)とは、材木を得ることを目的とする山のほかに、山林で伐木に従事する人びとをさす。

大内氏は平安時代には周防国衙*¹に仕える在庁官人でしたが、次第に力をつけ、鎌倉時代には幕府の御家人として、東大寺と対抗するまでになります。その後、南北朝時代に山口に拠点を移し、領国経営を行いました。大内氏の領国は、現在の山口市域を大きく超え、西は豊前、筑前、東は石見、安芸に及ぶ広大なものでした。また、大内氏は西国を拠点とする地の利を活かし、中国や朝鮮と交易を行い、多額の富を得ました。文化的にも京都の文化と大陸の文化を融合、咀嚼した、後に「大内文化」と呼ばれる独自の文化を築きました。政治的、文化的に安定した山口にはたくさんの人、モノが集まりました。画僧雪舟*²や宣教師サビエル*³、京都の公家や禅僧も山口を訪れました。

弘治3年(1557)に、大内氏は毛利氏に滅ぼされ、防長両国は毛利氏が治めるようになりました。毛利氏は高嶺城に城番を置き、阿武郡を除く長門国と周防国吉敷郡・佐波郡を治めさせました。

中世になると自然災害の記録も確認できるようになり、正平5年(1350)と翌6年(1351)には、小郡地域周辺で台風による高潮の被害が出ています。自然災害は、人々の生活に大きな影響を与えるため、以下では人々の営みに加え、主な自然災害についても取り上げることとします。

(4) 近世

慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの戦後処理の結果、毛利氏は防長二国を治めることとなりました。藩内には18の行政区(宰判)が置かれ、市域は、山口宰判、小郡宰判、徳地宰判、奥阿武宰判に属しました。山口、小郡、徳地には地域の拠点である役所(勘場)が置かれました。

萩藩は、米の収穫量を増やすために、周防灘沿岸地域において江戸前期以来干潟の干拓を行い、同時に灌漑施設としての溜池や、潮止めの樋門がつくられました。

また、防長三白(米、紙、塩)(燭燭を含めて「防長四白」ともいう)を領外へ移出し、大きな利益を上げました。その他の産業では、海運の発展により阿知須浦に廻船業が栄え、鉱工業では、一の坂銀山、蔵目喜銅山等の鉱山開発が進みました。

文化12年(1815)、上田鳳陽*⁴は山口に山口講堂を開きます。山口講堂は毛利氏の山口移鎮に伴い、山口明倫館と改称し、維新の動乱期に優秀な人材を輩出しました。山口講堂の設立は学都山口の基礎となりました。

文久3年(1863)、毛利氏は萩から山口に拠点を移し、山口は再び防長両国の政治的中心地となりました。これにより山口は明治維新の策源地としての役割を果たすこととなりました。また、西洋諸国から

¹ 国衙(こくが): 律令制で国司(中央から派遣され、政務をつかさどった地方官)が政務を執った役所。国府は国衙以外の様々な施設・場所を含めた広い範囲を指し、「国衙」は役所そのものを指す。

² 雪舟(せつしゅう): 雪舟(1420～1506…没年は諸説あり)は室町時代後期の禅僧、水墨画家、作庭家。備中国赤浜(現在の岡山県総社市)の生まれ。幼い頃、仏門に入り、後に京都で修行する。享徳3年(1454)頃、周防国に移り、守護大名大内氏の庇護を受け、雲谷庵(山口市天花:「雲谷庵跡」は山口市指定史跡)を構える。山口市には、雪舟が築庭したと伝わる常栄寺庭園(国指定史跡・名勝)、常德寺庭園(国指定名勝)、竜蔵寺庭園がある。

³ サビエル: フランシスコ・サビエル(1506～1552:「ザビエル」ともいう。)は、スペインのカトリック教会の司祭、宣教師。イエズス会の創設メンバーの1人。天文18年(1549)に日本に初めてキリスト教を伝えた。天文19年(1550)から翌年にかけて3度、山口を訪れた。大内義隆(1507～1551)は宣教を許可し、信仰の自由を認めるとともに、廃寺となっていた大道寺をサビエル一行の住居兼教会として与えた(日本最初の常設の教会堂)。

⁴ 上田鳳陽(うえたほうよう): 上田鳳陽(1769～1854)は、江戸時代中期～後期の儒学者、国学者。現在の山口市大内の生まれ。藩費生(藩が費用を負担した特待生)の待遇を受け、藩校明倫館で修学する。文化12年(1815)、学問所として山口講堂(後に山口明倫館と改称)を開設。山口大学建学の祖でもある。

国を守るため、身分を問わず志のある者を集めて結成された奇兵隊*¹にならって山口市域でも諸隊が結成されました。

近世になると自然災害に関する記録が多くみられます。宝永4年(1707)の大地震では上徳地で、文政11年(1828)8月の台風では山口宰判、小郡宰判で、天保11年(1840)の豪雨では佐波川沿いの徳地・三田尻宰判、榎野川沿いの山口・小郡宰判で、それぞれ家屋の倒壊等の物的被害や、負傷者、死者が出ています。

(5)近代

明治時代に入り、藩庁がそのまま県庁となったことから、これ以降、山口は山口県の県都となり、発展を遂げました。山口には県関係の諸機関や山口裁判所、山口郵便局、山口電信局、広島鎮台山口分屯所等も設置され、県都山口の骨格が形づくられました。文教関連では、明治13年(1880)に山口中学校が開設され、明治27年(1894)には山口高等学校、明治38年(1905)には山口高等商業学校と改称されました。明治36年(1903)には山口県立山口図書館が開設されました。

明治22年(1889)には町村制が施行され、1つの町と27の村が誕生しました。その後、昭和4年(1929)には、山口町が吉敷村と合併し、山口市が誕生しました。その後、昭和16年(1941)には宮野村を編入、昭和19年(1944)には、小郡、阿知須の2町及び平川、大歳、陶、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山の7村と合併しました。

近代には陸上交通として、鉄道網が整備されました。明治33年(1900)、山陽鉄道が開通し、小郡駅が設置されました。翌明治34年(1901)に山陽本線が下関まで開通し、県内に軽便鉄道*²の敷設が行われるようになりました。山口軽便鉄道は明治41年(1908)に小郡新町・湯田間で開業し、その後新町、御茶屋橋まで延長されました。国鉄山口線は、大正2年(1913)に小郡・山口間が、大正12年(1923)に益田まで開通して山陰線に接続しました。国鉄山口線の小郡・山口間の開通に伴い、山口軽便鉄道は廃止されました。大正10年代には宇部軽便鉄道が東へ延長し、大正13年(1924)には阿知須まで、翌14年(1925)には小郡まで延びて山陽線と接続したことから、小郡の鉄道の結節点としての重要性が増しました。また、防府三田尻と石見益田を結ぶ鉄道敷設の計画も持ち上がり、大正3年(1914)に石三軽便鉄道株式会社が開業しました(大正5年(1916)に防石鉄道株式会社と改称)。第一次世界大戦による物価上昇や大正12年(1923)の山口線全線開通の影響で、計画は三田尻・堀間に変更となり、大正8年(1919)に三田尻・上和字間で開業を開始し、翌大正9年(1920)に上和字・堀間が開通しました。鉄道で結ばれていない山口・三田尻間には大正3年(1914)にバスの営業が開始されました。

自然災害では、明治5年(1872)に浜田地震が、昭和17年(1942)に周防灘台風が発生しました。浜田地震では、湯田、道場門前で家屋が全半壊するなどの被害が出ました。周防灘台風では、吉敷郡南部の開作地が高潮による堤防決壊、家屋の浸水や倒壊等、甚大な被害を受けました。

¹ 奇兵隊(きへいたい):文久3年(1863)、長州藩で結成された藩士と藩士以外の武士及び農民・町人からなる混成部隊。奇兵とは不正規の軍隊をさす。組織にあたったのは同藩士高杉晋作(1839~1867)で、身分にこだわらず、広く同藩の農民、町人からも有志を募り、平民軍の発端をなした。

² 軽便鉄道(けいべんてつどう):線路の幅が狭く、機関車・車両も小型の小規模の鉄道。建設費・維持費は抑制されるが、最高速度が低く輸送力も小さいことから、軌間(レールの幅)が違う場合は積み替え・乗り換えの不便が生じる。

(6)現代

昭和 22 年(1947)に阿知須町、昭和 24 年に小郡町が分離しましたが、昭和 31 年(1956)に鑄銭司村と合併、昭和 38 年(1963)に大内町と合併しました。

昭和 30 年(1955)に小鱒村、大内村、仁保村の 3 村が合併し大内町が、出雲、八坂、柚野、島地、串の 5 村が合併して徳地町が、篠生、生雲、地福、徳佐、嘉年の 5 村が合併して阿東町が誕生しました。

その後、平成 17 年(2005)には山口市、小郡町、秋穂町、阿知須町、徳地町が合併し、平成 22 年(2010)山口市と阿東町が合併し現在に至っています。

交通面においては、鉄道では、昭和 39 年(1964)に国鉄山陽線の小郡・広島間の全線電化が完了し、昭和 50 年(1975)に山陽新幹線が博多まで開通しました。高速道路では、昭和 49 年(1974)に中国縦貫自動車道の小郡・小月間が開通し、昭和 58 年(1983)には中国縦断自動車道が全面開通しました。昭和 62 年(1987)には山陽自動車道の山口ジャンクションが開通し、平成 4 年(1992)に全線開通しました。県土一時間構想のもとに国道他の道路の整備が進みました。

文教関連では、昭和 24 年(1949)には、山口大学文理・教育・経済・工・農の 5 学部が設置され、昭和 48 年(1973)には山口大学キャンパスが平川へ総合移転を完了しました。市街地においては昭和 54 年(1979)には山口県立美術館が、昭和 55 年(1980)には山口県埋蔵文化財センターが、昭和 56 年(1981)には山口市歴史民俗資料館が、平成 15 年(2003)には山口情報芸術センターなど多くの文化施設が建設されました。

自然災害では、昭和 38 年(1963)年 1 月には阿東地域が大豪雪に見舞われ、負傷者、住宅の全壊 6 棟、半壊 13 棟、一部損壊 120 棟等の被害が出ました。昭和 47 年(1972)7 月、山口地域は空前の大豪雨となり、阿東や山口地域で水害が発生しました。

※29 頁～31 頁は、歴史的環境を補足する資料として掲載しています。図 2-17 には現山口市域における近世以前の主な街道を、図 2-18 には近代以降の市町村合併・分離の経過を、図 2-19 には、本市における現在の地域区分を示しています。

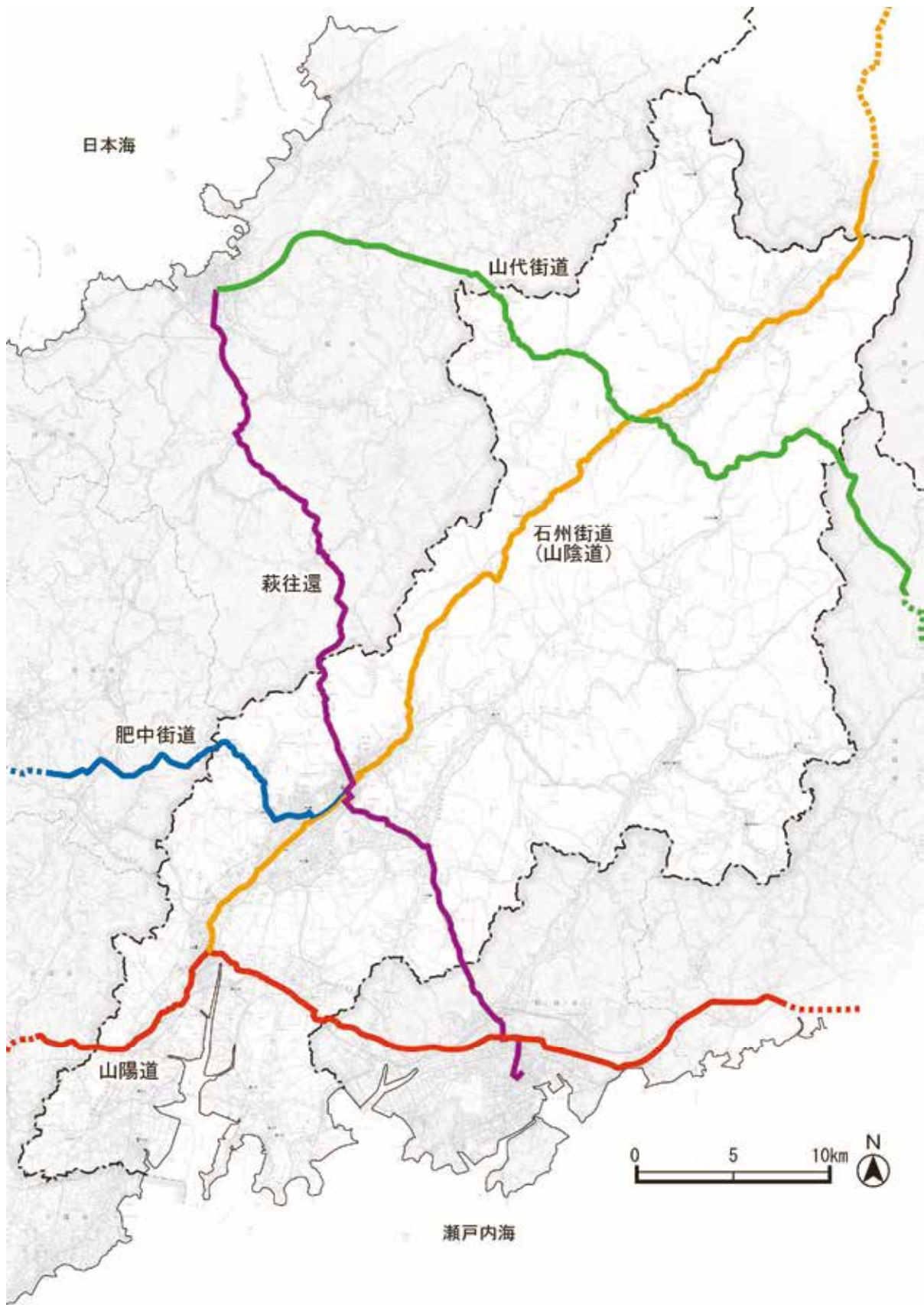


図 2-17 山口市の主要な街道

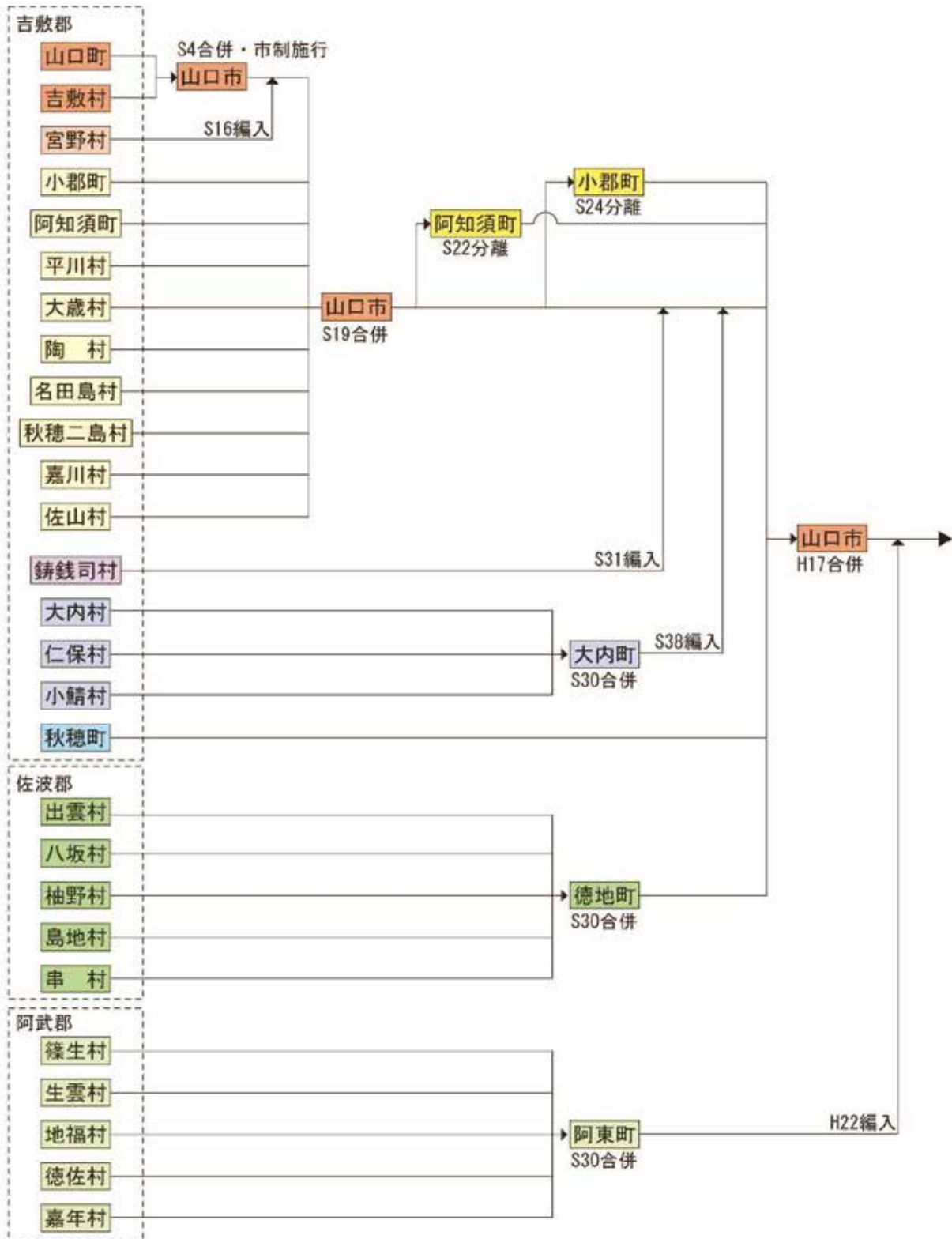


図 2-18 山口市の沿革

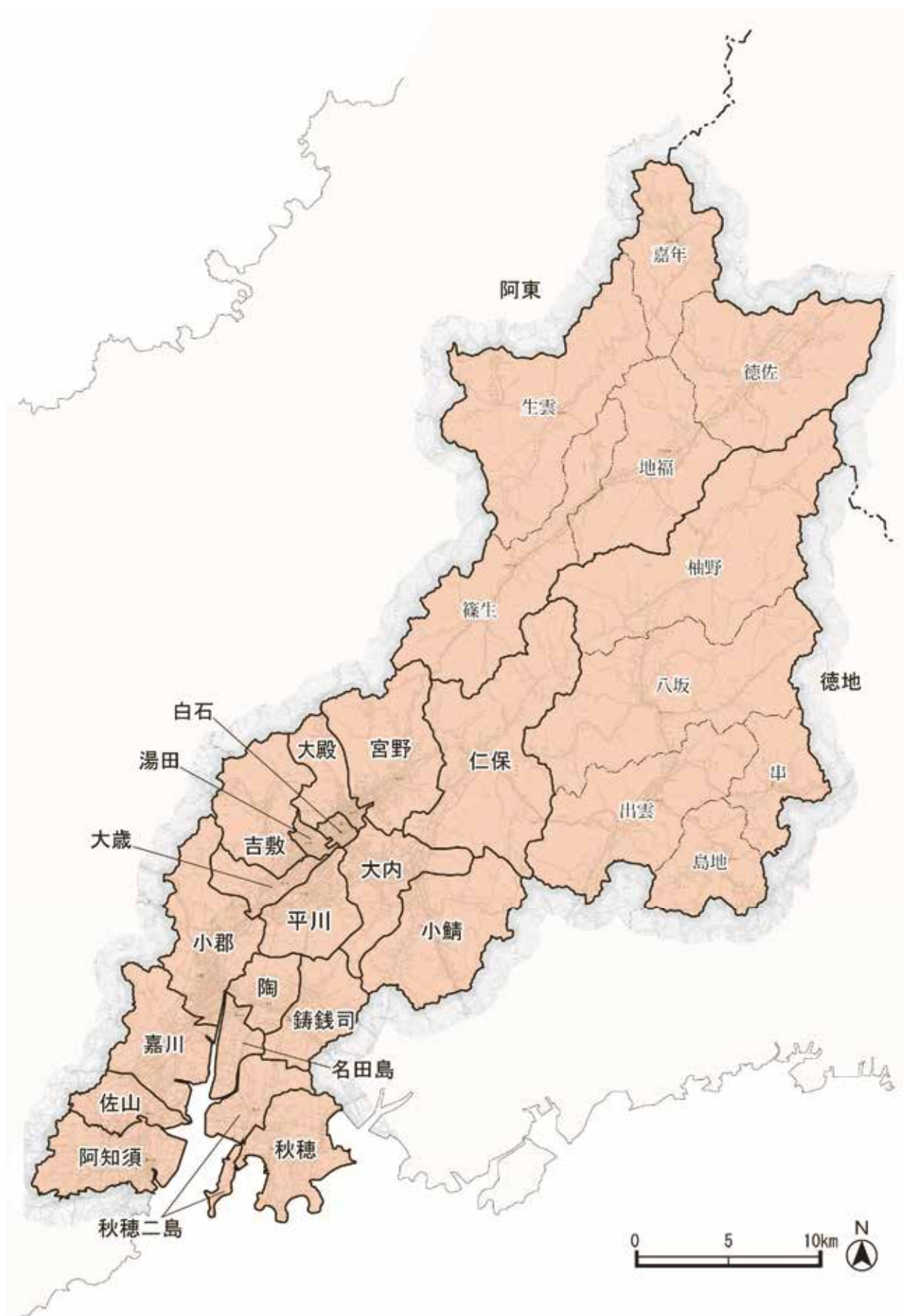


图 2-19 地域区分

第3章 山口市の歴史文化資源と歴史文化の特徴

1 歴史文化資源の状況

(1) 指定等文化財の状況

山口市には、令和元年12月6日現在で293件の指定・登録の文化財(以下「指定等文化財」という)があります(記録作成等の措置を講ずべき文化財、重要美術品を含むと302件)。

指定文化財は283件あり、国指定等57件、県指定80件、市指定146件となっています(表3-1)。類型ごとにみると、最も多いのが有形文化財の193件、次に多いのが記念物の68件で、これら2類型で全体の9割以上を占めます。これら2類型について類型内での内訳をみると、有形文化財では彫刻が、記念物では史跡、天然記念物の件数が多くなっています。そのほか無形文化財3件、有形民俗文化財5件、無形民俗文化財13件となっています。

文化的景観及び伝統的建造物群は選定されていません。

登録文化財は11件あり、有形文化財が9件、記念物が2件となっています。さらに、旧「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」に基づく重要美術品が6件あります。

本市は、平成17年と平成22年に2度の市町村合併をしています。旧市町指定文化財はそのまま新市の文化財に移行しています。ただし、一部については見直しを行っています。合併後は市指定文化財件数は概ね毎年1件程度増加しています。

指定等文化財数に占める各類型の割合は、国、県と基本的に同じです。

山口県内でみると、本市には最も多くの指定等文化財が存在します。国指定では有形文化財のうち建造物の件数が突出して多いこと、県指定では有形文化財のうち美術工芸品の件数が突出して多いこと、市町指定では有形文化財(美術工芸品)のうち彫刻、歴史資料の件数が多いことが特徴と言えます。



瑠璃光寺五重塔



法光寺阿弥陀堂の仏像



中領八幡宮の釣鐘



萩焼 大和保男



長門峡



江畑溜池堰堤



十二の舞

表 3-1 山口市の指定等文化財の件数(令和元年 12 月 6 日現在)

種別/指定		国	県	市	合計
指定文化財合計		57	80	146	283
国宝	建造物	1			1
有形（重要）文化財		34	63	96	193
	建造物	14	6	17	37
	絵画	6	12	11	29
	彫刻	3	20	30	53
	工芸品	4	3	12	19
	書跡		3	6	9
	典籍		3	4	7
	古文書	2		7	9
	考古資料		10	2	12
	歴史資料	5	6	7	18
無形文化財			2	1	3
有形民俗文化財		1	1	3	5
	重要有形民俗文化財	1			1
	有形民俗文化財		1	3	4
無形民俗文化財		1	4	8	13
記念物		20	10	38	68
	特別天然記念物	1			1
	史跡	10	2	18	30
	史跡及び名勝	1			1
	名勝	2	1	1	4
	史跡および天然記念物			1	1
	天然記念物	6	7	18	31
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財		1			1
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		1			1
登録有形文化財		9			9
登録記念物		2			2
重要美術品		6			6
	工芸品	3			3
	考古資料	1			1
	絵画	2			2

本市の指定等文化財の類型ごとの特徴としては、有形文化財のうち建造物や工芸品では、中世の大内氏に関わるものが多いこと、彫刻では、平安から鎌倉期にかけての仏像が仁保地域や徳地地域を中心に多く分布すること、記念物のうち史跡では幕末維新に関するものが多いことが挙げられます。

(2) 未指定等文化財の調査状況

旧山口市においては、平成元年から未指定文化財調査事業を行っています。この他にも大内氏関連の文化財に特化した調査も行っています。阿東地域においては、平成12年度から14年度にかけて文化財の悉皆調査を行い、調査成果をカード化しています。徳地地域においては、平成15年度に未指定文化財調査を行っています(表3-2)。小郡、秋穂、阿知須地域では、教育委員会による文化財調査は行われていません。この他、山口県教育委員会や文化庁においても未指定文化財調査が行われています(表3-3)。

平成29年度から令和元年度にかけては、本構想の策定に伴い本市の歴史文化の特徴を明らかにすることを目的として、市域全域を対象とした「文化財把握調査」を行いました(資料編「構想策定に伴った調査」参照)。今回の調査では、各地域選定の地域調査員による調査と、地域の方々への聞き取り調査の2種類の調査を行いました。対象は、第1章で定義した歴史文化資源(文化財保護法が対象とする文化財+その他の文化財)としました。

その他、本市においては自治体史や地区史等の編さんが行われており、編さん過程で史料調査が行われ、その成果が掲載されています(表3-4)。

表3-2 教育委員会が実施した文化財調査件数(指定文化財を含む)(平成31年4月1日現在)

種別	旧山口	新山口	阿東	徳地
有形文化財			897	31
建造物	39	4	585	0
絵画		3	48	3
彫刻		14	165	26
工芸品		3	71	0
書跡		1	11	0
典籍			0	0
古文書		1	10	2
考古資料			3	0
歴史資料		3	4	0
無形文化財			0	0
民俗文化財			10	2
有形		2	2	1
無形		1	8	1
記念物			104	45
史跡			72	13
名勝			3	4
天然記念物		7	29	28
合計	39	39	1011	78

※「旧山口」は平成17年の合併前の山口市、「新山口」は平成17年の合併以降の山口地域

※件数については、山口は調査件数、阿東、徳地は文化財数

表 3-3 県教育委員会が実施した未指定文化財調査の報告書

書 名	発行年月日	調査期間
山口県未指定文化財総合調査		
彫刻編	昭和58年 10月	昭和56・57年度
石造文化財編	昭和58年 3月	昭和57・58年度
史跡－中世－編	昭和60年 3月	昭和58・59年度
山口県の絵馬	昭和61年 3月	昭和60年度
つじどう一周防・長門の辻堂の習俗―	昭和62年 3月	昭和60・61年度
諸職と用具	平成元年 3月	昭和61・62年度
続山口県の絵馬	平成2年 9月	昭和62年度～平成2年度
山口県の庭園	平成6年 3月	平成3・4年度
草葺き屋根	平成7年 11月	平成5年度
萩藩宰判勘場跡	平成13年 6月	平成6年度
山口県の町並み	平成17年 3月	
歴史の道調査報告書		
萩往還	昭和56年 3月 31日	昭和55年度
山陽道	昭和58年 3月 31日	昭和56・57年度
赤間関街道	平成8年 3月	平成5～7年度
山代街道	平成14年 3月 30日	平成12・13年度
石州街道	平成17年 3月 30日	平成14～16年度
その他		
山口県の民家	昭和49年 3月 30日	昭和47年度
山口県民俗地図	昭和51年 3月 31日	昭和49・50年度
山口県古文書等所在確認調査報告書	昭和55年 3月	昭和54年度
山口県の近世社寺建築	昭和55年 3月	昭和53・54年度
山口県の諸職	平成2年 3月	昭和63・平成元年度
山口県地質鉱物緊急調査報告書	平成7年	平成5・6年度
山口県の近代化遺産	平成10年 3月	平成8・9年度
山口県の民俗芸能	平成12年 3月 31日	平成10・11年度
山口県の祭り・行事	平成20年 3月	平成17～19年度
山口市の民俗芸能	平成21年 3月	平成20年度
山口県の近代和風建築	平成23年 3月	平成20～22年度
山口県中世城館遺跡総合調査報告書 長門国編	平成29年 3月	平成23～28年度
山口県中世城館遺跡総合調査報告書 周防国編	平成30年 3月	平成23～29年度

表 3-4 自治体史等一覧表

1/2

書名	発行年月日	編著者	発行者
小郡町史	昭和 8 年 5 月 10日	能美宗一	小郡町役場
山口市史	昭和 8 年 12月 20日	山口市史編纂調査会	山口市役所
吉敷村史	昭和12年 4 月 10日	三坂圭治	磯村乙巳
周防国平川村史	昭和20年 3 月 30日	石川卓美	山口市役所平川出張所
仁保の今昔	昭和26年 7 月 5 日	高木九一	村誌刊行會
篠生村誌 第一輯	昭和28年 4 月	田中恒一	篠生村誌編纂委員会
鑄銭司村	昭和29年 9 月	内田伸	鑄銭司村公民館長 岡本貞江
山口市史 通史篇	昭和30年 10月 25日	山口市史編集委員会	山口市役所
小郡町史 増訂	昭和32年 12月 15日	能美宗一	小郡町
大内村誌	昭和33年 2 月 13日	河野通毅	大内公民館
山口市史 地区篇	昭和36年 3 月 30日	山口市史編集委員会	山口市役所
小鯖村史	昭和42年 3 月 1 日	坂倉道義	小鯖村史刊行会
秋穂二島史	昭和44年 11月	吉松慶久/内田伸	二島公民館
阿東町誌	昭和45年 6 月 10日	波多放彩	阿東町長 原勲
山口市史 各説篇	昭和46年 3 月 30日	山口市史編集委員会	山口市
陶村史	昭和49年 2 月	青木繁	陶村史編纂委員会
徳地町史	昭和50年 3 月31日	徳地町史編纂委員会	徳地町役場
阿知須町史	昭和51年 7 月10日	藤村忠明	
佐山の歴史	昭和53年 5 月 26日	藤村忠明	
小郡町史	昭和54年 4 月	小郡町史編集委員会	小郡町
名田島村史	昭和54年 10月 1 日	能美宗一/名田島公民館	マツノ書店(発売)
宮野八百年史	昭和56年 4 月 2 日	田村哲夫	宮野八百年史刊行会
阿知須町史	昭和56年 8 月 15日	阿知須町史編さん委員会	阿知須町
檜畑史	昭和56年 12月 17日	徳本他人	
秋穂町史	昭和57年 3 月	秋穂町史編集委員会	秋穂町
山口市史	昭和57年 12月 27日	山口市史編集委員会	山口市
仁保の郷土史	昭和62年 12月	仁保の郷土史編纂委員会	仁保の郷土史刊行会
徳佐村史 稿本 序巻、第1巻～第11巻、別巻	平成元年 3 月 31日	渡辺斧一	阿東文化協会郷土史研究会
郷土史 ふるさと嘉川	平成 6年 8 月	嘉川郷土史編纂特別委員会	嘉川建設振興会
山口市史 追補版	平成 9年 3 月 31日	山口市史編集委員会	山口市
郷土大歳のあゆみ	平成14年 12月 10日	大歳地区史編纂委員会	大歳自治振興会
徳地町史 (改訂版)	平成17年 9 月 30日	徳地町史編纂委員会	徳地町

表 3-4 自治体史等一覧表

2/2

書名	発行年月日	編著者	発行者
阿東町制施行五十年史	平成17年 11月	阿東町制施行五十年史 編集委員会	阿東町
山口市史 史料編 近世1	平成20年 3月	山口市	山口市
山口市史 史料編 大内文化	平成22年 9月	山口市	山口市
山口市史 史料編 考古・古代	平成24年 2月	山口市	山口市
山口市史 史料編 近代	平成24年 5月	山口市	山口市
山口市史 史料編 近世2	平成25年 3月	山口市	山口市
山口市史 史料編 民俗・金石文	平成27年 3月	山口市	山口市
山口市史 史料編 現代	平成27年 11月	山口市	山口市
山口市史 史料編 中世	平成28年 3月	山口市	山口市
郷土史ふるさと平川	令和元年 9月 2日	平川地区史編纂委員会 (平川史談会)	平川地区コミュニティ推進協議会

2 山口市の歴史文化の特徴

歴史文化基本構想における歴史文化とは、「文化財とそれを取り巻く環境（周辺環境）」です。

こうした点を踏まえ、前述した指定等文化財や、本構想策定に伴う文化財把握調査を通して明らかとなった山口市の歴史文化の特徴を、概括的に整理すると次のようになります。

【山口市の歴史文化の特徴】	
I	全体的な特徴
	①豊かな地域資源を生かしたものづくりの文化
	②陸・川・海の道と交流の遺産
	③多彩な建築文化や神社仏閣と人々の活動
	④地域に息づく生活文化と生業
II	時代ごとの特徴
	①多彩な地質・地形と自然（原始より前～現代）
	②旧石器時代から古墳時代の先人の足跡（原始～古代）
	③古代における手工業生産の展開（古代）
	④重源による東大寺再建とその遺産（中世）
	⑤今に息づく大内氏の歴史文化（中世）
	⑥萩藩による産業の振興（近世）
	⑦維新策源地・山口（近世・近代）
	⑧県都山口（近代～現代）

I 全体的な特徴

山口市の全体的な歴史文化の特徴を挙げると、以下のようになります。

① 豊かな地域資源を生かしたものづくりの文化（古代～現代）

山口市は多彩な地質を有するため、これら地下資源を活用したものづくりが行われました。また、農業生産力向上のための取組も行われました。

＜古代：須恵器*¹、銅銭、塩＞

古代には、瀬戸内海沿岸地域において、様々な手工業生産が行われました。古墳時代の終わり頃から美濃ヶ浜遺跡や大河内遺跡のある秋穂二島地域や秋穂地域では土器を使った塩づくりが行われました。奈良時代になると、陶地域から小郡地域南東部にかけては県内有数の窯業地帯となり、須恵器が大量に生産されました。鑄銭司地域では国の政策により天長2年(825)に鑄銭司が設置され、以後200年間唯

¹ 須恵器(すえき)：古墳時代中頃から奈良・平安時代まで作られた灰黒色の陶質土器。一部轆轤(ろくろ)を利用して作り、穴窯(あながま)を用いて1200℃くらいの高温で焼く。朝鮮半島から到来した技術で、祝部土器(いわいべどき)ともいう。

一の貨幣鑄造所として機能しました。また、金属生産に関しては阿東地域の蔵目喜銅山において採銅が行われたという伝承もあります。

<中世:木材、紙>

徳地地域の木材は、重源¹による東大寺の再建以前から良材として知られていたと考えられます。また、徳地産の木材の中には、日宋貿易で中国に輸出されたものもありました。阿東地域を含む長門国阿武郡も木材調達地となっていました。中世の記録に、「とくち得地紙」という記述が見られることから、徳地地域で中世には既に紙漉きが盛んに行われていたことが分かります。

<近世:米、塩、紙、蠟など>

近世において萩藩は、周防灘沿岸地域において江戸前期以来干潟の開作（干拓）を行い、同時に灌漑施設としての溜池や、潮止めの樋門等を整備しました。こうした新田開発の進展によって米の収穫量が増大しました。

また、産業振興にも力を入れ、防長三白(米、紙、塩)(蠟燭を含めて「防長四白」ともいう)を領外へ移出し、大きな利益を上げました。

その他の主な産業としては、海運の発展による廻船業（阿知須浦など）、一の坂銀山、蔵目喜銅山等の鉱山開発による鉱工業があります。

<近代・現代>

近代以降、阿東地域のなしやりんご、秋穂地域の車えびといった農林水産業における特産品が生み出されました。

※具体的な内容については75～80頁参照

② 陸・川・海の道と交流の遺産（古代～現代）

山口市は中国山地の西端付近に位置することから山地の高度が低く、そこを越えての連絡も比較的簡単なため、様々な交通路が発達し、交流が行われました。この特徴は、防長両国の一体感をもたらす一つの要因となったと考えられます。陸上交通では、山陽道、石州街道、肥中街道、秋穂街道、萩往還、山代街道などがあります。これらは、ルートの変更を伴いながら、現代へと引き継がれています。

また、少なくとも中世からは川を利用した木材の移動（流し）、舟運が行われ、近世になると海上交通と廻船業が発達し、港や港町が形成されました。

こうした交通網による交易・交流を背景に培われた有形・無形の文化財が、街道沿いや港町などに息づいています。

さらに、近代には陸上交通として、現在のJR山陽本線、同山口線、及び軽便鉄道²が引かれました。

※具体的な内容については69～71頁参照

¹ 重源／俊乗房重源(ちょうげん／しゅんじょうぼうちゅうげん)：重源(1121～1206)は、13歳で出家し各地で修行。47歳で中国の宋に渡り、最新の技術や文化を学んだ。重源が60歳の時に、平氏(源平合戦)によって東大寺が焼かれ、その後の人生を東大寺再建に捧げ、大仏殿の多数の柱は周防国(山口県)から切り出して瀬戸内海を船で運んだ。

² 軽便鉄道(けいべんてつどう)：線路の幅が狭く、機関車・車両も小型の小規模の鉄道。建設費・維持費は抑制されるが、最高速度が低く輸送力も小さいことから、軌間(レールの幅)が違う場合は積み替え・乗り換えの不便が生じる。

③ 多彩な建築文化や神社仏閣と人々の活動（中世・近世・近代・現代）

山口市には、数多くの神社仏閣があります。その中には歴史的建築物を擁するものも多く、中世に建築された国宝瑠璃光寺五重塔、重要文化財の月輪寺薬師堂、洞春寺観音堂・山門、八坂神社本殿、近世に建築された重要文化財の古熊神社本殿・拝殿など様々な建築様式を見ることができます。また、近代（大正）に建築された重要文化財の山口県旧県庁舎や県会議事堂や有近家住宅（近代和風建築）、旧県立山口図書館の書庫であった建物を保存・再生したクリエイティブ・スペース赤れんが（登録有形文化財）、また、再建された山口サビエル記念聖堂や山口情報芸術センターなどもあり、中世から現代に至る多彩な建物が各地に息づいています。

さらに、こうした建物やその敷地・境内などを利用し、伝統行事やイベントなど様々な活動が営まれています。代表的なものとして、八坂神社の境内で行われる鷺の舞、秋穂八十八ヶ所お大師まいり、徳佐八幡宮のさくら祭り、瑠璃光寺五重塔のライトアップやキャンドルライトのイベント（山口ゆらめき回廊）などがあります。

また、神社仏閣には鳥居や石灯籠等の建造物や、仏像や絵画等の美術工芸品も存在し、当時の人々の神仏に対する信仰を物語るものとなっています。

※具体的な内容については84～86頁参照

④ 地域に息づく生活文化と生業（近世・近代・現代）

山口市には、無形文化財や多種多様な有形・無形の民俗文化財、特産品や食文化、生業などが地域に息づいています。

無形文化財としては、県指定の鷺流狂言や萩焼、市指定の徳地手漉き和紙があります。無形民俗文化財としては、国指定の地福のトイトイ、県指定の小鯖代神楽舞、鷺の舞、陶の腰輪踊、徳地人形浄瑠璃、市指定の須川の山固め神事、生雲八幡宮奴道中などがあります。有形民俗文化財としては、国指定の岸見の石風呂、市指定の日地石風呂、加茂石風呂があり、その他にも未指定の石風呂が多数存在します。

特産品や生業としては、大内人形（大内塗）、山口萩焼があり、食に関しては、酒（酒造）、阿知須、徳地、阿東の和牛肉、阿東のりんご、徳地のシイタケ、ワサビ、秋穂の車えびなどがあります。

※具体的な内容については78～80頁参照

II 時代ごとの特徴

次に、山口市の時代ごとの歴史文化の特徴を挙げると以下のようになります。

① 多彩な地質・地形と自然（原始より前～現代）

山口市域にはバラエティに富む地質・地形が存在し、長門峡、長者ヶ原といった自然の造形美（景観）と環境を形づくっています。このうち長門峡は国の名勝、長者ヶ原は県立自然公園として保全、活用されています。

地質に関しては金属、非金属、燃料、温泉といった多様な資源があり、鉱工業や観光などの産業を支えており、本市の全体的な特徴であるものづくりの文化の基盤となるものといえます。このうち温泉に関しては、市内には湯田温泉をはじめ8つの温泉があります。

また、貴重な動植物の生息・生育地が各地に存在します。指定文化財では、国指定の特別天然記念物が1件、国指定の天然記念物が6件、県指定が7件、市指定の天然記念物が19件（1件は史跡及び天然記念物）あります。

※具体的な内容については51～53頁参照

② 旧石器時代から古墳時代の先人の足跡（原始～古代）

山口市における人々の営みは、旧石器時代にまでさかのぼり、宇部台地上に所在する嘉川地域や阿知須地域、小鯖地域ではこの時期の石器が確認されています。

縄文時代には定住が進み、それを裏づける多数の遺跡が確認されています。

続く弥生時代には、米づくりが行われるようになり食糧の備蓄が可能となったことから、遺跡数はさらに増加し、阿東地域の宮ヶ久保遺跡では衣食住以外に祭祀を行っていたことが分かっています。また、吉敷・大歳地域の朝田墳墓群等ではムラを治める有力者が現れたことをうかがい知ることができます。

古墳時代になると各地に有力者の墓である古墳が築かれました。代表的な古墳として、円墳では湯田地域の赤妻古墳、嘉川地域の浄福寺古墳、大内地域の大塚1号墳、前方後円墳では大内地域の大内氷上古墳、吉敷地域の新宮山1号墳、阿東地域の狐塚古墳等があります。

また、吉敷・大歳地域の朝田墳墓群では弥生時代に引き続き集団墓が築かれました。

古墳時代は地理的に近い北部九州の影響を受ける一方で、埋葬施設や副葬品の中には畿内政権との交流を示すものも認められます。

こうした遺跡は、黎明期の山口市の姿や先人達の足跡を周辺環境と合わせて今に伝える歴史文化と言えます。

※具体的な内容については72～74頁参照

③ 古代における手工業生産の展開（古代）

陶地域では須恵器が大量生産されました。陶地域や陶地域の西に位置する小郡地域には50基以上の窯跡の存在が確認されており、奈良・平安時代の一大窯業地帯であったことが分かります（陶窯跡群、百谷窯跡）。鑄銭司地域では天長2年(825)に鑄銭の役所・工房である鑄銭司が設置され、国内唯一の鑄銭司として、その後約200年にわたって銅銭が鑄造されました。周防鑄銭司関連の遺跡は、鑄銭司地域のみならず陶地域にも分布しています。陶地域、鑄銭司地域には山陽道が通り、駅家¹が置かれていたと考えられることから、本地域は交通の要衝であったこととなります。そこに手工業生産に関わる遺産が集中して分布することは、本地域が古代山陽道沿線に展開した工業地帯であったことを示すものと言えます。

これらは、古代の手工業生産と交通の在り方を今に伝える歴史文化と言えます。

※具体的な内容については75～77頁参照

¹ 駅家(うまや/「えきか」ともいう。)：律令制において、駅使(公用の使者)に馬(駅馬)や宿舎・食糧を提供した施設。山陽道の場合、九州につながる大路として、原則、30里(16km)ごとに駅家を設けていた。

④ 重源による東大寺再建とその遺産（中世）

重源は、平氏による南都焼討ちにより焼失した東大寺の再興の責任者として、東大寺より周防国に派遣されました。

重源は、徳地地域の杣山¹に入り木材を切り出し、東大寺再建を果たしました。その際、木材を瀬戸内海まで流すために佐波川閘水を築き、また、木材切り出しに従事する人々の疲労回復や治療のために、石風呂を造ったと言われており、現在も多数の石風呂が残っています。また、徳地地域には県内最古の木造建造物と考えられる月輪寺薬師堂や、法光寺阿弥陀堂の仏像等の多くの彫刻が存在します。

これらは、一大国家プロジェクトを成し遂げた歴史上の人物・重源と徳地地域の関わりをうかがい知ることのできる歴史文化と言えます。

※具体的な内容については54～56頁参照

⑤ 今に息づく大内氏の歴史文化（中世）

大内氏は平安時代には周防国衙²に仕える在庁官人でしたが、次第に力をつけ、鎌倉時代には幕府の御家人として、東大寺と対抗するまでになります。その後、南北朝時代に山口に拠点を移し、領国経営を行いました。大内氏は当時の都である京都と密接な関係を築き、さらに拠点を本州の西端にもつという地の利を生かし、積極的に朝鮮半島や中国大陸と交易を行いました。また、文化振興にも力を入れて、後に大内文化といわれる文化を築きました。

大内氏の本拠である大殿地域には居館跡である館跡をはじめ、国宝瑠璃光寺五重塔等の寺社建造物や今八幡宮鯉口等の美術工芸品といった多くの文化遺産が今に伝わっています。中でも、神社建築においては楼門の左右に翼廊を配置し、楼門・翼廊を一連の板張りにする「楼拝殿造」という山口独特の形式が生み出されました。大殿地域外の地域にも大内氏にまつわる歴史文化遺産が多く存在します。

※具体的な内容については57～59頁参照

⑥ 萩藩による産業の振興（近世）

萩藩は、米の収穫量を増やすために、周防灘沿岸地域において江戸前期以来干潟の干拓を行い、同時に灌漑施設としての溜池や、潮止めの樋門が造られました。江戸中期の安永期には名田島新開作南蛮樋が造られました。灌漑施設としては、慶安4年(1651)頃に現在の鑄銭司地域から防府市台道にまたがる長沢池が造られました。近世の干拓により現在の海岸線の多くは生み出されており、地形に開作の展開の歴史を見ることができます

また、防長三白(米、紙、塩)(燭蠟を含めて「防長四白」ともいう)を領外へ移出し、大きな利益を上げました。その他の産業では、海運の発展により阿知須浦に廻船業が栄え、鋳工業では、一の坂銀山、蔵目喜銅山等の鋳山開発が進みました。阿知須浦では、廻船業の盛行に伴う集落の発達に対応するため、江戸時代後期に瓦葺、大壁造の住宅が生み出されました。

※具体的な内容については60～62頁、78～80頁参照

¹ 杣山(そまやま):木材を切り出す山、または木材にするための木を植えた山。杣(そま)とは、材木を得ることを目的とする山のほかに、山林で伐木に従事する人びとをさす。

² 国衙(こくが):律令制で国司(中央から派遣され、政務をつかさどった地方官)が政務を執った役所。国府は国衙以外の様々な施設・場所を含めた広い範囲を指し、「国衙」は役所そのものを指す。

⑦ 維新策源地・山口（幕末維新：近世・近代）

文化12年(1815)、上田鳳陽¹が開いた山口講堂は、文久元年(1861)に山口明倫館と改称し、維新の動乱期に優秀な人材を輩出しました。

文久3年(1863)、毛利氏は萩から山口に藩庁機能を移し、山口は再び防長両国の政治的中心地となりました。市内には山口城跡や旧山口藩庁門、十朋亭、枕流亭をはじめとした多くの幕末維新関連遺産が存在します。また、西洋諸国から国を守るため、身分を問わず志のある者を集めて奇兵隊²が結成され、それにならって藩内各地に諸隊が結成されました。山口市域で結成された諸隊には、八幡隊³や集義隊⁴、鴻城隊、荻野隊等があります。

※具体的な内容については63～65頁参照

⑧ 県都山口（近代～現代）

明治時代に入り、藩庁がそのまま県庁となったことから、それ以後、山口は今日まで山口県の県都となり、政治的、経済的、文化的に重要な役割を果たすこととなりました。山口には山口県関係の諸機関が設けられ、山口裁判所、山口郵便局、山口電信局、広島鎮台山口分屯所等も設置され、県都山口の骨格が形づくられました。このため、市街地には、明治6年(1873)に山口電信局舎として建てられた初期洋風建築である末宗家住宅主屋、明治10年(1877)頃に開業し明治の元勳も訪れた料亭である菜香亭、明治20年(1887)頃に建てられたと考えられる擬洋風建築の河村写真館等の近代の優れた建造物が残っています。文教関連では、明治13年(1880)に山口中学校が開設され、明治27年(1894)には山口高等学校、明治38年(1905)には山口高等商業学校と改称されました。明治36年(1903)には山口県立山口図書館が開設されました。

※具体的な内容については66～68頁参照

¹ 上田鳳陽(うへだほうよう):上田鳳陽(1769～1854)は、江戸時代中期～後期の儒学者、国学者。現在の山口市大内の生まれ。藩費生(藩が費用を負担した特待生)の待遇を受け、藩校明倫館で修学する。文化12年(1815)、学問所として山口講堂(後に山口明倫館と改称)を開設。山口大学建学の祖でもある。

² 奇兵隊(きへいたい):文久3年(1863)、長州藩で結成された藩士と藩士以外の武士及び農民・町人からなる混成部隊。奇兵とは不正規の軍隊をさす。組織にあたったのは同藩士高杉晋作(1839～1867)で、身分にこだわらず、広く同藩の農民、町人からも有志を募り、平民軍の発端をなした。

³ 八幡隊(やわたたい):八・一八政変(文久3年(1863)8月18日、三条実美ら尊王攘夷派の公家及び長州藩を京都から追放した政変)の後、帰藩した堀真五郎(1838～1913、長州藩士)と久坂玄瑞(1840～1864、同)などが語り合って創設された有志隊。山口の今八幡宮の神主宅で結成された。

⁴ 集義隊(しゅうぎたい):高杉晋作(1839～1867)により、身分を問わない奇兵隊が結成されると、それに触発されて農民、町人、漁師、猟師、神官、力士、僧侶など藩士以外の様々な身分の者からなる義勇軍的な部隊が数多く結成され、その数は百を超えた。集義隊もその一つ。

3 山口市における歴史文化資源の現状と課題

(1)現状

ア 調査

調査は歴史文化資源の価値を明らかにする作業であり、歴史文化資源を保護するための第一歩となるものです。

合併前の旧市町単位（山口、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）では、山口、徳地、阿東において教育委員会による未指定調査が実施されています。山口では平成元年度から指定候補となる文化財について専門家による調査が継続的に行われています。徳地では平成 15 年度に保存のための基礎資料とすることを目的に調査が行われました。阿東では平成 12 年度から 14 年度にかけて地元調査員による悉皆調査が行われました。

また、本市においては自治体史や地区史等の編さんが行われており、編さん過程で史料調査が行われ、その成果が掲載されています(表 3-4)。

イ 保存

未指定文化財の調査の結果、指定に値すると判断されたものについては、文化財審議会で指定の可否を判断し、指定や登録を行っています。

指定等文化財については、その保存活用の万全を期すために保存活用計画等の策定の推進の必要性が指摘されています。本市においては、記念物において保存活用計画(保存管理計画)の策定を行っています。

指定文化財を維持・保存するため、または保存した上で活用に資するために保存修理事業を行っています。文化財の保存修理事業は基本的に所有者が行います。指定文化財の保存修理については指定区分(国、県、市)に応じた補助制度があります。現在、本市においては、大内氏遺跡、名田島南蛮樋、常德寺庭園の記念物の保存修理事業を行うとともに、寺社や個人所有の文化財の保存修理についての助言・支援を行っています。なお、文化財を良好な状態で維持するには、日頃からの適切な維持管理が必要となります。指定等文化財の維持管理についても指定区分(国、県、市)に応じた補助制度があります。

本市では、国、県、市指定の無形文化財、民俗文化財については、その保存伝承活動の振興を図るために、文化財等の保存伝承又は公開に関する事業にかかる費用について補助を行っています。また、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財については記録作成を行っています。

未指定文化財のうち、維持できないものについては、必要に応じて記録保存を行っています。

ウ 活用

歴史文化資源の「活用」とは、その価値やその魅力を多くの人々に伝え、広く社会に理解をしてもらうことです(『歴史文化基本構想策定ハンドブック』)。

本市では、歴史文化資源の情報発信のために、これまで指定等文化財のパンフレットやホームページを作成し、情報の発信を行っています。また、市の所管する歴史民俗資料館等では展示を通して、本市の個性を発信しています。また、埋蔵文化財や資料館所蔵資料を用いた文化財教室も行っています。学校や地域からの申し出があった場合には、出前授業や講師派遣を行っています。

記念物等の活用のための整備を行う際には説明板等の設置、パンフレットの作成等を行い、見学者に文化財の価値を理解してもらえるようにしています。また、保存修理事業の際には、現場公開を行っています。

文化財やその価値を積極的に発信するために、整備を行った文化財でのイベント等も開催しています。大内氏の居館のあった大殿地域では、大内氏遺跡や十朋亭関連の文化財についての情報提供やそれらを利用してのイベントを民間に委託して行っています。

観光部局等の他の部局との連携については十分とは言えず、文化財の周知や価値の発信が効果的になされていないのが現状です。

民間による情報発信では、山口市観光ボランティアガイドの会ややまぐち萩往還語り部の会等により、観光客等を対象としたガイドが行われています。

民間や所有者による文化財の活用では、国宝瑠璃光寺五重塔の内部公開、ライトアップや常栄寺庭園のライトアップ等が行われています。

(2)課題

ア 調査

未指定文化財調査が未実施の地域があることや、調査を行っている地域においては調査手法や対象種別に偏りがあるために、本市の歴史文化資源の把握は不十分な状況にあります。

イ 保存

文化財の指定・登録制度は、文化財の保護を万全にするための最も有効な手段ですが、文化財の種類ごとにみると、国、県同様に民俗文化財の指定数が少ない状況にあります。

また、昨今では、国、地方自治体(県、市)の財政状況が厳しく、予算的な理由で修理事業に着手できなかったり、修理に着手したとしても当初予定より修理期間が延びたりすることがあります。

さらに、無形文化財や民俗文化財では人口減少(過疎化)や少子高齢化による担い手不足が問題となっています。

加えて、昨今は豪雨災害をはじめ大きな災害が毎年のように発生していることから、歴史文化資源が被災するのを防ぐため、災害に対して備える必要があります。

ウ 活用

本市においては、講演会や歴史民俗資料館等での展示を通して情報発信を行っていますが、こういった情報をより多くの人々に見てもらい、本市の歴史文化に関心を深めてもらうことが課題となっています。また、市民の歴史文化への関心をさらに広げるために、歴史文化資源にあまり関心のない人々にも歴史文化資源と接する環境が十分に整っているとは言えません。

観光部局等の他の部局との連携については十分でないため、文化財の周知や価値の発信が十分に行われないという課題があります。

文化財の魅力ある活用には、文化財の価値を積極的に発信する人材や団体が必要となりますが、本市においてはこのような人材や団体が少ないため、文化財の持つ魅力を十分に発信できていないと言えません。

第4章 山口市における関連文化財群

1 関連文化財群の設定

(1) 設定の目的

第3章で述べた山口市の歴史文化の特徴をもとに、関連文化財群^{*1}を設定します。

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定にかかわらず様々な文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えたもので、関連する歴史文化資源を群として捉えることで、本市の歴史文化の特徴や価値をわかりやすく魅力的に発信することを目的としています。

関連文化財群は、モデルとしての性格を有し、今後の具体的な取組を先導する役割を担うことを意図するものです。

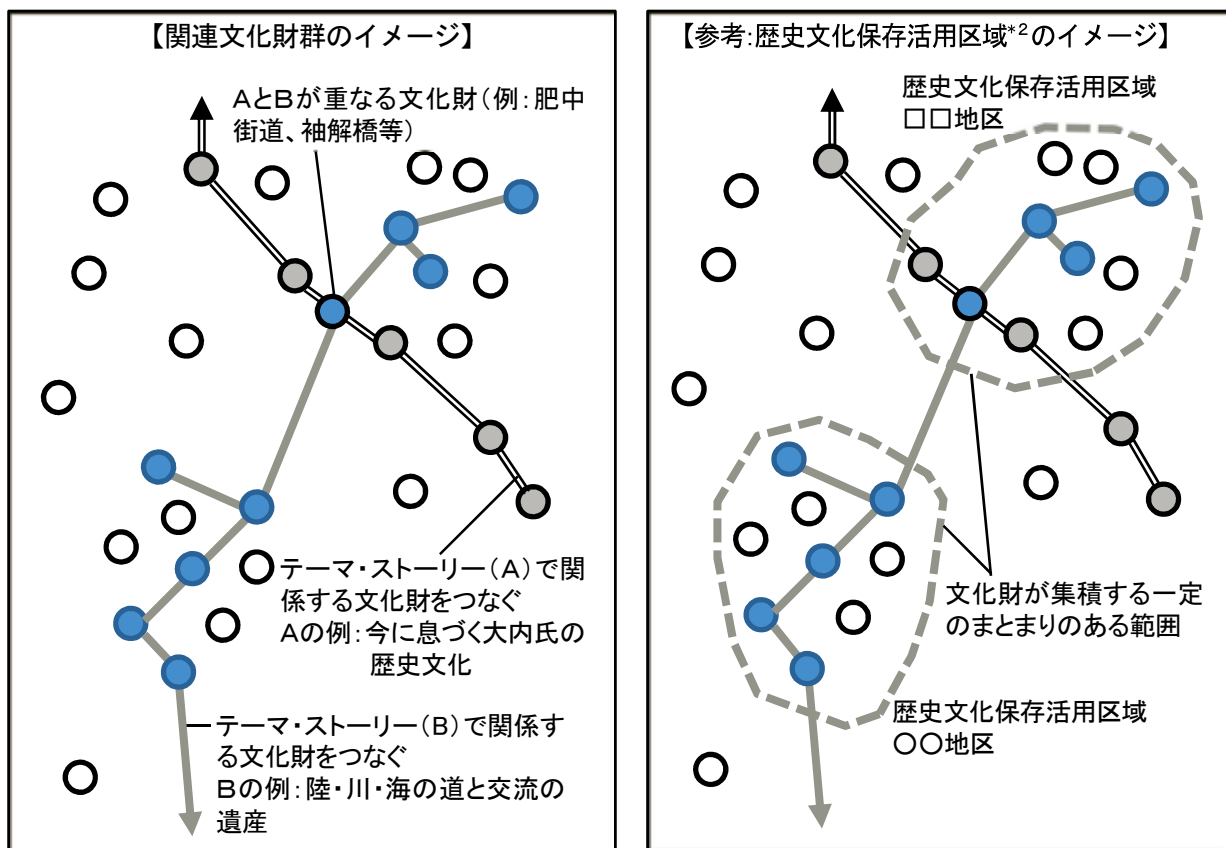


図 4-1 関連文化財群と歴史文化保存活用区域のイメージ

¹ 関連文化財群(かんれんぶんかざいぐん):地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」(関連文化財群)としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用してゆくというもの。様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで生かす方策

² 歴史文化保存活用区域(れきしぶんかほぞんかつよういき)不動産である文化財や有形の文化財だけではなく、無形の文化財も含めて文化財が特定地域に集中している場合に、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、当該文化財(群)を核として文化的な空間を創出するための計画区域として定めることが望ましい区域。

(2) 設定の考え方

山口市において、複数の歴史文化資源を相互に関連づけて保存・活用するため、次のような考え方に基づき、関連文化財群を設定します。

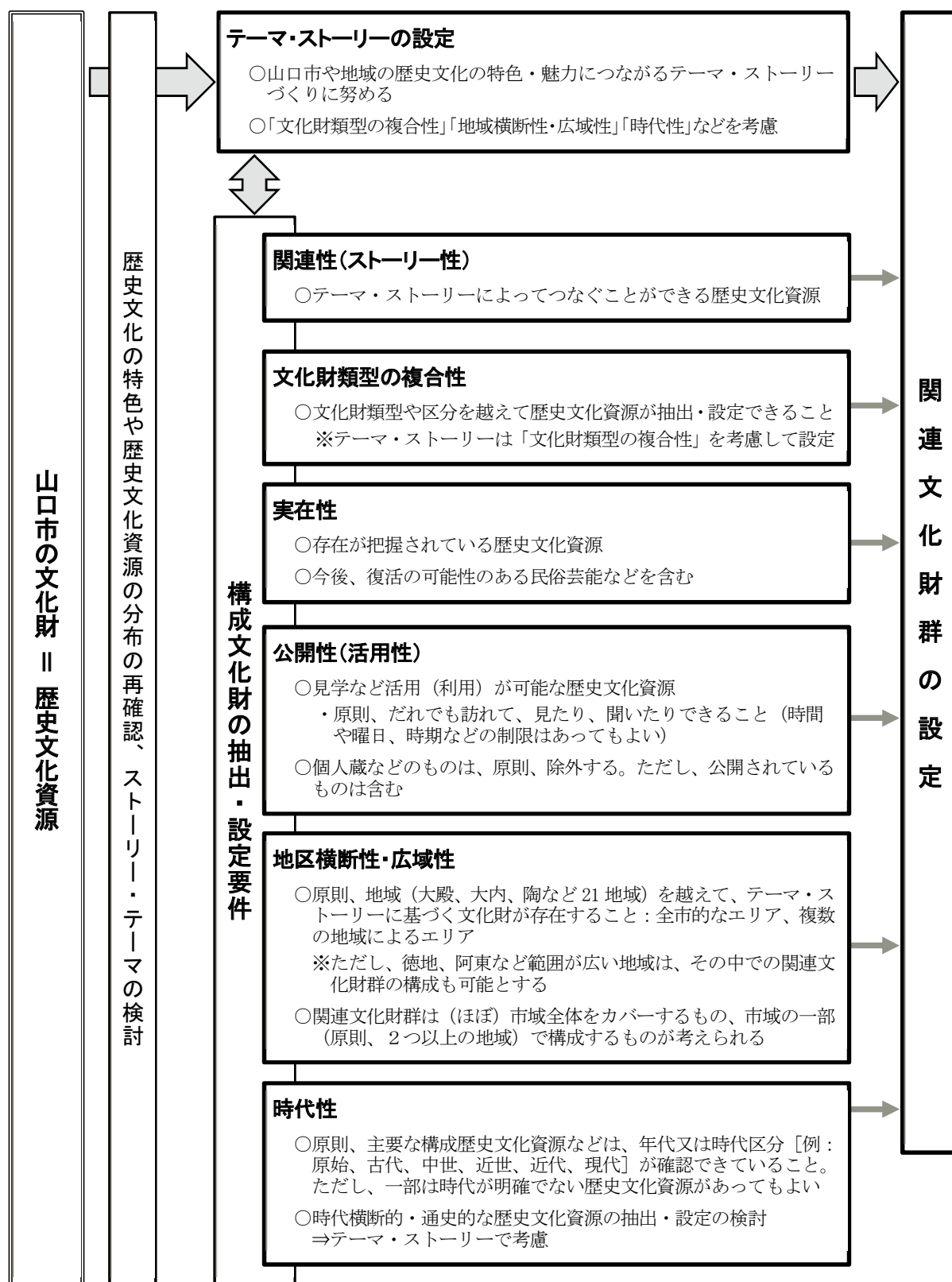


図 4-2 関連文化財群の設定の考え方

2 関連文化財群

山口市の歴史文化の特徴及び関連文化財群の設定の考え方を踏まえ、主要な歴史文化資源やその分布を勘案しながら、テーマ等を検討し、12の関連文化財群を設定します。これらの関連文化財群は、「Ⅰ地質と地形」、「Ⅱ政治と文化」、「Ⅲ交流と交易」、「Ⅳ生業と生活文化」、「Ⅴ信仰と風習」に関するものから成っています。

こうした関連文化財群をもとに、市民・地域活動団体等の主体的な参加を促し、文化財をその周辺環境を含めて守り、生かす取組の展開を目指します。また、これら関連文化財群は、本構想策定後も見直しや新たな関連文化財群の設定などを検討することとします。つまり、本構想で示す関連文化財群は、モデルとしての性格を有し、今後の具体的な取組を先導する役割を担うことを意図するものです。

ここでは関連文化財群の全体像を概略的に示すこととし、個々の関連文化財群のストーリーや構成要素などについては、この次の「3 関連文化財群の内容」で詳細に整理しています。

なお、図4-1で示しているように、構成要素は複数の関連文化財群に関係することがあり、それは歴史文化資源の有する多面的な内容を表すものです。

表4-1 関連文化財群

1/2

大項目	関連文化財群	主な構成要素 ◆指定・登録 ◇未指定等	エリア	
Ⅰ 地質と地形	① 多彩な地質・地形と造形美 特徴的な地質・地形、それらがもたらす資源、 景観を中心とした関連文化財群	◆長門峡 ◇長者ヶ原 ◇火の山連峰	◆白石山 ◇鳴滝	全市的 エリア
Ⅱ 政治と文化	② 重源による東大寺再建の足跡 重源による東大寺の再建の足跡やその遺産を 中心とした関連文化財群	◆佐波川関水 ◆月輪寺薬師堂 ◆岸見の石風呂 ◆法光寺阿弥陀堂の仏像 ◆法光寺石造十三重塔		徳地 エリア
	③ 今に息づく大内氏の歴史文化 大内氏に関わる遺跡や建造物、今に生きる大 内文化と人びとの活動に関わる関連文化財群	◆大内氏遺跡附凌雲寺跡 ◆瑠璃光寺五重塔 ◆常栄寺庭園 ◆乗福寺伽藍図 ◇肥中街道		全市的 エリア
	④ 毛利氏による開作のあゆみ 開作の歴史や遺産、生み出された土地を生か した特産物などに関わる関連文化財群	◆名田島新開作南蛮樋 ◇慶安開作記念碑 ◇小郡開作経塚経塔 ◇一宝家文書 ◆三神社 ◇南若土手 ◆長沢池		小郡、嘉川、 陶、鑄銭司、 名田島、秋穂二島、 秋穂、佐山、 阿知須エリア
	⑤ 維新策源地・山口 明治維新における山口の役割や維新の志士、 近代を築いた人々の足跡に関わる関連文化財群	◆大村益次郎関係資料 ◆山口大神宮小郡遥拝所 ◆旧山口藩庁門 ◆十朋亭 ◇南園隊屯所跡 ◆枕流亭		全市的 エリア
	⑥ 県都山口 県庁所在地となり発展する過程で生み出され た、政治、経済、文化に関わる関連文化財群	◆山口県旧県庁舎及び県会議事堂 ◆山口県行政文書 ◇山口市菜香亭 ◆河村写真館 ◆末宗家住宅主屋		大殿、白石 エリア
Ⅲ 交流と交易	⑦ 陸・川・海の道と交流の遺産 街道や海道、舟運のルートや結節点、宿場 町・港町などに残されている遺産、文化に関 わる関連文化財群	◇国境の碑 ◇阿知須いぐらの館 ◆陶峠下一里塚 ◆萩往還 ◆徳地人形浄瑠璃		全市的 エリア

表 4-1 関連文化財群

大項目	関連文化財群	主な構成要素 ◆指定・登録 ◇未指定等	エリア
Ⅳ 生業と 生活文化	⑧ 山口の黎明期における先人の暮らし 弥生時代・古墳時代における遺跡・遺物を通じてうかがい知ることのできる先人の足跡に関わる関連文化財群	◆宮ヶ久保遺跡出土木製品 ◇上東遺跡 ◇西遺跡 ◆朝田墳墓群 ◆浄福寺古墳	全市的 エリア
	⑨ 古代山陽道沿線に展開した工業地帯 古代山陽道沿いに展開した手工業生産に関わる関連文化財群	◆周防鑄銭司跡 ◆百谷窯跡 ◆陶陶窯跡 ◇鑄銭司古図 ◇司家跡	陶、鑄銭司 エリア
	⑩ 地域資源を生かした産業 古代から現代におけるものづくりの遺産に関する関連文化財群	◇美濃ヶ浜遺跡 ◆徳地手漉き和紙 ◆山口萩焼 ◇蔵目喜鉦山跡 ◇湯田温泉	全市的 エリア
	⑪ 自然と向かい合った人々の努力の足跡 近世から現代における土地改良等に関する関連文化財群	◆榎野川修工記碑 ◇郷之尾堤碑 ◆椎ノ木峠トンネル ◇島地下畑の用水 ◆江畑溜池堰堤	全市的 エリア
Ⅴ 信仰と風習	⑫ 安穏な生活への願いと祈り 祭りや年中行事とその舞台を中心とした関連文化財群	◆地福のトイトイ ◆平川の大スギ ◆陶の腰輪踊り ◆須賀社厄神舞	全市的 エリア

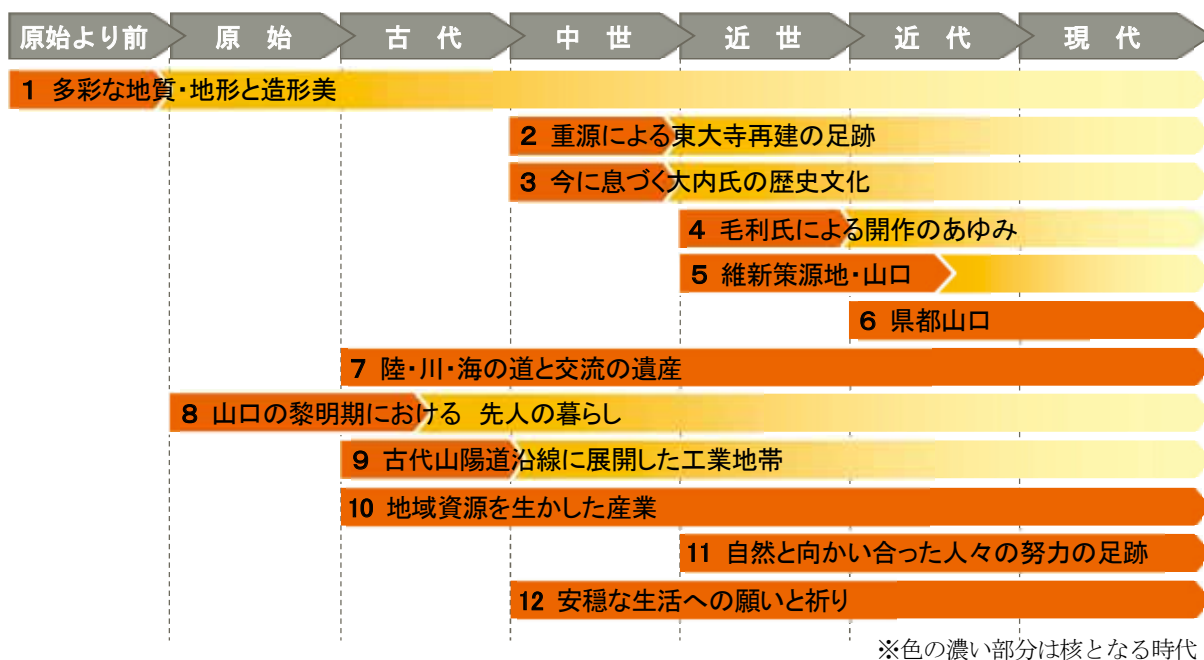


図 4-3 時代の流れと関連文化財群

<時代区分について>

日本史における時代区分は、各時代の画期をいつに置くかにより諸説ありますが、ここでは教科書(教材)としても利用されている「図説日本史」(発行者:東京書籍)を参考にして、下記のように設定しています。

原始:旧石器時代・縄文時代・弥生時代

近世:安土桃山時代・江戸時代

古代:古墳時代(ヤマト王権の成立)から飛鳥時代・奈良時代・平安時代

近代:明治時代・大正時代・昭和時代(太平洋戦争終結まで)

中世:鎌倉時代・室町時代

現代:太平洋戦争終結後から現在まで

※地質時代:有史時代より以前を指します(地球誕生から現在までを指すこともあります)が、ここでは原始より前として使用します。

3 関連文化財群の内容

①多彩な地質・地形と造形美

a)概要

本関連文化財群は、特徴的な地質・地形、それらがもたらす資源、景観を中心とするもので、市内全域に分布します。

b)ストーリー

山口市は、中国山地の西端付近に位置し、比較的なだらかな山地部に抱かれながら、瀬戸内海に注ぐ榎野川、佐波川、日本海に注ぐ阿武川を中心として、平野や盆地などが形成されています。自然が育んだ造形美は人々を魅了し、信仰や観光の対象となりました。バラエティーに富む地質は豊かな地下資源を育み、ものづくりの原料を提供しました。

市北東部の阿東地域を中心とする地域は、古生代^{*1}に県内では形成時期の古い蔵目喜石灰岩が形成されました。続く中生代^{*2}には石灰岩に火成岩が貫入し、スカルン鉱床が形成されました。新生代には青野山火山群の活動により徳佐から津和野に向けて流れていた河川がせき止められ、現在の徳佐から篠目にかけてみられる細長い窪地が湖（古徳佐湖）となりました。行き場を失った古徳佐湖の水は篠生の御堂原で北側に溢れ出し、阿武川が誕生しました。その後、阿武川の水は岩盤を侵食し、長門峡が形成されました。古徳佐湖の水が阿武川に流出したことで、湖は陸地化し、徳佐から篠生にかけての盆地や低地が形成されました。



長門峡

市東部の徳地地域から南部の秋穂、秋穂二島、阿知須地域には、中生代に広島花崗岩類が形成され、その後の地形変動や侵食により、徳地地域の白石山、小鯖地域の鳴滝、南部川東地域の火の山連峰くじら岩・重ね岩等の奇岩や絶景が形成されました。



白石山

このように「多彩な地質・地形と造形美」は、地形・地質そのものの特徴や造形美、また地質が生み出したものづくりの材料等、天然記念物や景観等からなる関連文化財群です。

¹ 古生代(こせいだい):地質時代を三大区分したうちの、最初の時代。およそ5億8000万年前から2億5000万年前までの時代。

² 中生代(ちゅうせいだい):地質時代を三大区分したうちの2番目の時代。古生代と新生代との間で、およそ2億5000万年前から6500万年前までの時代。

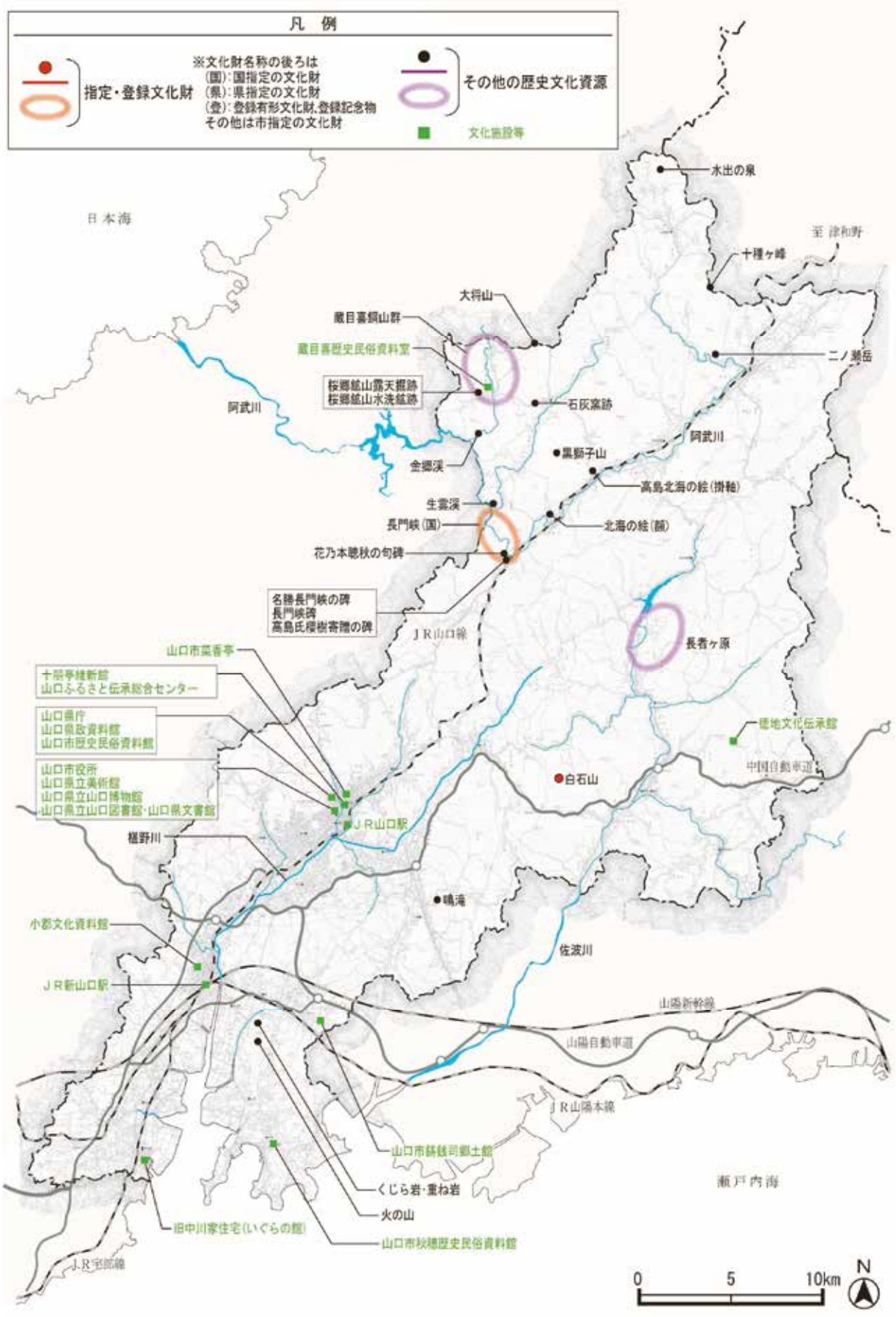


図 4-4 多彩な地形・地質と造形美

c) 主な構成要素

本関連文化財群「多彩な地質・地形と造形美」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



長門峡

国名勝、長門峡県立自然公園に指定。阿武川上流、萩市との境界付近に広がる景勝地であり、奇岩や滝、深淵など変化に富んだ地形と四季折々に変化する自然景観を楽しむことができる。



白石山

山口市指定文化財（名勝）。標高540.8mの山で、一帯は花崗岩質で奇石や大石が累積する岩山。山頂近くには岩穴があり、清水が一年中湧き出している。頂上からは周防・長門はもとより、石見の山々、瀬戸内海も一望できる。



長者ヶ原

大原湖の左岸一帯に広がる火山活動によって生じた総面積35haに及ぶ台地。



十種ヶ峰

阿東地域と島根県津和野町にまたがってそびえる独立峰で、高さは988.8m。徳佐盆地から眺める姿が特に美しく「長門富士」とも呼ばれている。



鳴滝

樫野川上流問田川の支流鳴滝川にかかる滝。花崗岩の岩盤を流下する3段の滝から成り、最下段の滝が最も大きく、落差は約10mある。鳴滝の名は増水時の水音が雷鳴のようであることにちなむ。ハイキングコースにもなっている。



火の山連峰

南北に長い地形が侵食され、鋸歯状の尾根は8つのピークに分かれている。硬岩の細粒黒雲母花崗岩からなっていて岩峰地形を形成しており、山麓部は風化が進み緩斜面が広がっている。

②重源による東大寺の再建とその足跡

a) 概要

本関連文化財群は、東大寺再建のため徳地に入った重源^{*1}にかかわるもので、徳地地域に分布します。

b) ストーリー

平安時代末、俊乗房重源は、平家の焼討ちにより焼失した東大寺の再建の責任者として、周防国に派遣されました。周防国は東大寺再建のための造営料国となり、重源は周防国の国司も兼ねることとなったことから、重源上人は国司上人とも呼ばれています。

重源は、杣経営の基地として、水系に沿って寺院を配置させていったと考えられます。代表的なものとしては、島地川上流域の安養寺、下流域の月輪寺があります。

重源は、徳地地域の杣山^{*2}に入り木材を切り出しました。伐採された木材は佐波川を下り瀬戸内海を東上して畿内に輸送されました。重源は、宋から招いた陳和卿らによる進んだ技術を駆使して、瀬戸内から遠く離れた徳地地域北部の森林で木材を伐採し、それを瀬戸内海まで流すために、多くの関水が築かれました。現在、佐波川上流にはその一つが残っています。また、木材切り出しに従事する人々の疲労回復や治療のために、石風呂を造ったと言われています。

重源は東大寺再建にともなう木材切り出しを行う一方、寺院を建立し、仏像をまつり、人々に念仏を広めるなどの宗教活動を行いました。徳地地域には県内最古の木造建造物と考えられる月輪寺薬師堂や、法光寺阿弥陀堂の仏像をはじめ多くの彫刻が存在します。

重源は東大寺再建という任務のために周防国に派遣されたため、周防にいた時期は長くはありませんでしたが、徳地地域には重源にまつわる旧跡や伝承等が多く残っています。これは、一時的な滞在にもかかわらず、重源が地域に与えた影響が大きかったことを物語っています。

このように「重源による東大寺の再建とその足跡」は、豊富な森林資源に注目し、東大寺再建を果たした重源の役人としての活動と寺院建立や布教といった僧としての活動にかかわる史跡や建造物、仏像等や、今日まで引き継がれた伝承等からなる関連文化財群です。



佐波川関水



月輪寺薬師堂

¹ 重源／俊乗房重源(ちょうげん／しゅんじょうぼうちゅうげん)：重源(1121～1206)は、13歳で出家し各地で修行。47歳で中国の宋に渡り、最新の技術や文化を学んだ。重源が60歳の時に、平氏(源平合戦)によって東大寺が焼かれ、その後の人生を東大寺再建に捧げ、大仏殿の多数の柱は周防国(山口県)から切り出して瀬戸内海を船で運んだ。

² 杣山(そまやま)：木材を切り出す山、または木材にするための木を植えた山。杣(そま)とは、材木を得ることを目的とする山のほかに、山林で伐木に従事する人びとをさす。

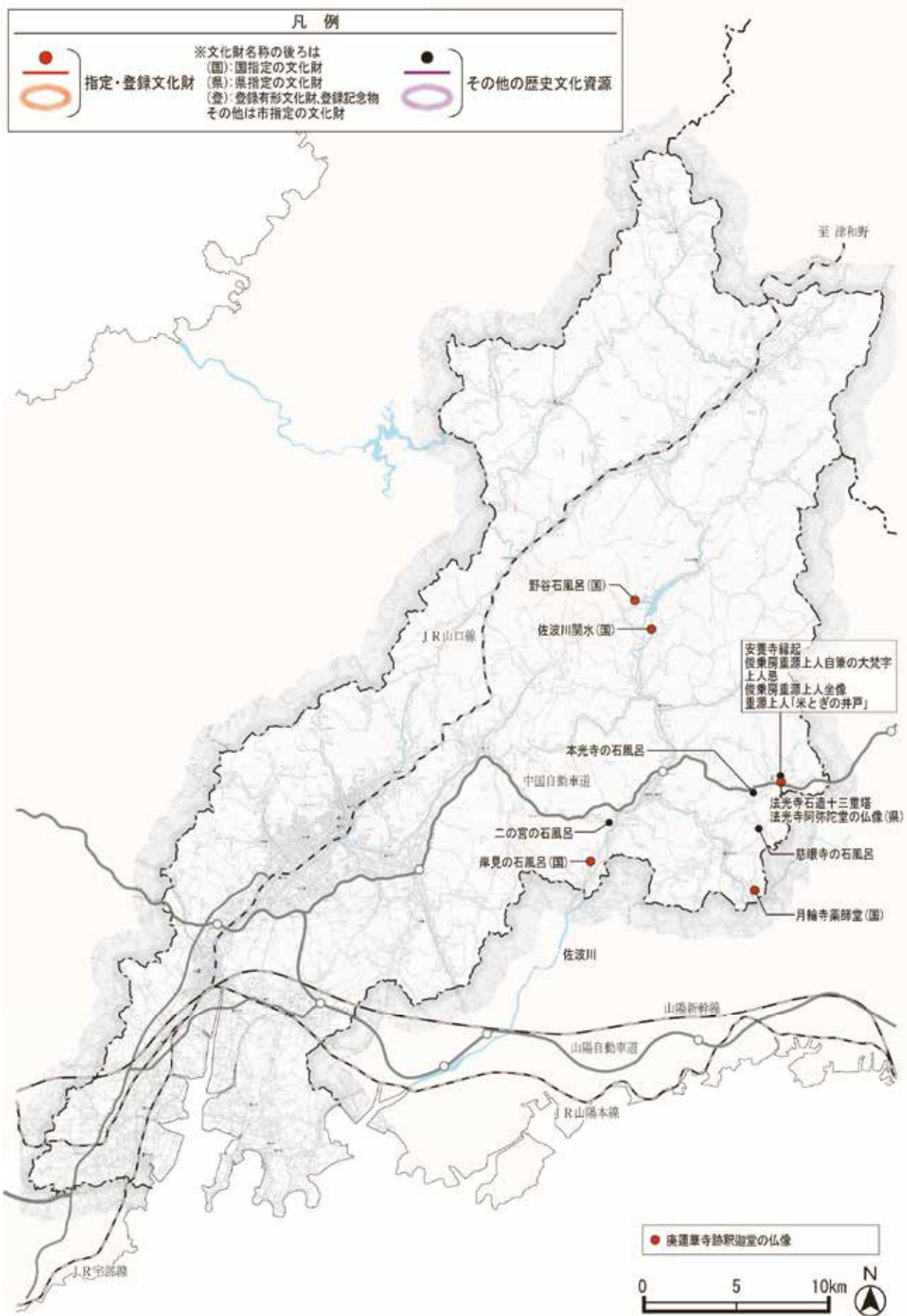


図 4-5 重源による東大寺の再建とその足跡

c) 主な構成要素

本関連文化財群「重源による東大寺の再建とその足跡」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



佐波川関水

東大寺再建に伴う材木の運搬は佐波川の流れが利用されたが、水深が浅いため、水を堰き止めて水位を上げ、その一部を幅約5.4m開いて細長い水路を造り、材木を流すための流材道とし、川底に平たい石を敷きつめたもの。



野谷石風呂

重源が東大寺再建造営の用材の主要採取地として現在の徳地周辺を開発し、多くの建築用材を奈良に送った。野谷石風呂は、重源が、作業をする人たちの病気治療のため徳地野谷の地に設けたものの一つと伝えられている。



岸見の石風呂

この石風呂について記述した「石風呂の記」によれば、文治2年(1186)4月、東大寺再建の用材搬出の人夫の医療目的に俊乗房重源が作ったとされている。



月輪寺薬師堂

寺伝によると、文治5年(1189)に重源がこの地に来て、藤原兼実(月輪殿)の助力を得て薬師堂を再興したという。この現存する堂は構造様式や手法、また用材の材質などから見て、文治再興時の建物と推定され、県内最古の木造建築と考えられる。



法光寺阿弥陀堂の仏像

阿弥陀堂は重源が建立した安養寺の遺構である。5体の仏像の内、十一面観音像は制作年代を異にする(13世紀)が、他の4体は当堂建立の時に制作されたものと考えられる。特に本尊の阿弥陀如来坐像は優作である。



法光寺石造十三重塔

重源が東大寺再建用材をこの地に求めた際「天下泰平、国家鎮護、杣事業の安全」を祈願し大般若経の一字一石の写経を埋めて塔を建てたと伝えられている。この塔は鎌倉時代後期のものと思われる。

【関連資料所蔵施設】

徳地文化伝承館

③今に息づく大内氏の歴史文化

a) 概要

本関連文化財群は、中世に山口を拠点に広く西日本を治めた大内氏に関するものであり、山口市街地を中心に市内全域に分布します。

b) ストーリー

大内氏（多々良氏）は、朝鮮半島の古代国家百済の聖明王の第三王子、琳聖太子を祖とするという伝承をもつ日本国内ではユニークな氏族です。

大内氏は平安時代には周防国衙^{*1}に仕える在庁官人でしたが、次第に力をつけ、鎌倉時代には幕府の御家人として、東大寺と対抗するまでになります。その後、南北朝時代に山口に拠点を移し、領国経営を行いました。大内氏は当時の都である京都と密接な関係を築き、さらに拠点を西国にもつという地の利を活かし、朝鮮や中国と交易を行いました。また、文化振興にも力を入れて、後に大内文化といわれる文化を築きました。

大内氏は最大で東は石見、安芸、西は筑前、肥前までを治めました。大内氏が本拠とした大殿地域には居館跡である館跡をはじめ、国宝瑠璃光寺五重塔等の寺社建造物や今八幡宮鯉口等の美術工芸品といった多くの歴史文化資源が今に伝わっています。

また、琳聖太子や祖先伝承、大内氏自身にまつわる伝承が市内各所に存在します。

一見安泰に見える大内氏ですが、当主の代替わりの際には、後継者争いが起こったり、領国の境目地帯では争いが起こりました。そのため山頂には山城が築かれ、平時には治安維持のために、争いが起きた際には軍事施設として機能しました。

大内義長は、毛利氏により滅ぼされますが、その12年後、血縁関係のある大内輝弘が大内氏再興のため反乱を起こします。反乱は毛利氏により鎮圧されましたが、大内輝弘の山口討ち入りについての伝承が多く残されています。

大内氏滅亡後も、大内氏の伝承は語り継がれ、創造され、今日に至っています。

このように「今に息づく大内氏の歴史文化」は、中世に山口を拠点に広く西国を治めた中世大内氏の栄華とその後の継承を物語る、遺跡や建造物、美術工芸品等の歴史文化資源からなる関連文化財群です。




館跡と築山跡




常栄寺庭園

¹ 国衙(こくが): 律令制で国司(中央から派遣され、政務をつかさどった地方官)が政務を執った役所。国府は国衙以外の様々な施設・場所を含めた広い範囲を指し、「国衙」は役所そのものを指す。

凡 例



指定・登録文化財



その他の歴史文化資源

※文化財名称の後ろは
 (国)：国指定の文化財
 (県)：県指定の文化財
 (登)：登録有形文化財、登録記念物
 その他は市指定の文化財

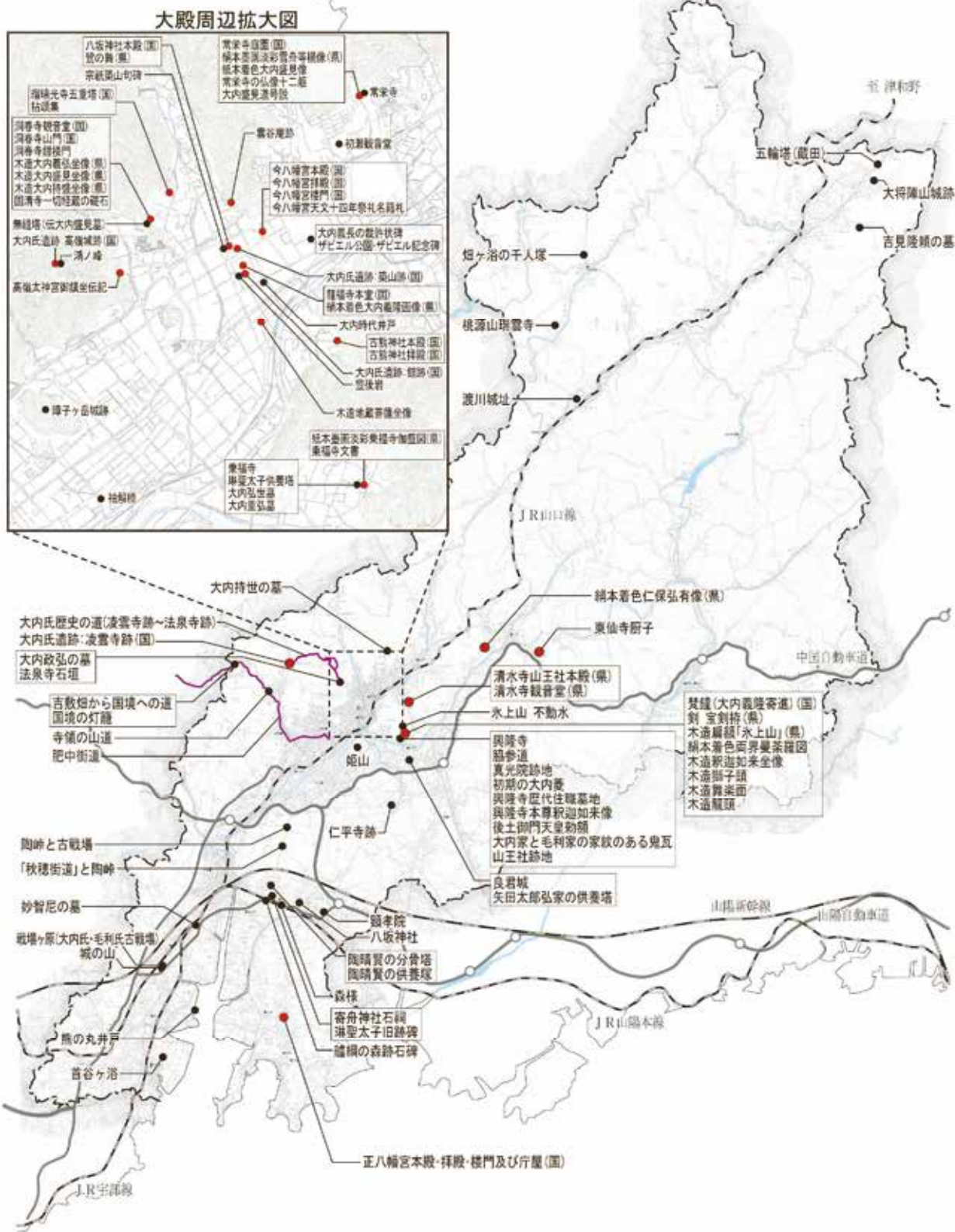


図 4-6 今に息づく大内氏の歴史文化

c) 主な構成要素

本関連文化財群「今に息づく大内氏の歴史文化」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



瑠璃光寺五重塔

高さは31.2m、屋根は桧皮葺き。大内義弘の弟大内盛見が、義弘の菩提のために建立したという。大正5年(1916)に塔を解体修理した時に、組物の斗に嘉吉2年(1442)と書かれた墨書が発見された。様式手法から、その頃の建立と見られる。



大内氏遺跡附凌雲寺跡

室町時代に西日本一帯に強い勢力を誇った大内氏の館と城跡。館跡、築山館跡、高嶺城跡、凌雲寺跡からなる。



鷺の舞

毎年7月20日の八坂神社祭礼の最初の日、神社の社頭および神幸の途中やお旅所で行われる舞い。大内氏による祇園社勧請の時に導入されたのではないかと思われる。現在、鷺舞が残っている例は少なく、貴重なものである。



木造扁額「氷上山」

大内氏の氏寺である興隆寺の山号「氷上山」の文字が行書体で彫り込まれている。裏に彫り込まれている文字などから、大内政弘の願いによって建立された法界門に懸けるために文明18年(1486)に作られた額で、文字は後土御門天皇の筆によるものであることがわかる。



乗福寺伽藍図

乗福寺は正和元年(1312)に大内重弘が創建したと伝えられる臨済宗の由緒ある古い寺である。製作者や製作年代は不明であるが、描かれている建物の様式などから、室町時代に創建当初の伽藍を描いたものと推察されている。



常栄寺庭園

この庭は雪舟*¹が築造したと伝えられ、一般に雪舟庭といわれる。庭園は、現在の本堂のすぐ北の枯山水と、さらにその北の池庭とで構成される。

【その他関連する構成要素】

大内版法華経版木 (山口県文書館)
紙本墨画山水図 雪舟筆 (山口県立美術館)
紙本淡彩牧牛図 雪舟筆 (仿李唐) (山口県立美術館)
紙本淡彩牧牛図 雪舟筆 (仿李唐) (山口県立美術館)
聚分韻略 (明応二年大内版) (山口県文書館)
大内氏時代山口古図 (山口県文書館)

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館
山口県立山口博物館
山口県立美術館
山口県文書館

¹ 雪舟(せつしゅう): 雪舟(1420～1506…没年は諸説あり)は室町時代後期の禅僧、水墨画家、作庭家。備中国赤浜(現在の岡山県総社市)の生まれ。幼い頃、仏門に入り、後に京都で修行する。享徳3年(1454)頃、周防国に移り、守護大名大内氏の庇護を受け、雲谷庵(山口市天花:「雲谷庵跡」は山口市指定史跡)を構える。山口市には、雪舟が築庭したと伝わる常栄寺庭園(国指定史跡・名勝)、常德寺庭園(国指定名勝)、竜蔵寺庭園がある。

④毛利氏による開作のあゆみ

a) 概要

本関連文化財群は、近世、萩藩により進められた山口湾の開作に関するもので、山口湾岸の山口市南部地域（小郡・陶・鑄銭司・名田島・秋穂二島・秋穂・嘉川・佐山・阿知須）に分布します。これは近世の行政区の一つである小郡宰判の範囲にあたります。

b) ストーリー

山口湾岸は中世以来干拓が行われてきましたが、大規模な干拓が行われるようになったのは、近世に入ってからです。毛利氏は、関ヶ原の戦いに敗れ、領国が周防・長門の2国に減り、石高も減りました。また、中国地方を領有していた際に各地から先行して納めさせた年貢を次の領主に返却する必要や、家臣への禄等で藩の財政は逼迫していました。これに対応するため、萩藩では米の収穫量を増やすために、新田開発を推奨しました。本市南部の周防灘沿岸地域においては、江戸前期以来干潟の干拓が行われました。同時に灌漑施設としての溜池や、潮止めの樋門が作られました。

干拓の痕跡は、榎野川左岸の長妻開作、慶三開作、元禄開作、新開作等が、右岸では津市開作、慶三開作、延宝開作、元禄開作、勝間田開作等があり、海と干拓地の境は現在も地形として残っています。樋門では、江戸中期の安永期には名田島新開作南蛮樋が造られました。灌漑施設としては、慶安4年(1651)に現在の鑄銭司地域から防府市台道にまたがる長沢池が造られました。また、開作により、農地に加え、人々の住空間も生まれたことから、開作地には社寺も建立されました。

このように「毛利氏による開作のあゆみ」は、藩政期に毛利氏の政策として行われた、山口湾の新田開発の歴史とその継承を物語る史跡や絵図資料等の歴史文化資源からなる関連文化財群です。



名田島新開作南蛮樋



長沢池

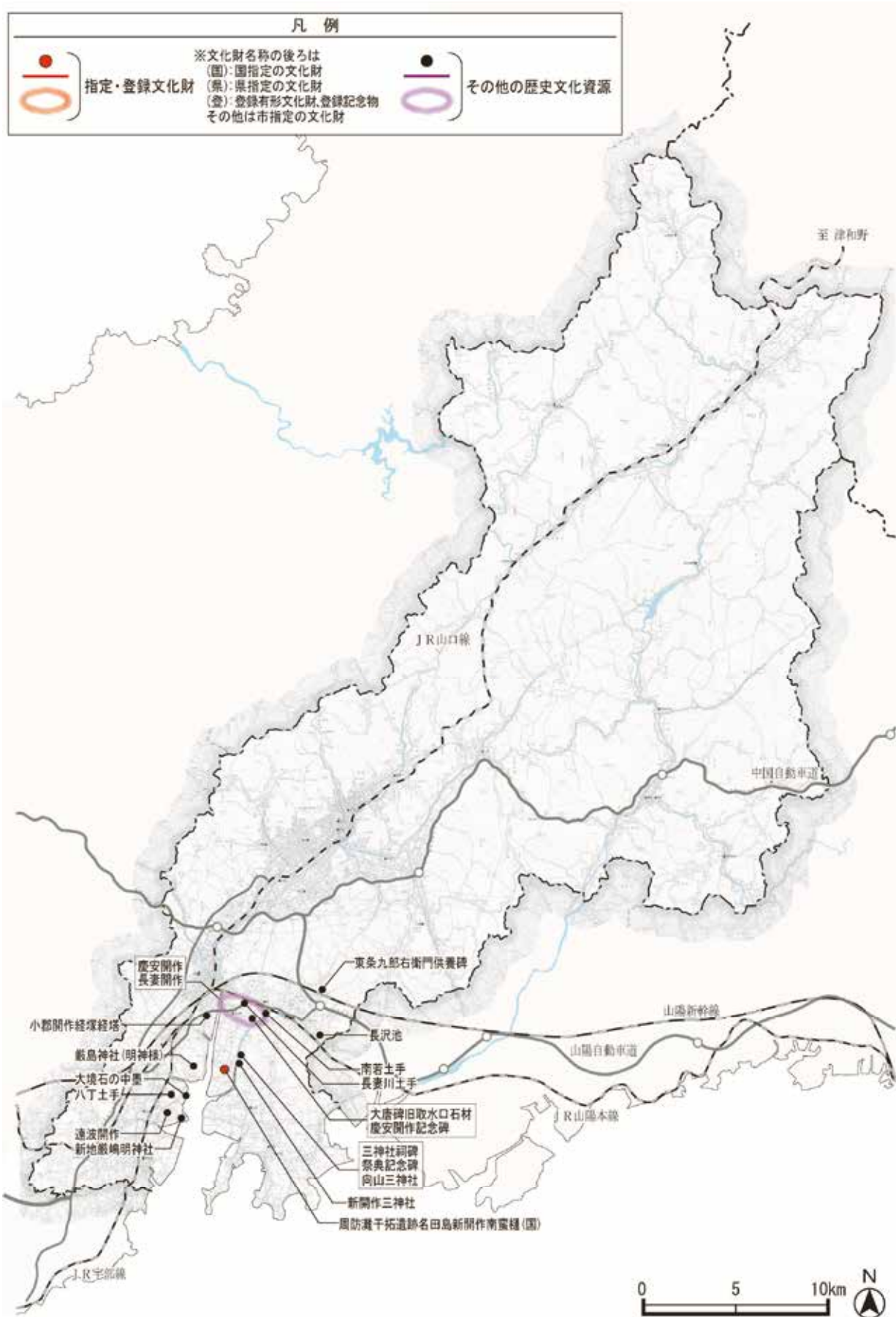


図 4-7 毛利氏による開作のあゆみ

⑤維新策源地・山口

a) 概要

本関連文化財群は、毛利氏の山口移鎮を経て成し遂げられた明治維新に関する歴史文化資源で、市内全域に分布します。

b) ストーリー

文化12年(1815)、上田鳳陽*¹が開いた山口講堂は、文久元年(1861)に山口明倫館と改称し、維新の動乱期に優秀な人材を輩出しました。

文久3年(1863)、毛利氏は萩から山口に拠点を移し、山口は再び防長両国の政治的中心地となりました。毛利氏は、防長両国で指揮しやすい位置にあることや内陸が防御に適している等の理由から、山口を拠点としました。これにより山口は明治維新の策源地としての役割を果たすこととなりました。高杉晋作の結成した奇兵隊*²に呼応するかたちで、藩内には多くの諸隊が結成されました。萩藩は朝敵となりますが、幕長戦争に勝利し、大政奉還を成し遂げます。明治維新後はすぐに平和な時代は訪れず、新政府の政策に不満をもつ者が戊辰戦争を起し、また、藩内では諸隊の脱隊騒動が起きました。

現市街地付近には毛利氏の新たな拠点となった山口城跡や維新の志士が談合をした十朋亭、枕流亭をはじめとした多くの幕末維新関連遺産が存在します。また、市内には奇兵隊本陣跡正慶院、八幡隊*³結成の地、石州口砲台跡、大村益次郎墓といった、諸隊や合戦関連の遺産や維新志士の墓が存在します。

このように「維新策源地・山口」は、明治維新における山口の役割や維新の志士、近代を築いた人々の足跡に関わる、史跡、建造物、歴史資料等からなる関連文化財群です。



旧山口藩庁門



大村益次郎関係資料

¹ 上田鳳陽(うへだほうよう):上田鳳陽(1769～1854)は、江戸時代中期～後期の儒学者、国学者。現在の山口市大内の生まれ。藩費生(藩が費用を負担した特待生)の待遇を受け、藩校明倫館で修学する。文化12年(1815)、学問所として山口講堂(後に山口明倫館と改称)を開設。山口大学建学の祖でもある。

² 奇兵隊(きへいたい):文久3年(1863)、長州藩で結成された藩士と藩士以外の武士及び農民・町人からなる混成部隊。奇兵とは不正規の軍隊をさす。組織にあたったのは同藩士高杉晋作(1839～1867)で、身分にこだわらず、広く同藩の農民、町人からも有志を募り、平民軍の発端をなした。

³ 八幡隊(やわたたい):八・一八政変(文久3年(1863)8月18日、三条実美ら尊王攘夷派の公家及び長州藩を京都から追放した政変)の後、帰藩した堀真五郎(1838～1913、長州藩士)と久坂玄瑞(1840～1864、同)などが語り合って創設された有志隊。山口の今八幡宮の神主宅で結成された。

凡 例

指定・登録文化財

※文化財名称の後ろは
 (国): 国指定の文化財
 (県): 県指定の文化財
 (登): 登録有形文化財、登録記念物
 その他は市指定の文化財

その他の歴史文化資源



図 4-8 維新策源地・山口

c) 主な構成要素

本関連文化財群「維新策源地・山口」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



旧山口藩庁門

毛利敬親は、幕末の有事に備え藩庁を萩から山口に移す決意をし、文久3年(1863)に現山口県庁の地に政事堂建設を着工している。この門は、元治元年(1864)に竣工した政事堂の門として建造され、明治4年(1871)までは山口藩庁門として使用された。



十朋亭

十朋亭は、山口の旧家萬代家の離れとして江戸時代後期に建てられたと考えられる。3代当主利兵衛は、尊王愛国の念に厚く、しばしば勤王の志士たちの活動を援護していたので、十朋亭には常に多くの志士が集まった。



大村益次郎関係資料

自筆の書状、大村益次郎宛の書状、兵器購入に関する覚書、オランダ語の原稿、兵書の原稿、四境戦争作戦図、益次郎手沢本、益次郎の開いた塾関係の史料など、多岐にわたる内容で、大村益次郎の事績を知る上で事欠くことのできないものである。



山口大神宮小郡遷拝所

山口大神宮は、西のお伊勢様として近郷や隣国・九州からの参拝者が絶えなかったが、幕末になって攘夷実行にあたった長州藩は、他国人が山口に入ることを禁止したため、参拝者の便をはかって外宮を小郡に、内宮を台道に設けた。小郡遷拝所は元治元年(1864)に完成した。



新山代街道

毛利氏の山口移鎮により、新たに使用されるようになった山口と山代地方を結ぶ交通路。



南園隊屯所跡

第二次長州戦争の前年の慶応元年(1865)、萩の南園隊の屯所となった場所。屯所の設営は生雲の庄屋大谷久七が行った。

【その他関連する構成要素】

大村益次郎関連資料 (山口市歴史民俗資料館)
林家文書 (小郡文化資料館)
毛利家文庫 (山口県文書館)

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館
鑄銭司郷土館
小郡文化資料館
十朋亭維新館
山口県立山口博物館

⑥ 県都山口

a) エリア：地域的エリア(大殿・白石)

本関連文化財群は、県庁所在地として発展する過程で生み出された、政治、経済、文化に関わる関連文化財群です。大殿・白石地域とその周辺に広がります。

b) ストーリー

明治時代に入り、藩庁がそのまま県庁となったことから、山口は今日まで山口県の県都として、政治的、経済的、文化的に重要な役割を果たすこととなりました。

山口には山口県関係の諸機関が設けられ、山口裁判所、山口郵便局、山口電信局、広島鎮台山口分屯所等も設置され、県都山口の骨格が形づくられました。このため、市街地には、明治6年(1873)に山口電信局舎として建てられた初期洋風建築である末宗家住宅主屋、明治10年(1877)頃の開業し明治の元勳も訪れた料亭である菜香亭、明治20年(1887)頃の建築と考えられる擬洋風建築の河村写真館等の建造物が残っています。

文教関連では、明治13年(1880)に山口中学校が開設され、明治27年(1894)には山口高等学校、明治38年(1905)には山口高等商業学校と改称されました。明治36年(1903)には山口県立山口図書館が開設されました。これらは、山口が学都でもあったことを示すものです。

このように「県都山口」は、県庁所在地として発展する過程で生み出された、政治、経済、文化に関わる建造物、歴史資料等からなる関連文化財群です。



山口県旧県庁舎及び県会議事堂



山口県立山口高等学校記念館

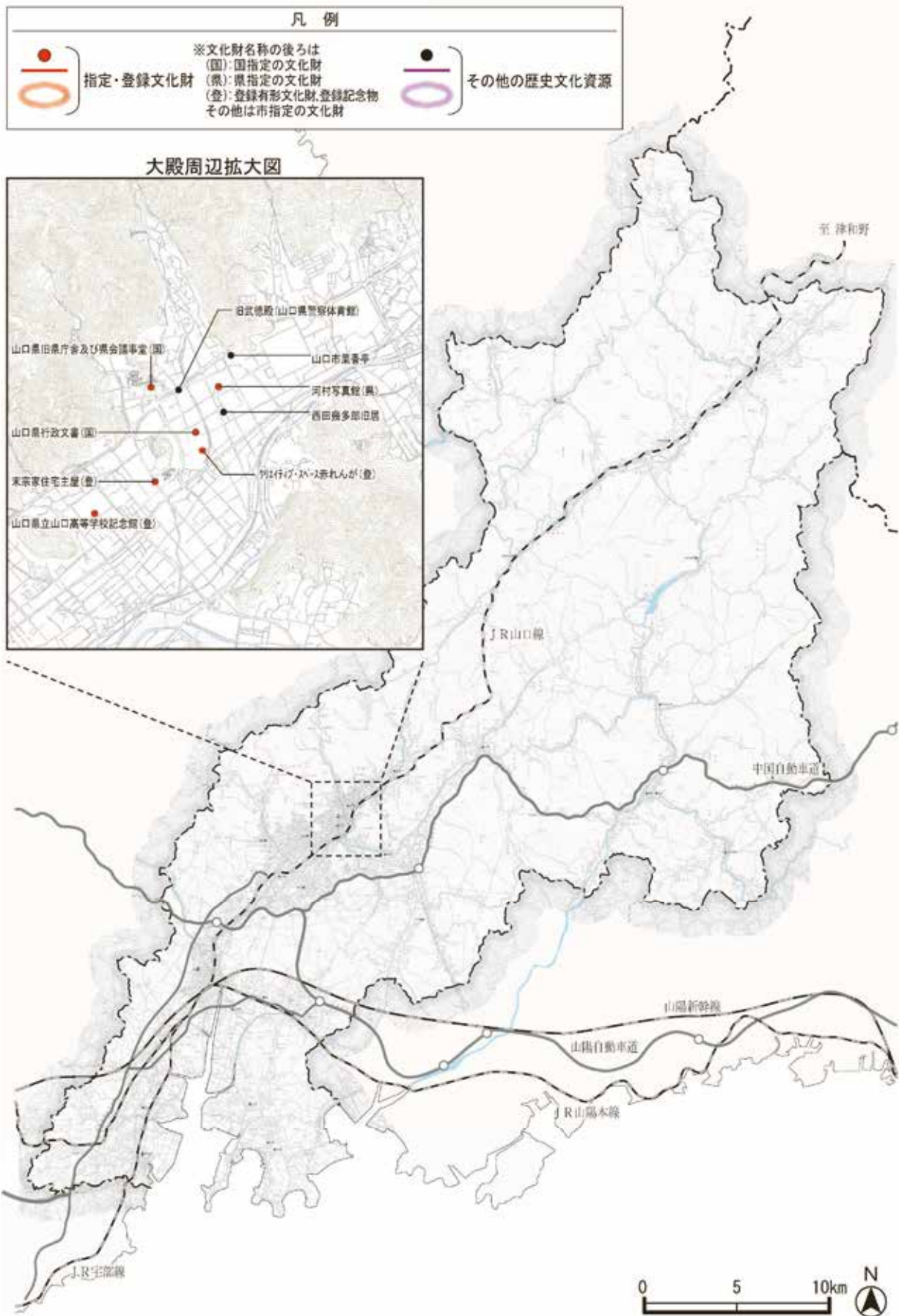


図 4-9 県都山口

c) 主な構成要素

本関連文化財群「県都山口」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



山口県旧県庁舎及び県会議事堂

大正初期の煉瓦造公共建築として数少ない遺構であり、県庁舎と議事堂が一体となって保存されている点でも貴重である。設計は当代を代表する建築家である武田五一、大熊喜邦の二人が担当していて、明治期以後の近代建築の展開を考える上で極めて重要な建築といえる。



山口県行政文書

明治4年(1871)の廃藩置県によって誕生した山口県に伝来した安永5年(1776)から昭和22年(1947)までの行政文書。県庁文書と郡役所文書、計13,549点からなる。明治から昭和戦前期における山口県の政治・経済・文化を明らかにする基本資料である。



河村写真館

正確な建築年代は不明であるが、諸資料から明治20年(1887)前後に旧士族の松原繁が写真館として建築したと考えられ、地方における市民生活の近代化を象徴する貴重な建造物の一つである。



クリエイティブ・スペース赤れんが (旧山口県立山口図書館書庫)

県立図書館の増設書庫として大正7年(1918)に建てられた、煉瓦造2階建(建築当初は3階建)の書庫である。装飾には乏しいが実用的で堅実な造りである。



山口県立山口高等学校記念館 (旧制山口高等学校講堂)

大正8年(1919)に建てられた木造2階建の講堂で、木造建築ながら意匠的で風格のある建物となっている。



末宗家住宅主屋(旧山口電信局舎)

明治6年(1873)に電信局舎として建てられたもので、初期洋風建築の意匠を良好に残している。

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館

山口市菜香亭

山口県政資料館

山口県文書館

⑦陸・川・海の道と交流の遺産

a) 概要

本関連文化財群は、街道や海道、舟運のルートや結節点、宿場町・港町などに残されている交流にかかわるもので、市内全域に分布します。

b) ストーリー

山口市は中国山地の西端に位置することから山地の高度が低く、そこを超えての連絡も比較的簡単なため、様々な交通路が発達し、交流が行われました。この特徴は、防長両国の一体感をもたらす一つの要因となったと考えられます。陸上交通では、山陽道、石州街道、肥中街道、秋穂街道、萩往還、山代街道などがあります。これらは、ルートの変更を伴いながら、現代へと引き継がれています。また、少なくとも中世からは川を利用した木材の移動（流し）、舟運が行われ、近世になると海上交通と廻船業が発達し、港や港町が形成されました。



萩往還

こうした交通網による交易・交流を背景に培われた有形・無形の文化財が、街道沿いや港町などに息づいています。

さらに、近代には陸上交通として、現在のＪＲ山陽本線、同山口線、及び軽便鉄道¹が引かれました。ＪＲ山陽本線、同山口線の路線は歴史文化遺産、山口線を走るＳＬやまぐち号は動く歴史博物館とも言えます。また、交通手段の変化に合わせて、道路の改修も行われました。また、榎野川により通行を阻まれていた平川地域にも、近代になると秋穂渡瀬橋、豊年橋、高田橋等の橋が架けられ、榎野川の北側の地域への通行が楽になりました。



土居神楽舞

また、これらの交通網を通じて人々の交流も行われました。徳地地域の徳地人形浄瑠璃は上方から、阿東地域の土居神楽舞は島根県津和野から伝わってきたものです。

このように「陸・川・海の道と交流の遺産」は、街道や海道、舟運のルートや結節点、宿場町・港町などに残されている史跡、建造物、石碑等からなる関連文化財群です。

¹ 軽便鉄道(けいべんてつどう):線路の幅が狭く、機関車・車両も小型の小規模の鉄道。建設費・維持費は抑制されるが、最高速度が低く輸送力も小さいことから、軌間(レールの幅)が違う場合は積み替え・乗り換えの不便が生じる。

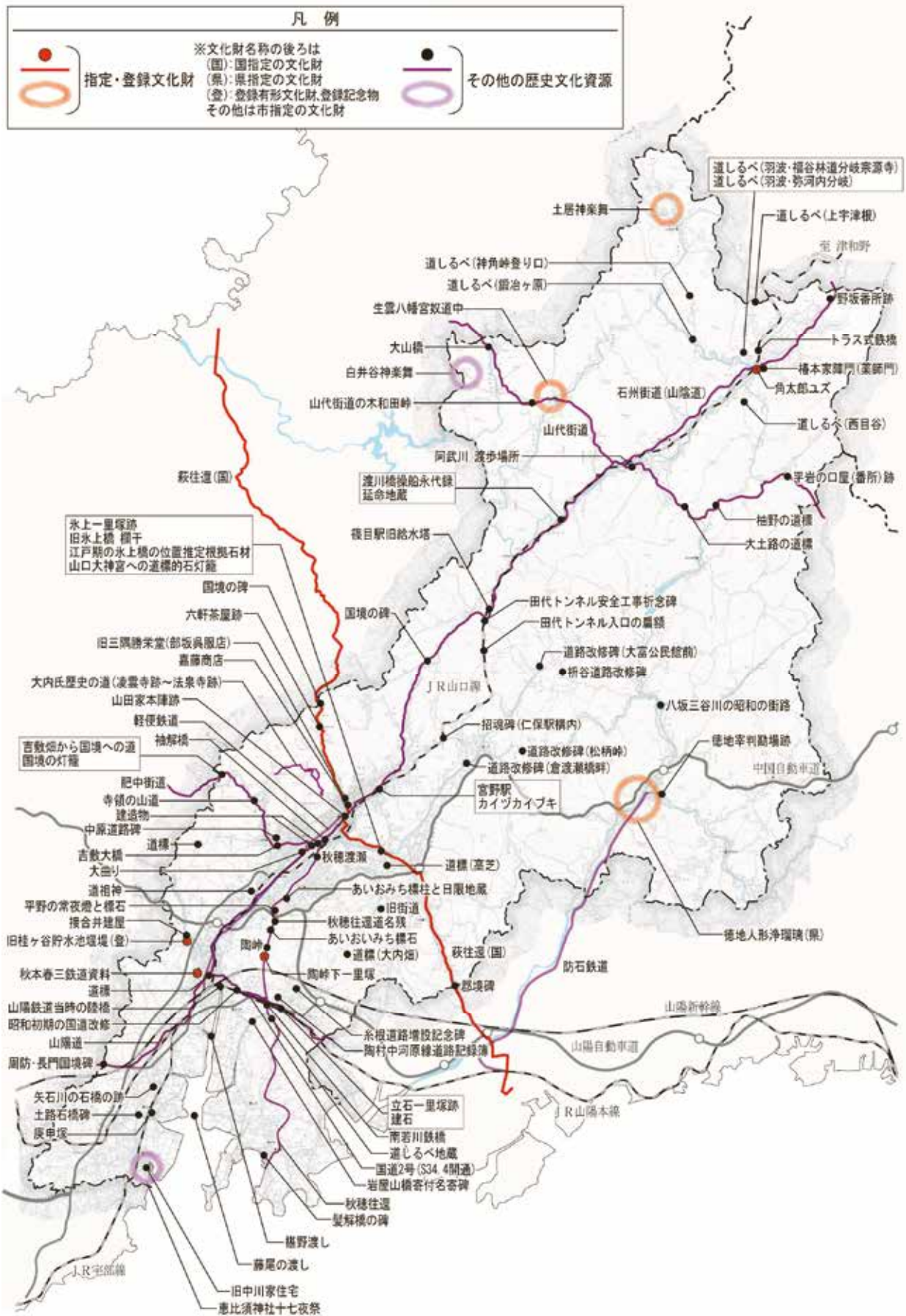


図 4-10 陸・川・海の道と交流の遺産

c) 主な構成要素

本関連文化財群「陸・川・海の道と交流の遺産」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



萩往還

萩往還は、城下萩から明木、佐々並、山口を經由して三田尻に至る全行程53kmの街道。参勤交代の際、藩主はこの道を通って萩と江戸とを往復した。



国境の碑

萩往還の旧周防国と長門国の国境に位置。文化5年(1808)に建てられたもので、正面に「南周防国吉敷郡」左面に「北長門国阿武郡」と記されている。



陶峠

大内氏が山口を拠点としていた時代に、秋穂の港から山口へ向かうために整備されたもので、この街道を使って、京の室町幕府の使いや九州の戦国大名の使いなどいわゆる「上使」が往来していた。また、明治3年(1870)の脱隊騒動では、常備軍と脱隊兵との戦いの舞台にもなっている。



陶峠下一里塚

陶峠から南へ下ったところにある。塚の上部には塚木などはないが、原形をよく残し当時の形式を知る上で貴重なものである。一里塚のある道は、山口から瀬戸内海の港秋穂に通じる「秋穂街道」といわれる道で、室町時代の山口において、大内氏が栄えた14世紀から16世紀にかけて、よく利用された。



阿知須の居蔵造

江戸時代廻船業で発達した阿知須浦の人々が建てた、瓦葺き漆喰大壁の防火機能を有した住居。



土居神楽舞

石州舞に属するもので大正時代の初期、島根県畑ヶ迫村木毛より講師を招き、積み重ねられて定着したものである。昭和18年(1943)、大戦のために中止されたが、戦後復活され、昭和48年(1973)「保存会」が結成された。

【関連資料所蔵施設】

阿知須いぐらの館

⑧山口の黎明期における先人の暮らし

a) 概要

本関連文化財群は、弥生・古墳時代における先人の活動の痕跡である遺跡や遺物を中心とする歴史文化資源からなり、市全域に分布します。

b) ストーリー

山口市には、現在約 490 の遺跡が確認されています。時代別にみると最も多いのが中世で、これに弥生時代、古墳時代が続きます。弥生時代、古墳時代は本格的に文字が使用される奈良時代より前にあたるため、文字から得られる情報はわずかで、遺跡から出土する遺構や遺物が当時の様子を復元する上で重要な資料となります。

市北東部の徳佐盆地周辺では、弥生時代の集落が多く発見されています。これらの遺跡からは、稲作に用いたと考えられる道具が出土することから、寒冷地である本地域においても稲作が行われていたことがわかります。ただし、これらの集落は、すべてが同時期に存在したわけではなく、それぞれが断絶時期を含みながら営まれています。これは寒冷地における生活の大変さを示すものと言えます。

山口盆地においても弥生時代になると、湯田、吉敷、平川に集落が営まれました。これらは、前期末から中期初頭の弥生土器が大量に出土することから、この時期が遺跡の最初のピークであったと考えられます。これらは、断続する時期が存在するものもありますが、各地域における拠点集落となりました。

古墳時代には古墳が築造されますが、本市では大規模な古墳は5世紀になってから築かれるようになりました。それまでは、弥生時代終末期同様の墓づくりが行われていました。古墳の形の中で最も格が高いと考えられる前方後円墳は山口盆地と徳佐盆地で確認されているものの、その規模はいずれも小さく、市内最大規模の円墳に及ばないという特殊な地域であったことがわかります。

南部の山口湾岸地域の海岸線は現在より大きく北に入り込んでいました。5世紀前半に市内最大規模の浄福寺古墳が本地域に築かれ、後半には製塩遺跡である美濃ヶ浜遺跡を見下ろす丘の上に兜山古墳が築造されました。6世紀から7世紀にかけては、湾岸に直径10mほどの小さな円墳がたくさん造られました。これらの古墳に葬られた人は当時の有力者と考えられますが、本地域には大規模な農業生産地が想定できないため、これらの古墳を築造した人々の経済基盤は海上交通や製塩であったと考えられます。

これらの古墳については、地形上目立ちやすい構造物であることから、後世の史料に登場します。史料には、今では失われて分からないことが記録されていることがあり、当時の様子を復元する上で参考となるものもあります。

このように「山口の黎明期における先人の暮らし」は、弥生・古墳時代の遺跡・遺物、及び後世の資料を通じてうかがい知ることのできる先人の足跡に関わる関連文化財群です。



宮ヶ久保遺跡出土木製品



浄福寺古墳



図 4-11 山口の黎明期における先人の暮らし

c) 主な構成要素

本関連文化財群「山口の黎明期における先人の足跡」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



宮ヶ久保遺跡出土木製品

徳佐盆地の沖田川沿いで見つかった弥生時代中期中頃～後期の集落遺跡である。この集落を囲む二重の大溝から多量の木製品が出土した。木製品の種類と量の豊かさは、弥生文化における木器の比重の高さを示している。当時の社会生活全体を知る上で貴重な資料である。



惣の尻遺跡

徳佐盆地に定住が始まった最初の集落。低湿地を利用した稲作のほか、木の実の採集なども盛んに行われていたことがうかがえる。



上東遺跡

山口盆地北西部の吉敷扇状地に所在する大規模な集落跡の一つ。弥生時代前期末から中期初頭の土器が大量に出土した。



朝田墳墓群

山口市朝田の丘陵にある、弥生時代後半から古墳時代後半にわたる大墳墓群。この墳墓群は木棺墓が最初に造られ、次いで箱式石棺と壺棺墓、さらに周溝墓と石蓋土壙墓へと移り、最後に古墳が造られるという弥生時代の集団墓から古墳時代の個人墓への変化の過程を知る重要な遺跡である。



赤妻古墳舟形石棺

赤妻古墳は、山口盆地の南半分が一望出来る位置にあり、古墳時代中期に築かれたものと考えられている。本石棺は明治41年(1908)に発見されたもので、くり抜き式の舟形石棺で蓋と身からなる県内唯一のものである。



浄福寺古墳

嘉川地域の浄福寺境内地にある。円墳で、規模は直径40m、高さ約5mの市内最大の古墳である。周囲に埴輪が何段か置かれていたと考えられる。

【その他関連する構成要素】

赤妻古墳出土の舟形石棺 (山口県立山口博物館)

宮ヶ久保遺跡出土木製品 (山口県埋蔵文化財センター)

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館

山口県埋蔵文化財センター

山口県立山口博物館

山口県文書館

⑨古代山陽道沿線に展開した工業地帯

a) 概要

本関連文化財群は、古代山陽道沿いに展開した工業生産にかかわる遺跡、地名を中心とする歴史文化資源からなり、陶、鑄銭司地域に分布します。

b) ストーリー

市南部には古代になると畿内と九州を結ぶ山陽道が整備されました。このうち、梶野川東岸にあたる陶・鑄銭司地域では手工業生産が盛んに行われました。

古代山陽道は、本市の南部地域、嘉川、小郡、陶、鑄銭司を通っていたものと考えられます。古代のルートは今のところ不明ですが、記録によると八千、賀宝という2つの駅家*¹が置かれていたといわれています。八千は、現在の陶・鑄銭司地域、賀宝は嘉川地域と考えられています。古代山陽道沿線のうち、梶野川より東側において手工業生産が行われた要因として、材料である粘土や燃料となる森林資源が豊富であったことが考えられます。また、当時は陶地域の山陽本線あたりから南側は海と考えられることから、製品を搬出するにも適地であったと考えられます。



陶陶窯跡

陶地域では奈良時代のはじめから平安時代にかけて須恵器*²が大量生産されました。陶地域や陶地域の西に位置する小郡地域には50基以上の窯跡の存在が確認されており、奈良・平安時代の一大窯業地帯であったことが分かります。



周防鑄銭司跡出土品

鑄銭司地域では天長2年(825)に鑄銭の役所・工房である鑄銭司が設置され、その後約200年にわたって銅銭が鑄造されました。周防鑄銭司関連の遺跡は、鑄銭司地域のみならず陶地域にも分布しています。

古代の工業地帯であったことは、両地域の地名に名を残し、今日まで引き継がれることとなりました。このように「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」は、古代山陽道沿いに展開した手工業生産に関わる遺跡やその継承を今に伝える、史跡、歴史資料、石碑等からなる関連文化財群です。

¹ 駅家(うまや/「えきか」ともいう。):律令制において、駅使(公用の使者)に馬(駅馬)や宿舎・食糧を提供した施設。山陽道の場合、九州につながる大路として、原則、30里(16km)ごとに駅家を設けていた。

² 須恵器(すえき):古墳時代中頃から奈良・平安時代まで作られた灰黒色の陶質土器。一部轆轤(ろくろ)を利用して作り、穴窯(あながま)を用いて1200℃くらいの高温で焼く。朝鮮半島から到来した技術で、祝部土器(いわいべどき)ともいう。

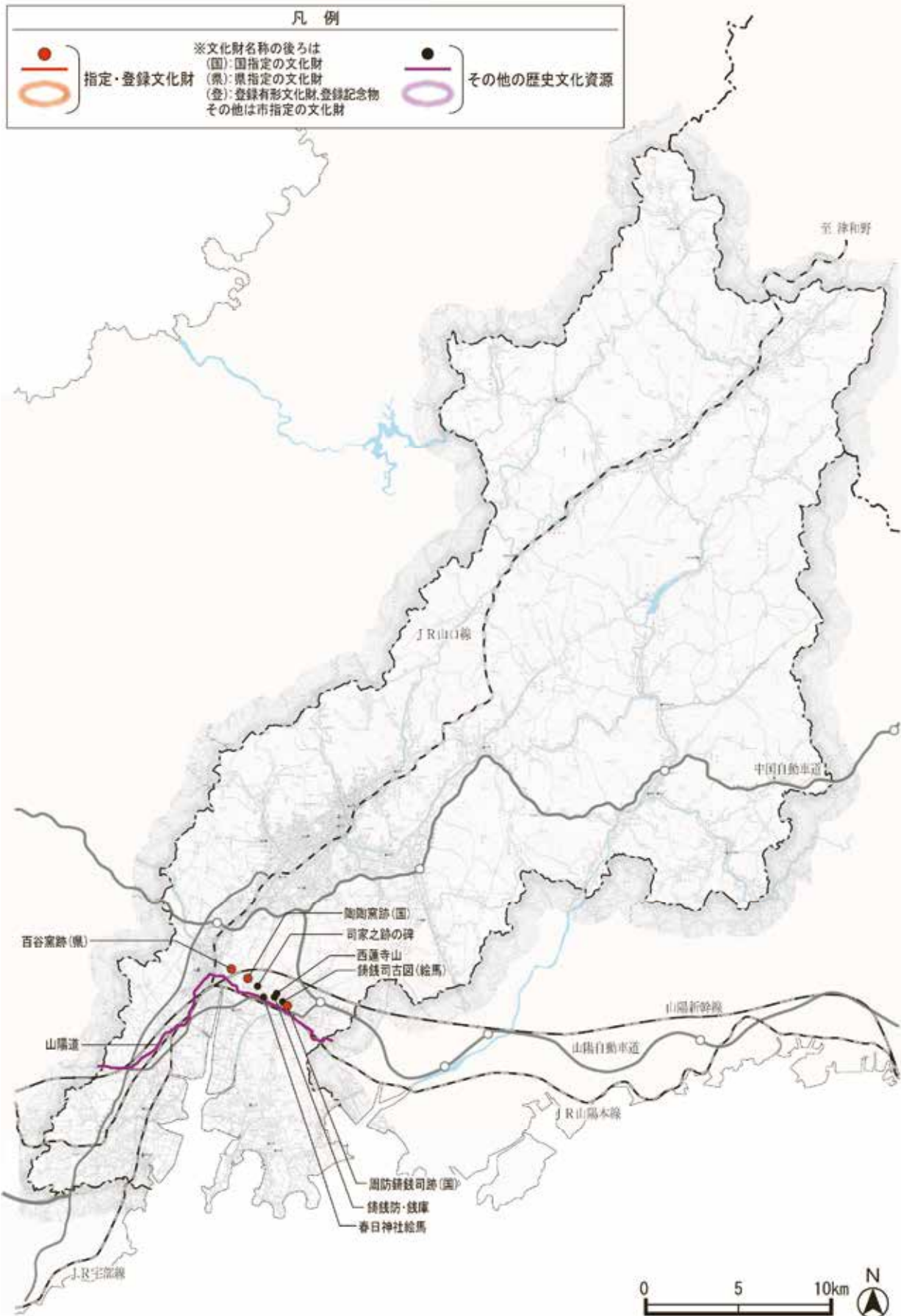


図 4-12 古代山陽道沿線に展開した工業地帯

c) 主な構成要素

本関連文化財群「古代山陽道沿線に展開した工業地帯」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



陶陶窯跡

陶の地名のとおり、ここで産出する良質の粘土を原料として、須恵器を製作していた。昭和11年(1936)に発見され、内部から多数の陶器片が出土した。この種の窯跡は付近一帯に広く分布しており、古くから須恵器の産地として有名である。



百谷窯跡

小郡下郷の石槌山の標高75mの急斜面に築かれた須恵器窯跡。窯の形態と出土した土器類とから平安時代以降に造られたと推定されている。全体の規模は古代の登窯としてはやや小さい。



周防鑄銭司跡

鑄銭司は古代の貨幣鑄造所。周防鑄銭司は全国に置かれた鑄銭司のうちで最も長期間貨幣の鑄造が行われ、平安時代の820年代から950年にかけては唯一の貨幣鑄造所であった。



周防鑄銭司跡出土品

昭和40年(1965)度に行われた周防鑄銭司跡第1次調査で出土した遺物である。鞆羽口、埴塙、印影粘土板等からなる。



司家跡

鑄銭司の政務をつかさどった官庁を司家(じけ)という。この地はその跡と伝えられている。



鑄銭司古図

本絵馬は、明治時代前半に描かれたとされ、陶と鑄銭司地区に広がる鑄銭司関連の地名・旧跡を鳥瞰的に示し、当時の海岸線も表している。

【その他関連する構成要素】

周防鑄銭司跡出土品 (山口市歴史民俗資料館、鑄銭司郷土館)

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館
鑄銭司郷土館

⑩地域資源を生かした産業

a) 概要

本関連文化財群は、古代から現代におけるものづくりの遺産からなり、市内全域に分布します。

b) ストーリー

山口市の多彩な地質は、豊かな地下資源を育みました。これら大地の恩恵を利用したものづくりが古代以来行われてきました。

山間部においては、徳地地域は平安時代から木材の一大産地となっていたと考えられ、日宋貿易で中国に輸出されたものもありました。重源はこのことを知っており、東大寺再建の杉山として徳地地域を選んだものと考えられます。その後も林業は徳地地域の主要産業となりました。また、中世には「徳地紙」の記録が見られることから徳地地域で和紙作りが行われていたと分かります。続く近世には徳地は防長を代表する紙の産地となりました。阿東地域では近世に蔵目喜銅山等の鉱山の開発が進み、戦後にはりんごの生産が始められました。

山口盆地を中心とする地域では、地下資源の温泉を利用して、湯田温泉や宮野温泉の営業が始まりました。近世には宮野地域で一坂銀山が操業されました。地域の特産品としては、山口萩焼、大内塗や外郎があります。

市南部の沿岸地域では、古墳時代から古代にかけて土器を使った塩づくりが行われました。古代には、前述したとおり鑄銭司地域で鑄銭が行われました。近世には塩田での製塩が盛んに行われました。塩田での製塩が衰退すると、秋穂地域や秋穂二島地域では塩田跡地を利用して車えびの養殖が行われました。また、陶地域・小郡地域では良質の粘土を用いて古代に須恵器が生産されるとともに、江戸時代には、陶器や瓦が生産されました。

市内の全地域では、米づくりが盛んに行われ、近世以降は耕地面積が増加するとともに、溜池や用水路等の整備が進みました。

このように「地域資源を生かした産業」は、古代から現代におけるものづくりに関する史跡からなる関連文化財群です。



美濃ヶ浜遺跡出土品



蔵目喜銅山跡

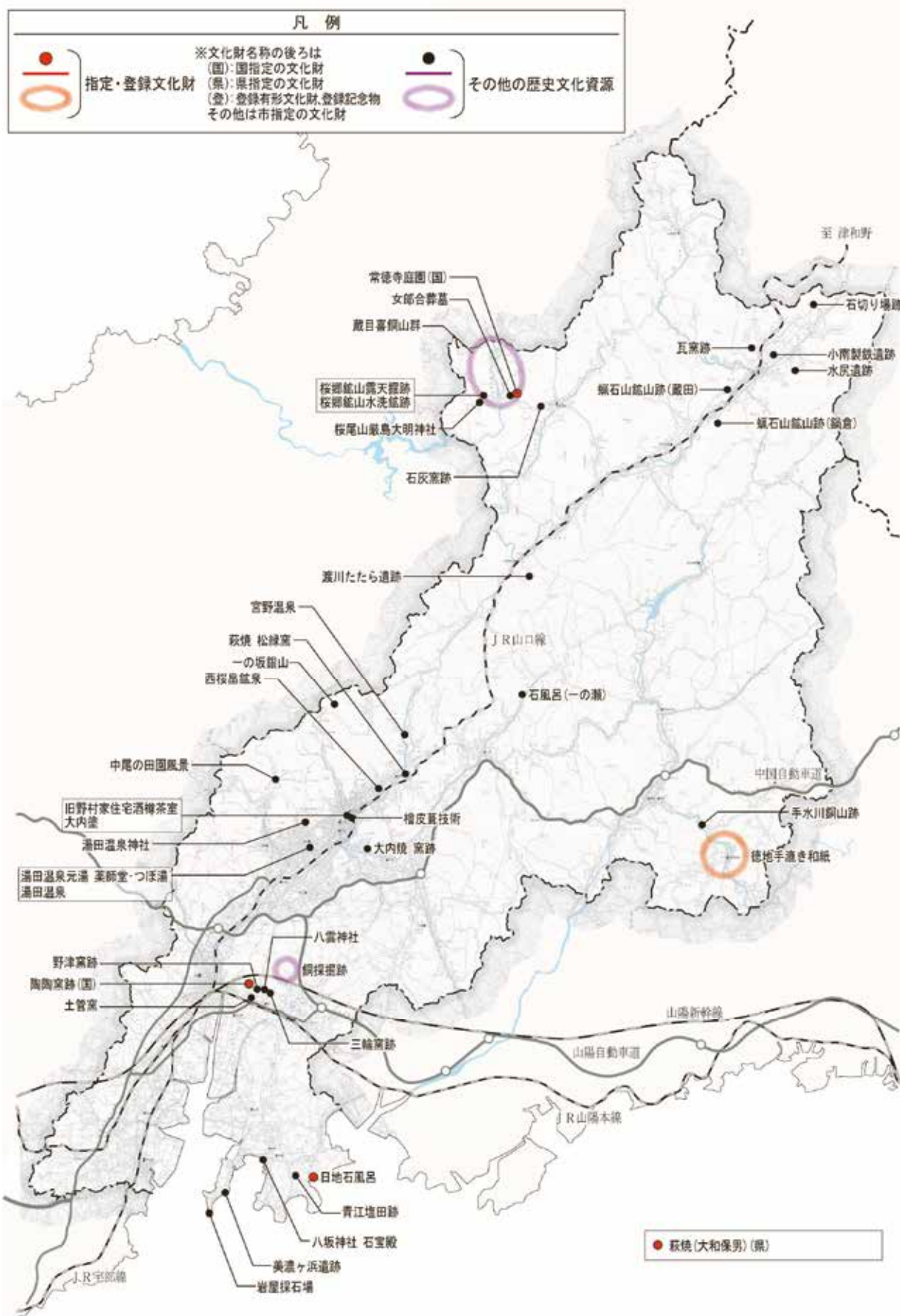


図 4-13 地域資源を生かした産業

c) 主な構成要素

本関連文化財群「地域資源を生かした産業」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



徳地手漉き和紙

江戸時代では、防長四白(米・塩・紙・櫛蠟)の生産が奨励されていたため、徳地では藩の保護のもとに藩専用の紙を生産していた。明治6年(1873)に請紙制度が廃止され、さらに量産を目的とする機械抄紙法が西洋から導入され和紙の需要は激減しているが、徳地和紙の伝統は島地の地に引き継がれている。



蔵目喜銅山跡

蔵目喜川流域の諸銅山の総称。鉱山が開発されたのは大同3年(808)と伝えられている。近世初頭には銀・銅・鉛等を産出し、近代には黄銅鉱・閃亜鉛鉱・黄鉄鉱・孔雀石・硅孔雀石などを産出した。昭和27年(1932)閉山。



山口萩焼

萩松本・松緑窯の大和作太郎が、明治25年(1892)に山口に進出し、山口宮野に松緑窯を開き始める。



湯田温泉

非火山性の温泉。アルカリ性単純温泉で、肌によく馴染むやわらかい湯が特徴。1日に2,000トンもの天然温泉が湧き出ている。室町時代大内氏の記録に登場することから、この時期には温泉として使われていたと考えられる。



美濃ヶ浜遺跡

秋穂二島地域の南部に伸びる岩屋半島にある。古墳時代から古代にかけて土器を使った塩づくりが行われていた。



青江塩田跡

秋穂地域で最も早く開かれた塩田。明和3年(1766)に上知され、撫育方支配となり、効率の悪い小浜は整理された。昭和34年(1959)廃止。北浜と南浜を分ける中入川が旧状をとどめている。

【関連資料所蔵施設】

山口市歴史民俗資料館
山口市ふるさと伝承総合センター
山口県立山口博物館
蔵目喜歴史民俗資料室

⑪自然と向かい合った人々の努力の足跡

a) 概要

本関連文化財群は、災害や干ばつ等自然の脅威に立ち向かうために行われた土木工事に関するもので、市内全域に分布します。

b) ストーリー

近世以降、人々はより良い生活を送るために、様々な土地改良を行いました。本市においては、災害に対するもの、農業生産を向上させるものが見られます。これらの営みは、それ以前と比べてかなり大規模な土木工事でした。これを可能にしたのは、戦国時代から近世初頭にかけての、城や陣地の造成あるいは鉱山開発に用いられた土木技術と考えられます。

災害に対するものとしては、山口盆地から山口湾に注ぐ榎野川関係のものがあります。榎野川に仁保川、問田川が合流する地点より下流域は水量も増加することから、たびたび氾濫が起きました。この痕跡は、現在の地形にも残されています。大歳地域の岩富周辺では、浸水対策として、住宅の敷地を石垣を築いてかさ上げる工夫が行われました。さらに下流の小郡地域では、榎野川の運搬した土砂が堆積し氾濫を起こしていたことから、林勇蔵らにより河川改修が行われました。榎野川の支流の平川地域の九田川では、下流となるほど泥土や川砂が堆積し、流れが淀んで屈曲がひどく、洪水のたびに氾濫していたことから、幕末に黒川村福良・田屋島の百姓たちが山口の代官所に陳情し、藩の補助を受け、改修を行い、常習的な水害を免れるようになりました。



榎野川修工記碑



江畑溜池堰堤

農業生産の向上のため、耕地を広げるための新田開発や水の確保にかかわる溜池や水路の整備が行われました。溜池では、山口湾の干拓により生み出された耕地を潤すために東條九郎右衛門により長沢池がつくられました。また、各地域においては干ばつ等による水争いが生じないようにするために、大歳地域の郷之尾堤、阿知須地域の江畑溜池をはじめ多くの溜池が市内各地に築かれました。また、用水路も整備され、小郡地域では林勇蔵により、徳地地域では岡村幸四郎により島地に、それぞれトンネルを伴う用水路が造られました。これらにより、農業生産力は高まりました。

このように「自然と向かい合った人々の努力の足跡」は、近世から現代における土地改良に関する史跡、建造物、石碑等からなる関連文化財群です。

c) 主な構成要素

本関連文化財群「自然と向かい合った人々の努力の足跡」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



榎野川修工記碑

榎野川の洪水災害対策のため明治17年(1884)から29年(1896)にわたって行われた、堆積土砂の浚渫、堤防・堰堤の改修、河道の部分的変更などの工事の経過を後世に伝えるために明治33年(1900)に建てられた。



郷之尾堤碑

文化12年(1815)、朝田の総庄屋伊藤五兵衛親子が郷之尾堤の水不足を補うため、トンネルを掘って法満寺川から水を引いた功績を称え建立した。



椎ノ木峠トンネル

榎野川の氾濫のため開作に稲作ができない年が多く、嘉永4年(1851)小郡の大庄屋林勇蔵は丘に水田を作ることを発起し、鉾山採掘業の技術を取り入れて造った用水路。



島地下畑の用水

徳地地域の岡村幸四郎が島地下畑中にトンネルを掘って用水路を造り、田に水を引いた。工事は明治32年(1899)に始まり、明治34年(1901)年に完成した。



野口陂碑

吉敷上東の庄屋小田平兵衛が、干ばつの被害に苦しむ農民を憂い、代官所に請い赤田の奥にある野口原に堤を築いた。その功績を後世に伝えるための碑。



江畑溜池堰堤

昭和5年(1930)に竣工した粗石コンクリート重力式ダムで、国内の灌漑用コンクリート重力式ダムとしては最も古いものである。

⑫安穏な生活への願いと祈り

a) 概要

本関連文化財群は、市内各地で行われる祭りや年中行事とそれが行われる場に関する歴史文化資源からなり、市内全域に分布します。

b) ストーリー

山口市では各地でたくさんの祭りが行われています。祭りには、祭りに参加して楽しむという要素がありますが、地域の伝統的な祭りや年中行事は、当時の人々の神仏や自然に対する祈りや感謝のために始まったとされるものがほとんどです。

日本では、近代になり科学や医学が進歩するまでは、災害や病気の原因が分からなかったため、人々はこの不安から解放されるため、神仏に祈りを捧げるとともに、平穏無事な生活が送れることへの、神仏への感謝の念を忘れませんでした。こういったことから、市内各地において多くの祭りや年中行事が行われるとともに、社寺の建立・修築が行われてきました。

祭りや年中行事には、疫病が流行したため、それを鎮めるために始まったとされるものや、五穀豊穰を祈る、あるいは収穫に感謝するものが多くみられます。これらは、かつての農耕中心の生活リズムを今日に伝えるものです。

海に関する祭りとしては、近世廻船業で栄えた阿知須地域の豊漁と海上安全などを祈願する十七夜祭が挙げられます。本市の南部は瀬戸内海に面しますが、海に関する祭りはあまり見られません。

これらの祭りや年中行事には、他の地域からもたらされたものもあります。

白河踊りは、明治元年の戊辰戦争の時、白河で奥州同盟軍と新政府軍の戦闘による死者の霊を慰めるために、同盟軍の兵士が踊った盆踊りを敵方の長州の兵士も踊りの輪に入って一緒に踊り、山口地方に持ち帰ったのが始まりといわれており、市内各所で行われています。

祭りや年中行事の多くは、神事や仏事として社寺境内地で行われます。社寺境内地には建物や石造物が建てられ、その他、神木や鎮守の森を伴うものもあり、集落内における独特の景観を形作ってきました。

このように「安穏な生活への願いと祈り」は、祭りや年中行事とそれが行われる舞台を中心とした、民俗芸能、建造物、天然記念物等からなる関連文化財群です。



須賀社の厄神舞



平川の大スギ



図 4-15 安穏な生活への願いと祈り

c) 主な構成要素

本関連文化財群「安穏な生活への願いと祈り」を構成する主な構成要素とその概要を示します。

【主な構成要素】



地福のトイトイ

1月14日夜、子どもたちが集落の家々を1軒ずつまわり、持参した藁馬と供物とを交換する。家内安全や無病息災、五穀豊穰などを祈願する小正月の訪問者の行事である。



陶の腰輪踊

8月28日に、陶の八雲神社（荒神社）の神事として境内で舞われる踊り。八雲神社に所蔵されている「当屋名寄帳」によると、およそ400年以上前から、念仏踊りとして行われていたことが分かる。



須賀社の厄神舞

厄神舞は毎年須賀社の秋季例祭日（旧暦10月初めの子と丑の日）の初日の夜8時ごろから行われる。チャンチキ舞に属しており、厄除けの願舞で氏子や信者の立願いによって舞うもので、平安時代から続けられているという。



生雲八幡宮奴道中

萩の金谷天神から伝承したもので、毎年10月の第一日曜日、生雲八幡宮大祭のお旅所への道中往復に奴道中が行われる。



秋穂八十八ヶ所霊場めぐり

秋穂の真善坊の住職性海が四国八十八ヶ所を何度も巡拝し、天明3年(1783)に秋穂、秋穂二島、名田島に勧請したもの。



平川の大スギ

スギはスギ科の常緑針葉高木。平川の大スギは、山口市吉田、高倉山の平清水八幡宮社有地にある巨木。

第5章 歴史文化資源の保存・活用に向けて

1 基本理念

山口市には様々な歴史文化資源が存在します。これらは昨今の人口減少により継承が困難になっているものがある一方で、市内にはこれら地元の歴史文化資源を生かした取組も行われています。

これらの保護（保存・活用）、継承には、所有者や市民、事業者など、地域ぐるみで取り組むことが重要ですが、そのためには、まずは市民が地元の歴史文化資源の良さを知ることが大切です。これにより歴史文化資源を様々な取組に生かすとともに、次世代に継承することが可能となります。

このため、基本理念を「多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える」と設定します。

2 基本方針

歴史文化資源の保存・活用の基本理念を実現していくためには、施策・事業及び市民等を含めた各主体による具体的な取組が必要となります。

このため、具体的な取組を方向づける柱として、「歴史文化資源の把握と価値の共有」、「歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用」、「歴史文化資源の保存・活用を支える仕組みづくり」の3つを基本方針とします。

また、それぞれの基本方針に共通するキーワードとして、「市民・地域の力と協働」を掲げます。

基本理念

多彩な山口の宝を知り、生かし、未来へ伝える

市民・地域の力と協働

基本方針1

歴史文化資源の把握と 価値の共有

- 歴史文化資源の把握の推進
- 歴史文化資源の情報発信と価値の共有化

基本方針2

歴史文化資源の保存と まちづくりへの活用

- 歴史文化資源の適切な保存・整備の推進
- 歴史文化資源の危機管理
- 歴史文化を生かしたまちづくり

基本方針3

歴史文化資源の保存・活用を支える仕組みづくり

- 市民等の理解と協力、参加・協働を進める仕組みづくり
- 歴史文化資源の保存・活用を支える人づくり・まちづくり
- 庁内や団体機関等と連携の強化
- 文化財行政の体制の充実

図 5-1 山口市における歴史文化資源の保存・活用の基本理念と方針の体系

基本方針 1 歴史文化資源の把握と価値の共有

本構想策定に伴い、歴史文化資源の把握調査を行いました。地域にはまだまだ把握できていない歴史文化資源が多く存在することが想定されます。また歴史文化資源の保存・活用に向けては、それらを把握するのみでなく、価値を共有する必要があります。

このため、市民や関係団体などの協力と参加を得ながら歴史文化資源の把握に取り組むとともに、専門的な調査・研究を進めます。

これら歴史文化資源の価値や魅力を共有するため、情報発信を行うとともに、市民に地元の歴史文化を身近に感じてもらうため、市民等が歴史文化を学び、体験する機会の充実を図ります。

基本方針 2 歴史文化資源の保存とまちづくりへの活用

歴史文化資源は、地域の個性をかたちづくるものであり、それらを保存するとともに、適切に活用することは魅力あるまちづくりにつながります。

このため、指定等文化財の確実な保存と適切な活用を図ります。未指定の歴史文化資源の保存・活用について、所有者や地域と連携しながらその方策を検討します。

昨今は各地で毎年大きな災害が発生し、歴史文化資源にも被害が及ぶこともあることから、災害時の対応等について検討します。

本市の歴史文化の魅力を高めるため、指定・未指定にかかわらず明確なストーリーのもとに関連する歴史文化資源を“個”としてだけでなく“群”として発信することで、山口ならではの歴史文化資源の価値や魅力を高めます。

各地域において市民・地域活動団体等が行う歴史文化資源を生かした地域の魅力や活力を高める取組の支援に努めます。

基本方針 3 歴史文化資源の保存・活用を支える仕組みづくり

歴史文化資源は、その所有者や行政で保存・管理するには限界があり、また、その活用においては、市民・地域活動団体、関係する事業者等の役割が重要です。

このため、市民等が主体的に参加する取組、市民・地域活動団体、行政などによる協働の取組の展開に努めます。

人づくり・まちづくりの基礎的な取組として、歴史文化資源に関する学習・体験機会の確保・充実、啓発活動などを持続的に進め、子どもたちを含め市民の歴史文化資源への理解や大切にしている心の醸成に努めます。また、市民・地域活動団体等と連携しながら、歴史文化資源を守り生かす担い手の確保・育成に努めるとともに、協働の取組や具体的なまちづくり活動の展開を促進します。

歴史文化資源の保存・活用に向けて関連する庁内他部局との連携の強化を図ります。また、国・県等関係機関との連携も強化し、必要な支援を受けられる態勢の確保に努めます。

第6章 取組と推進体制

1 施策展開の方向性

歴史文化資源の保存・活用の基本方針に示していることを具体化するためには、歴史文化資源の保存・活用の推進体制を充実・強化させるとともに、その体制のもとで、歴史文化資源の調査・研究や普及啓発、保存・活用の担い手づくり、歴史文化を生かしたまちづくりなどに取り組む必要があります。

こうした歴史文化資源の保存・活用の取組は、文化財行政及び市の行政運営全体において位置づけ、関連部局との連携を図りながら、計画的かつ効果的に推進すること、実施した事業を評価し・改善することなど、計画・構想の進行管理が重要となります。そのため、文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである文化財保存活用地域計画^{*1}の作成に取り組めます。

こうした内容を図化して表すと、次のようになります。

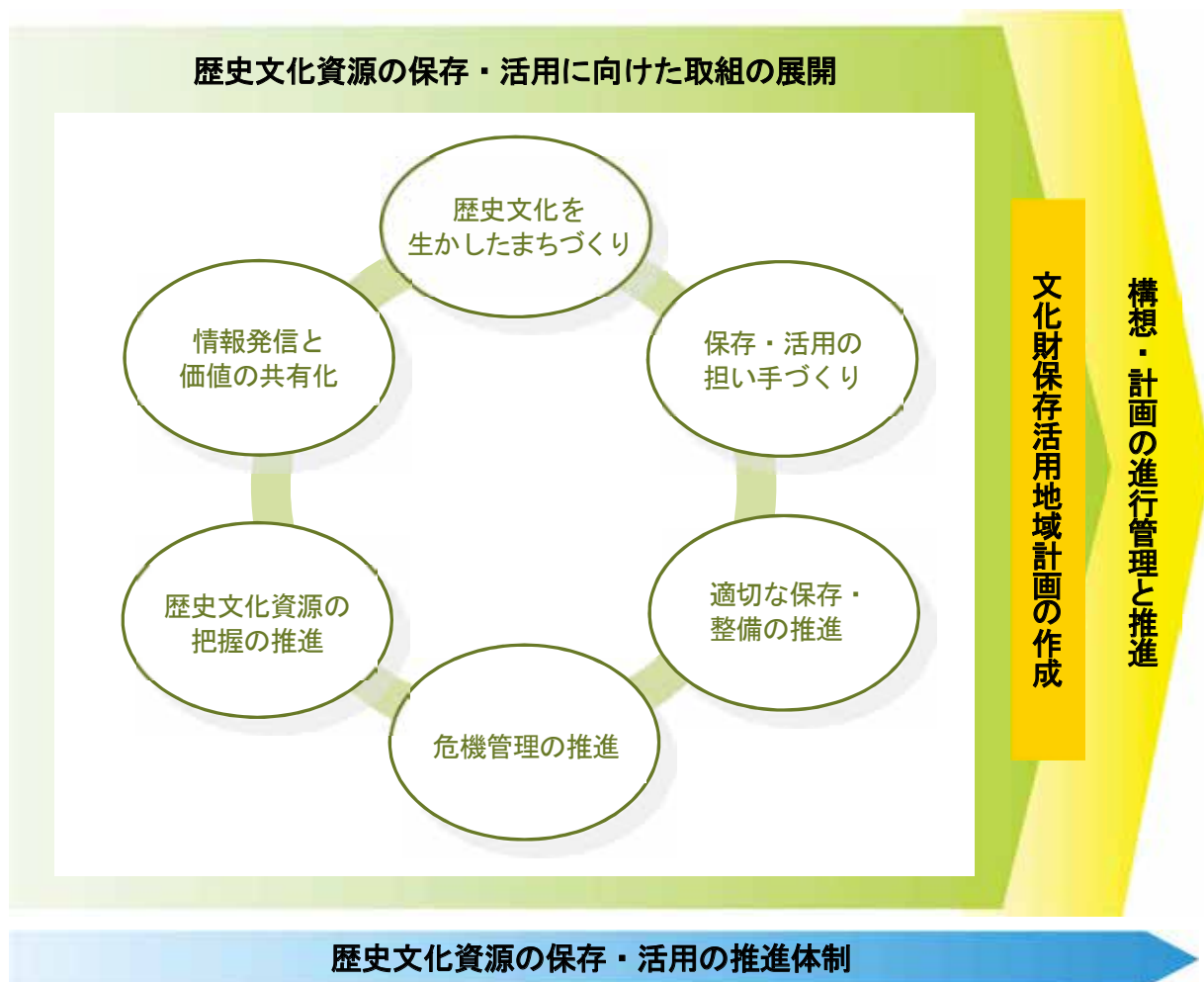


図 6-1 施策展開の方向性

¹ 文化財保存活用地域計画(ぶんかざいほぞんかつようちいきけいかく):各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プラン(行動計画)。当該市町村の概要、文化財の概要、歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する課題・方針及び講ずる措置の内容、文化財を把握するための調査に関する事項、計画期間、推進体制等を定める。

2 歴史文化資源の保存・活用に向けた取組の展開

歴史文化資源の保存・活用に向けた具体的な取組を、次のように設定します。

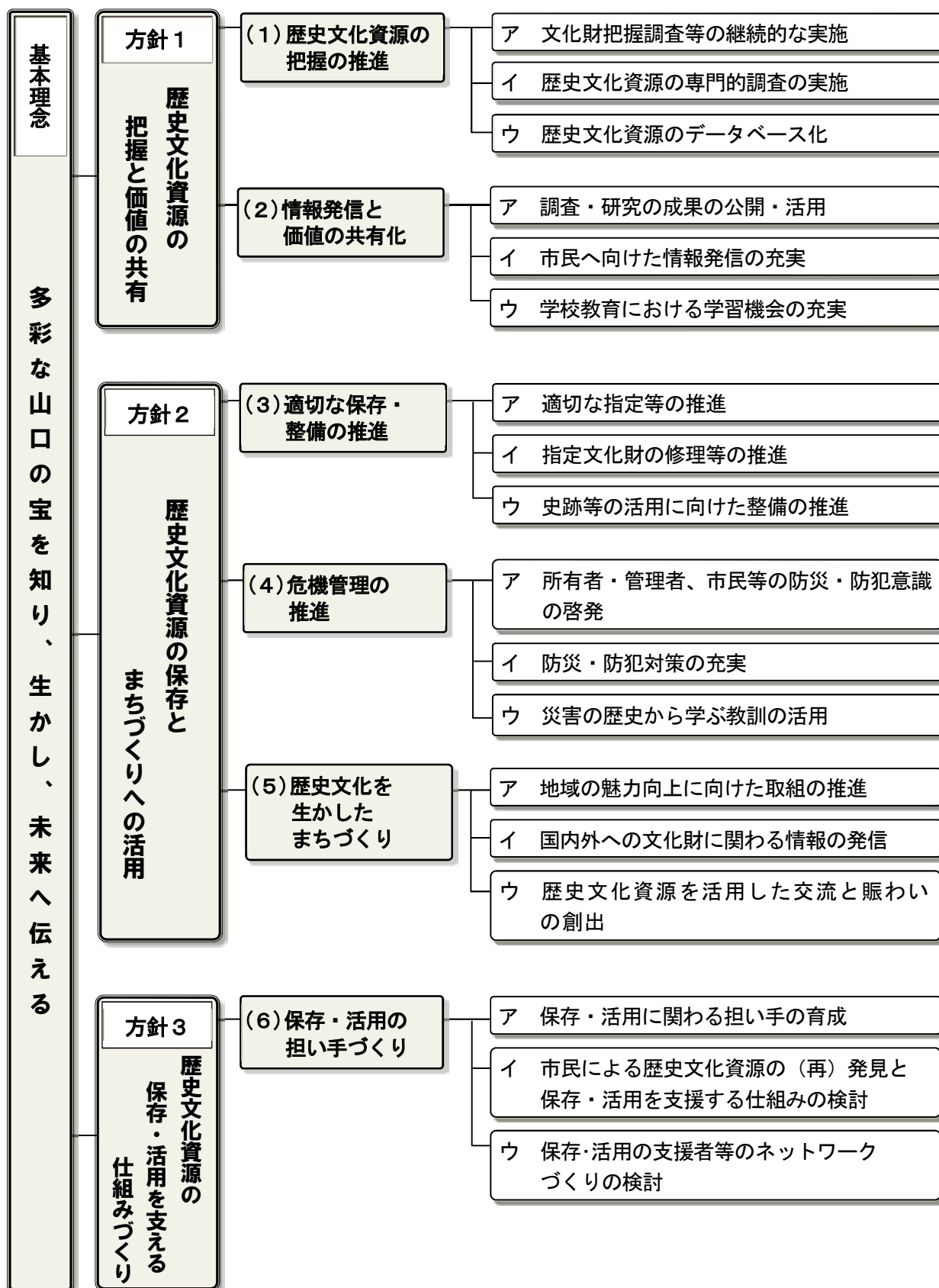


図 6-2 歴史文化資源の保存・活用に向けた取組の体系

(1) 歴史文化資源の把握の推進

ア 文化財把握調査等の継続的な実施

- これまでの調査成果や課題を踏まえ、調査の体制を充実させながら、地域調査員を中心とした文化財把握調査の継続的・持続的な実施に努めます。
- 地域調査員の確保・育成に取り組むとともに、文化財把握調査のスキル^{*1}や知識の向上を目指し、研修機会の確保・充実に努めます。
- 文化財把握調査については、これまで行ってきた調査成果を踏まえ、新たな未指定等文化財の（再）発見に加え、カード化している歴史文化資源の状況の変化や滅失等の把握・調査も行うこととします。

イ 歴史文化資源の専門的調査の実施

- 文化財把握調査で把握した歴史文化資源については、保存・活用の可能性やあり方などを勘案しながら、現地調査や聞き取り調査などが必要と考えられるもの・ことを抽出し、優先順位を設定して、より詳細な状況・内容を把握するとともに、必要に応じて専門的調査を実施し、その保存・活用を検討することとします。
- 指定・登録文化財については、解明されていない部分、保存・活用において把握しなければならない事項がある場合などには、必要に応じて学識経験者等の協力・参加を得ながら、専門的調査の実施を図ります。

ウ 歴史文化資源のデータベース化

- 文化財把握調査で把握した有形・無形の未指定等の歴史文化資源の情報については、分類・整理し、文化財保護課による一元管理を行うとともに、検索可能な形でのデータベース^{*2}化及び地図情報化に努めます。
- 指定等文化財については、それぞれの種別に応じて基本的な情報を整理・データベース化し、状況・状態やその変化、維持管理の状況の把握、保存対策などに活用します。

(2) 情報発信と価値の共有化

ア 調査・研究の成果の公開・活用

- 指定等文化財については、個人情報の保護や文化財の保存に影響しないことなどに留意しながら、文化財情報の一部をホームページ上などで公開することを基本とします。

¹ スキル：訓練や経験などによって身につけた物事を行うための能力や技能、資格のこと。応用力が利く能力をさし、テクニックと区分けされる（この場合のテクニックとは、応用力を伴わない能力（技術）を意味する）。

² データベース：ある特定の条件に当てはまる情報（データ）を複数集めて、後で使いやすい形に整理した情報のかたまりのこと。本構想では、文化財に関する情報をコンピュータを活用しながら整理し、管理することを意図する。

○未指定等の歴史文化資源については、原則として所有者・管理者の承諾を前提として、個人情報の保護や歴史文化資源の保存に影響しないことなどに留意しながら、歴史文化資源情報の一部をホームページ上などで公開することを検討します。

○把握している歴史文化資源に関する情報は、未指定等の歴史文化資源の保護(保存・活用)や教育・文化の振興、観光交流や文化交流の推進、まちづくり、地域活性化、景観の保全・形成などの基礎資料などとして、その活用を図ります。

イ 市民へ向けた情報発信の充実

○市民に対して文化財保護法¹に基づく文化財保護制度や本構想の概要などを周知するとともに、山口市の歴史文化の特色や指定等文化財などに関する情報の提供・共有化に取り組みます。

○歴史文化資源に関する市民等の意識や理解を高め、保存・活用への主体的な参加を促進するため、講座・講演会、研修機会等と合わせて、楽しく学んだり、興味や関心を高めたりできるような体験型の学習機会・フィールドワークなどの確保・充実に努めます。

○歴史民俗資料館等では、見学者にとってわかりやすい展示を行うとともに、特別展等の開催により展示の充実に努めます。

○情報の発信に関しては、広報紙やホームページ、パンフレット等の活用を図るとともに、SNS²をはじめICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）を活用した新たな方策を検討します。

ウ 学校教育における学習機会の充実

○子どもたちが地域への理解や愛着を深めるとともに、歴史や伝統文化の継承につながるよう、学校教育と連携して、郷土学習の充実に努めます。

(3)適切な保存・整備の推進

ア 適切な指定等の推進

○専門的調査に基づき、歴史文化資源の適切な指定や登録等の推進を図ります。

イ 指定文化財の修理等の推進

○文化財保護指導員等とも連携して、歴史文化資源の現状把握に努め、適切な維持管理や修理が実施できるように努めます。

¹ 文化財保護法(ぶんかざいほごほう)：文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律(文化財保護法第1条)。

² SNS(エスエヌエス)：Social・Networking・Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。利用者はサービスに会員登録をすることで利用できるが、すでに参加している人からの紹介がないと登録(参加)できないシステムになっているものも存在する。代表的なSNSとしてFacebook(フェイスブック)、LINE(ライン)などがある。

ウ 史跡等の活用に向けた整備の推進

- 史跡や名勝のうち庭園等については、現状のままでは価値が伝わりにくいものも存在することから、保存を万全にしながら、その価値を顕在化させ、活用が図られるよう整備を推進します。

(4)危機管理の推進

ア 所有者・管理者、市民等の防災・防犯意識の啓発

- 所有者・管理者、また近隣住民をはじめとした市民に対し、歴史文化資源の保存・活用と合わせて、防犯・防災に関する情報提供や意識啓発を図ります。
- 歴史文化資源を大切に作る心・マナーの啓発に努めます。
- 地域の防犯・防災まちづくりの中に歴史文化資源を位置づけ、具体的な対策がとられるよう、地域との連携や活動支援に努めます。

イ 防災・防犯対策の充実

- 防災・防犯の観点を取り入れた歴史文化資源の日常の管理方法、災害時の歴史文化資源（動産関係）の避難方法、文化財保護課など関係機関との連絡方法などについて検討します。
- 指定等文化財については、所有者・管理者と調整しながら、必要な防災・防犯施設・設備の整備・更新に努めるとともに、防災計画の作成を検討します。
- 歴史文化資源の防犯については警察、防災については消防本部やその他担当部局と連携しながら、歴史文化資源を災害や犯罪から守る取組を進めます。

ウ 災害の歴史から学ぶ教訓の活用

- 山口市には、治水治山に関わる歴史文化資源や災害に関する記録・伝承などがあり、これらを災害の教訓を伝える歴史文化資源や歴史として、防災教育や防災意識の啓発に生かしていくとともに、地域活動団体等と連携し、地域における防災まちづくりにおける活用も促進します。

(5)歴史文化を生かしたまちづくり

ア 地域の魅力向上に向けた取組の推進

- 歴史文化資源をまちづくりや地域活性化に有効に活用するため、庁内の関係部局や民間の関係団体と連携して地域の魅力向上に努めます。
- 関連文化財群¹は、テーマやストーリーによって歴史文化資源を結ぶ保存・活用方法であり、地域の魅力づくり、観光交流などにも深く関係することから、これらを活用した具体的な取組について検討します。

¹ 関連文化財群(かんれんぶんかざいぐん):地域に存在する有形・無形の文化財を、歴史的関連性や地域的関連性等に基づいて、「相互に関連性のある一定のまとまり」(関連文化財群)としてとらえ、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。様々なテーマやストーリーのもとで、関連する複数の文化財をつないで生かす方策。

○歴史的な景観に配慮した道路や公園の整備、町家の再生・活用等を行い、歴史や文化と住民の生活が調和した美しいまちなみ景観の形成、まちの魅力向上に取り組みます。

イ 国内外への情報の発信

○歴史文化資源は、学術的・教育的な価値に加え、観光・交流や地域活性化などの資源としての役割も有していることから、山口市の文化財や歴史文化などの情報が効果的に国内外へ発信できるように努めます。

ウ 歴史文化資源を活用した交流と賑わいの創出

○交流人口増加につなげるため、歴史文化資源を活用した観光基盤整備等を推進します。

○地域の歴史文化を食やスポーツ等他分野とつなぎ合わせ、地域の周遊につなげる仕掛けづくりに取り組みます。

○地域のブランド化を図るため、地域の特色ある歴史文化を活用した特産品開発の支援に努めます。

(6) 保存・活用の担い手づくり

ア 保存・活用に関わる担い手の育成

○歴史文化資源の保存・継承、歴史文化資源を生かしたまちづくり、地域活性化などに取り組む担い手・団体の支援に努めます。

○関係部局や団体と連携し、歴史文化に詳しいボランティアガイドなどの育成に努め、その活用を促進します。

○歴史文化資源に関わる担い手や団体が意見交換をしたり、学識経験者等を含め交流・連携したりする場の設置を検討します。

イ 市民による歴史文化資源の(再)発見と保存・活用を支援する仕組みの検討

○市民等による未指定等の歴史文化資源の(再)発見や情報の共有化を促進するため、歴史文化資源の市民による登録制度の創設について検討します。

○市民・地域活動団体等による歴史文化資源の保存・活用を支援する制度・仕組みの創設について検討します。

ウ 保存・活用の支援者等のネットワークづくりの検討

○歴史文化資源の保存・活用、歴史文化を生かしたまちづくりや地域づくりなどを担う協力者・支援者等の人的ネットワーク(応援団)づくりについて検討します。

3 歴史文化資源の保存・活用に向けた推進体制

歴史文化資源の保存・活用に向けて、以下のとおり推進体制の充実・強化を図ります。

(1) 市民参加と協働

歴史文化資源の保存・活用は、所有者・管理者及び行政だけでは限界があり、様々な面での市民等の支えが重要となります。また、関連文化財群における取組については、関係する地域におけるまちづくりとしての取組が大きな力となり、その中では地域内・地域間の連携が求められます。

このため、市民や地域との協働による歴史文化資源の保存・活用に向けた体制を目指します。

(2) 情報の管理と発信の体制づくり

歴史文化資源の保存・活用を進めていくためには、歴史文化資源や文化財保護制度、関連文化財群などに関する情報を、所有者・管理者のみならず、広く市民等に周知・共有化するとともに、様々な機会を通じて啓発に取り組む必要があります。

このため、市が中心となって情報の把握と一元管理を行い、広く情報の提供や発信を行います。

(3) 庁内連携体制の充実・強化

本構想は、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用するという、文化財保護の新たな視点を持つもので、歴史文化を生かしたまちづくりにつながることが期待されています。

こうした取組は、文化財保護行政の担当部局だけでなく、庁内における関係部局との連携が不可欠となることから、関係部局との連携の充実・強化に取り組みます。

(4) 関係機関や自治体との連携

歴史文化資源の保存・活用においては、関係する機関や自治体との連携も大切です。

このため、文化庁及び山口県教育委員会との密接な連携のもとに、文化財保護行政を中心とした相談・協議を適宜行うとともに、大学等の研究機関や専門家を含めた連携体制の充実・強化に努めます。また、状況に応じて文化庁以外の関係する省庁や県の関係部局との連携を図ります。

4 構想の推進と進行管理

(1) 構想の推進

歴史文化資源の保存・活用を具体化していくためには、本構想に位置づけている取組を施策・事業化するなど、実効性のある形で展開していく必要があります。

その過程では、必要に応じて市民や地域活動団体、学識経験者等の意見を把握するとともに、市民等の理解と協力、参加・協働による歴史文化資源の保存・活用の取組の促進に努めます。

構想の推進にあたっては、構想に位置づけた取組を進めるとともに、それらを着実に実行するため、文化財保存活用地域計画を作成します。

(2) 文化財保存活用地域計画

構想策定後、速やかに文化財保存活用地域計画を作成します。歴史文化基本構想を文化財保護のマスタープランとすると、文化財保存活用地域計画はそのアクション・プランにあたります。

この計画では計画期間を設定し、本構想に定める取組の年次計画を示します。また、本構想において設定した関連文化財群を活用した取組についても定めることとします。なお、計画期間の終期は上位計画である第二次山口市総合計画の最終年度である令和9年度とし、以後、総合計画の策定に合わせて見直し・改訂を行うこととします。

(3) 進行管理

地域計画に定めた歴史文化資源の保存・活用の取組を効果的に進めるためには、進行管理を適切に行う必要があります。

進行管理を行うにあたっては、PDCAサイクル¹（計画・実行・評価・改善）の考えを取り入れ、計画的に関連する施策・事業を実施し、その中間時点や終了時または必要に応じて毎年度、達成状況、課題などの把握及び評価を実施し、当該事業等の改善及び他の事業への反映に努めます。

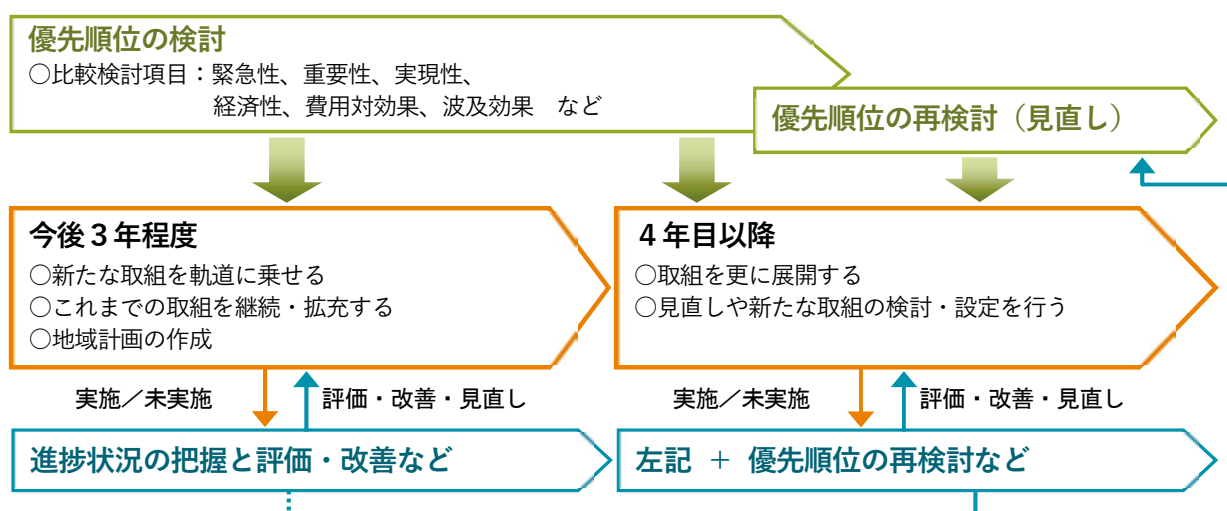


図 6-3 取組展開(具体化)の考え方

¹ PDCA(ピーディーシーエイ)サイクル:Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(または Action:改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する方法。それぞれの頭文字をとって命名。

表 6-1 取組の展開イメージ

施策区分	取組項目		取組の展開		
			今後3年程度	4年目以降	
歴史文化資源の保存・活用に向けた取組の展開	(1) 歴史文化資源の把握の推進	ア 把握調査等の継続的な実施	調査の継続的な実施	必要に応じて実施	
		イ 専門的調査の実施	専門的調査の検討	専門的調査の実施	
		ウ 歴史文化資源のデータベース化	公開・運用	継続・拡充	
	(2) 情報発信と価値の共有化	ア 調査・研究成果の公開・活用	公開・活用	継続・拡充	
		イ 市民へ向けた情報発信の充実	情報提供・啓発	継続・拡充	
		ウ 学校教育における学習機会の充実	充実	継続・拡充	
	(3) 適切な保存・整備の推進	ア 適切な指定等の推進	推進	継続	
		イ 指定文化財の修理等の推進			
		ウ 活用に向けた整備の推進			
	(4) 危機管理の推進	ア 所有者・管理者、市民等に対する意識啓発	啓発	継続・拡充	
		イ 防災・防犯対策の充実	対策の周知等	継続・拡充	
		ウ 災害の歴史から学ぶ教訓の活用	検討	啓発	
	(5) 歴史文化を生かしたまちづくり	ア 地域の魅力向上に向けた取組の推進	推進	継続・拡充	
		イ 国内外への情報の発信	国内への発信	国外への発信の検討	
		ウ 歴史文化資源を活用した交流と賑わいの創出	推進	継続・拡充	
	(6) 保存・活用の担い手づくり	ア 担い手の育成	育成	継続・拡充	
		イ 市民による保存・活用を支援する仕組みの検討	仕組みづくりの検討	仕組みの創設または拡充の検討	
		ウ 支援者等のネットワークづくりの検討	検討	ネットワークづくり	
	保存活用地域計画			作成	

資料編

協議会・委員会の経過

構想策定にあたり、構想案を策定する「山口市歴史文化基本構想策定協議会（以下「協議会」という）」、構想素案の作成及び文化財調査に対する指導・助言を行う「山口市歴史文化基本構想調査委員会（以下「委員会」という）」を設置した。また、構想の素案作成にあたり、必要な資料の収集、調査を行うため、調査委員会に地域調査員を設置した。協議会・委員会の経過及び構成員は以下のとおり。

平成 29 年度

1 協議会

日時：平成 29 年 6 月 1 日（木） 13 時 20 分～14 時 25 分

場所：山口市役所 会議室棟 B 会議室

議題：山口市歴史文化基本構想の策定について

a 構想策定に至る経緯

b 歴史文化基本構想策定事業について

概要：構想策定に至る経緯について説明。事業の進め方について協議。

2 委員会

第 1 回

日時：平成 29 年 7 月 11 日（火） 13 時 45 分～14 時 45 分

場所：山口市役所 会議室棟 A 会議室

議題：(1)山口市歴史文化基本構想策定事業について

(2)文化財把握調査について

概要：協議会で了承された事業の進め方を説明。山口の歴史と文化の特色を把握するための調査の進め方について協議。

第 2 回

日時：平成 29 年 11 月 7 日（火） 14 時～15 時 50 分

場所：山口市役所 第 10・11 会議室

議題：(1)事業の進捗状況と今後の予定について

(2)山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。山口市歴史文化基本構想の構成（目次案）について協議を行い、了承を得る。構想第 1・2 章について協議。

第 3 回

日時：平成 30 年 2 月 2 日（金） 14 時～15 時 35 分

場所：山口市役所 会議室棟 A 会議室

議題：(1)文化財把握調査について

a 地域調査員による調査

b 聞き取り調査

(2)山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想第 1・2 章の修正案について協議。構想第 3・4 章について協議。

平成 30 年度

1 協議会

第1回

日時：平成 30 年 6 月 1 日（木） 14 時～15 時

場所：山口市役所 会議室棟 C会議室

議題：（1）平成 29 年度事業報告

（2）平成 30 年度事業計画

概要：平成 29 年度事業報告。平成 30 年度事業計画について協議。

第2回

日時：平成 31 年 3 月 15 日（金） 10 時～11 時

場所：山口市役所 会議室棟 C会議室

議題：（1）平成 30 年度事業報告

（2）平成 31 年度事業計画

概要：平成 30 年度事業報告。平成 30 年度事業計画について協議。

2 委員会

第1回

日時：平成 30 年 7 月 30 日（月） 14 時～15 時 45 分

場所：山口市役所 会議室棟 A会議室

議題：（1）文化財把握調査について

（2）山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想第 1～4 章の修正案について協議。構想第 5 章前半について協議。

第2回

日時：平成 30 年 10 月 26 日（金） 10 時～11 時 45 分

場所：山口市役所 会議室棟 A会議室

議題：（1）文化財把握調査について

（2）山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想第 1～5 章前半の修正案について協議。構想第 5 章後半・6 章について協議。

第3回

日時：平成 31 年 2 月 1 日（金） 10 時～11 時 20 分

場所：山口市役所 会議室棟 A会議室

議題：（1）文化財把握調査について

（2）山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想第 1～6 章の修正案について協議。

令和元年度

1 協議会

第1回

日時：令和元年9月27日（金） 10時～11時

場所：山口市役所 会議室棟 B会議室

議題：（1）令和元年度事業について

（2）その他

概要：令和元年度事業について報告。構想素案について協議。構想案了承。

2 委員会

第1回

日時：令和元年7月5日（金） 14時～15時45分

場所：山口市役所 第10・11会議室

議題：（1）文化財把握調査について

（2）山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想素案の修正案について協議。

第2回

日時：令和元年9月20日（金） 14時～15時15分

場所：山口市役所 会議室棟 A会議室

議題：（1）文化財把握調査について

（2）山口市歴史文化基本構想について

概要：文化財把握調査（地域調査員調査、聞き取り調査）の状況を報告。構想素案について協議。構想素案了承。

山口市歴史文化基本構想策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 市内に所在する文化財を周辺も含め総合的に保存・活用するためのマスタープランである歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、山口市歴史文化基本構想策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想案の策定に関すること
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員15名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者3名以内
- (2) 関係行政機関の職員10名以内
- (3) 地元関係者5名以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、山口市教育委員会教育長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、山口市教育委員会教育部長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が召集し、会長が議長を務める。

2 第3条第2項に定める委員がやむを得ない理由により協議会を欠席する場合、会長は当該委員の申し出により代理出席を求めることができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(調査委員会)

第7条 第2条に掲げる事項についての調査研究を行うため、協議会に調査委員会を設置する。

2 調査委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(解散)

第8条 協議会は、所掌事務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

山口市歴史文化基本構想調査委員会設置要綱

(目的)

第1条 山口市歴史文化基本構想（以下「基本構想」という。）の素案作成のため、山口市歴史文化基本構想調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 委員会は前条に掲げる目的を遂行するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基本構想の素案の作成に関すること
- (2) 文化財の調査に関すること
- (3) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員30名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者10名以内
- (2) 関係行政機関の職員10名以内
- (3) 地元関係者12名以内

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(委員長)

第5条 委員長は、山口市教育委員会教育部次長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故がある場合には、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 第3条第2項に定める委員がやむを得ない理由により委員会を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(地域調査員)

第7条 基本構想の素案作成にあたり、必要な資料の収集、調査を行うため、地域調査員を置く。

2 地域調査員は本市の歴史文化に精通した者のうちから市長が委嘱する。

(解散)

第8条 委員会は、所掌事務を終了したときは、解散するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

構想策定の組織

■ 山口市歴史文化基本構想策定協議会

【会長】

山口市教育委員会教育長 岩城精二（～H29.12） 藤本孝治（H29.12～R1）

【副会長】

山口市教育委員会教育部長 中谷尚夫(H29) 藤本浩充(H30・R1)

【学識経験者】

山口市文化財審議会会長 八木充

山口市文化財審議会副会長 南敦

【地元関係者】

山口市自治会連合会 西村新二(H29) 金子隆文(H30・R1)

山口観光コンベンション協会専務理事 鈴木克彦

山口商工会議所専務理事 上野省一(H29) 大田正之(H30・R1)

【行政関係者】

山口県教育庁社会教育・文化財課長 山本敏和(H29・30) 谷元憲治(R1)

山口市総合政策部長 松富博之(H29) 中谷尚夫(H30) 田中和人(R1)

山口市ふるさと創生部長 江藤寛二(H29)

山口市交流創造部長 江藤寛二(H30) 有田剛(R1)

山口市地域生活部長 児玉達哉(H29) 村田尚士(H30・R1)

山口市経済産業部長 有田剛(H29) 田中和人(H30) 江藤寛二(R1)

山口市都市政策部長 東洋光(H29)

山口市都市建設部長 岡本充(H29)

山口市都市整備部長 坂本公昭(H30・R1)

■ 山口市歴史文化基本構想調査委員会

【委員長】

山口市教育委員会教育部次長 磯部素男(H29) 吉村計広(H30・R1)

【学識経験者】

山口市文化財審議会会長(歴史資料) 八木充

山口市文化財審議会副会長(天然記念物) 南敦

山口市文化財審議会委員(古文書) 國守進

山口市文化財審議会委員(絵画工芸品) 影山純夫

山口市文化財審議会委員(建造物) 佐藤正彦

山口市文化財審議会委員(民俗) 坪郷英彦

山口市文化財審議会委員(考古) 田中晋作

山口市文化財審議会委員(彫刻) 岩井共二

【地元関係者】

山口観光コンベンション協会事務局長 田村憲正(H29)

山口観光コンベンション協会観光事業部部長 藤井忠(H30・R1)

山口商工会議所企画推進部長 重村奈津枝(H29) 阿部誉久(H30・R1)

山口市観光ボランティアガイドの会会長 水摩嘉孝(H29・30) 森文子(R1)

歴史の町山口を甦らせる会事務局長 岡部達矢

山口の文化財を守る会会長 塩見興一郎

おごおり地域づくり協議会 久光常夫

史跡めぐりの会世話人 松田治登

阿知須郷土史研究会会長 藤岡博
 徳地幕末維新歴史放談の会代表 山田文雄
 阿東郷土史研究会会長 河村明英

【行政関係者】

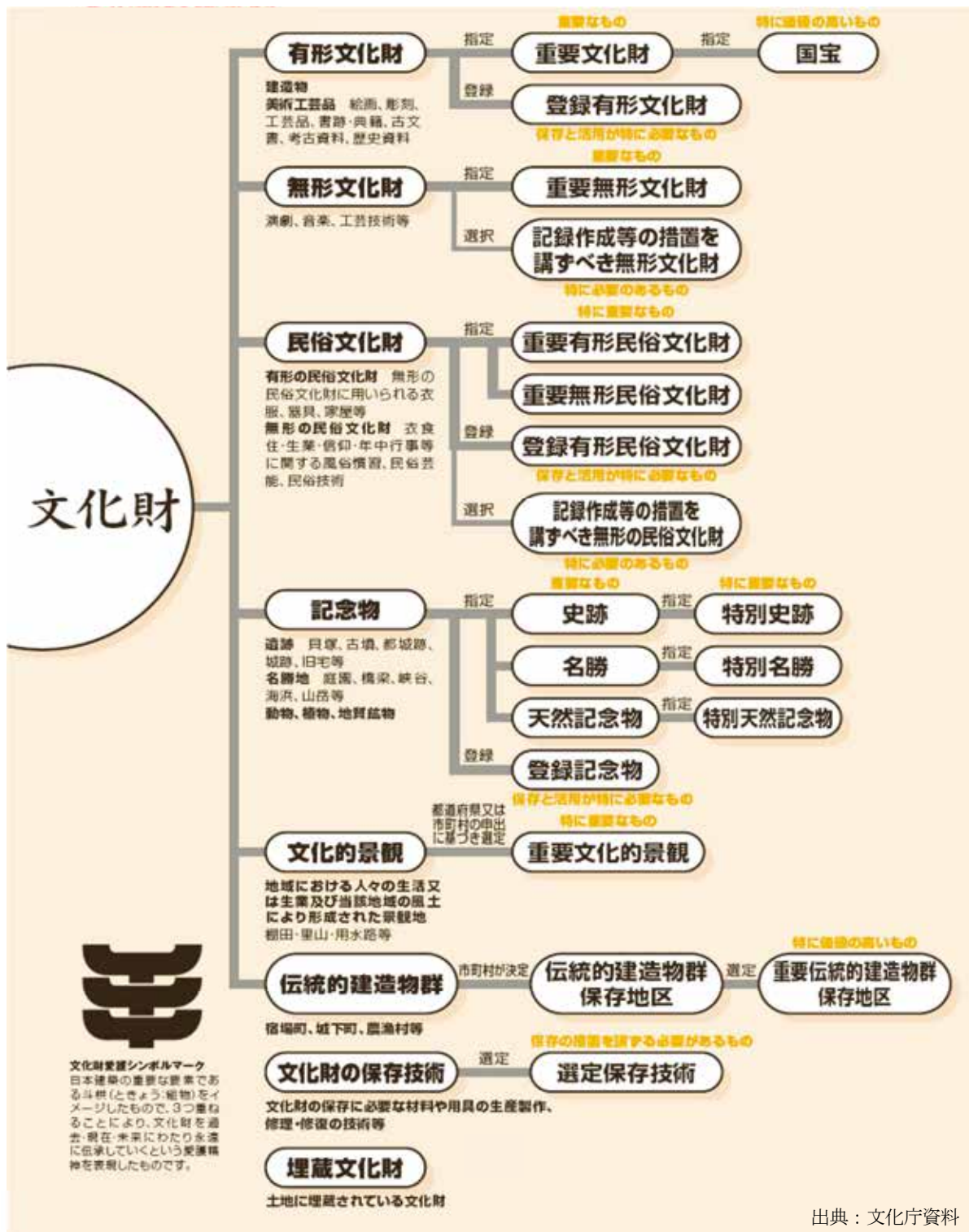
山口市総合政策部企画経営課長 山田豊成(H29) 今井宏二(H30・R1)
 山口市総合政策部財政課長 原文男(H29) 藤井正治(H30・R1)
 山口市ふるさと創生部観光交流課長 岡村萬利雄(H29)
 山口市交流創造部観光交流課長 岡村萬利雄(H30) 山本裕史(R1)
 山口市ふるさと創生部文化交流課長 河村元博(H29)
 山口市交流創造部文化交流課長 上野浩和(H30・R1)
 山口市地域生活部協働推進課長 山崎里恵(H29) 森原久(H30・R1)
 山口市経済産業部農林政策課長 徳本弘幸(H29・30) 塚本宏治(R1)
 山口市都市政策部都市計画課長 清水弘美(H29)
 山口市都市整備部都市計画課長 清水弘美(H30・R1)
 山口市都市建設部都市整備課長 安田功二(H29)
 山口市都市整備部都市整備課長 塩川勝重(H30・R1)
 山口市教育委員会文化財保護課長 磯部貴文

■文化財把握調査地域調査員(※は令和元年度に補足調査を行った調査員)

【地域選定】

阿東篠生 吉田 一則	大 歳 大歳史談会
阿東生雲 河村明英(H29)	平 川 兼重元
柘屋 宗夫(H30)	小 郡 濱崎雅俊
阿東地福 村上嘉光※	陶 松尾直樹(H29)
阿東徳佐 山本吉夫※	陶歴史文化調査会(H30)
阿東嘉年 西坂章士	鑄 銭 司 杉山正
徳地出雲 蕨周次	名 田 島 佐分利隆
徳地八坂 戸田岸宣明	秋穂二島 秋穂二島地区連合自治会
徳地柚野 齋藤光男	秋 穂 吉岡正
徳地島地 木村和枝	嘉 川 嘉川自治連合会
徳地串 福田嘉夫	佐 山 佐山地区史研究会
仁 保 内田利夫	阿 知 須 阿知須郷土史研究会
大 内 兼重知己(~H29.11)	
大内史談会(H29.12~H30)	【文化財保護指導員】
小 鯖 間野信行	大内・仁保 松前了嗣(H29)
宮 野 みやの地域づくり協議会	川 西 田中博
大 殿 浴本貴之	川 東 三好達人(H29)
白 石 塩見興一郎	阿 知 須 上山俊彦(H29)
湯 田 山下一郎	小 郡 吉松達生
吉 敷 吉敷地域文化振興協議会	徳 地 板垣幸男
	阿 東 河村明英(H30)

文化財の体系図



文化財類型(ぶんかざいはいけい) … 文化財保護法第2条では、文化財を有形文化財(建造物、絵画、彫刻、古文書など)、無形文化財(演劇、音楽、工芸技術など)、民俗文化財(風俗慣習、民俗芸能など)、記念物(史跡、名勝、天然記念物)、文化的景観、伝統的建造物群の6類型に分けてある。

伝統的建造物群保存地区制度(でんどうてきげんぞうぶつぐんほぞんちくせいど) … 昭和50年(1975)の文化財保護法の改正によって伝統的建造物群保存地区の制度が発足し、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存が図られるようになった。市町村は、伝統的建造物群保存地区を決定し、地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定め、国は市町村からの申出を受けて、我が国にとって価値が高いと判断したものを重要伝統的建造物群保存地区に選定することになる。

文化財登録制度(ぶんかざいとろうくせいど) … 国土開発、都市計画の進展、生活様式の変化などにより、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている多種多様かつ大量の文化財を後世に幅広く継承していくため、保存と活用の措置を特に必要とするものを国が文化財登録原簿に登録するもの。これは届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じる制度であり、従来の指定制度(重要なものを厳選し許可制等の強い規制などにより保護を行うもの)を補完するものである。

山口市の指定等文化財

(1) 山口市内指定・登録文化財総数

(令和元年12月6日現在)

種別/指定		国	県	市	合計
指定文化財合計		57	80	146	283
国宝	建造物	1			1
有形（重要）文化財		34	63	96	193
	建造物	14	6	17	37
	絵画	6	12	11	29
	彫刻	3	20	30	53
	工芸品	4	3	12	19
	書跡		3	6	9
	典籍		3	4	7
	古文書	2		7	9
	考古資料		10	2	12
	歴史資料	5	6	7	18
無形文化財			2	1	3
有形民俗文化財		1	1	3	5
	重要有形民俗文化財	1			1
	有形民俗文化財		1	3	4
無形民俗文化財		1	4	8	13
記念物		20	10	38	68
	特別天然記念物	1			1
	史跡	10	2	18	30
	史跡及び名勝	1			1
	名勝	2	1	1	4
	史跡および天然記念物			1	1
	天然記念物	6	7	18	31
記録作成等の措置を講ずべき無形文化財		1			1
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		1			1
登録有形文化財		9			9
登録記念物		2			2
重要美術品		6			6
	工芸品	3			3
	考古資料	1			1
	絵画	2			2

(2) 国指定文化財一覧表

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
国指定文化財			57			
国宝			1			
	建造物	瑠璃光寺五重塔	1基	M36. 4. 15	香山町	瑠璃光寺
重要文化財			34			
建造物			14			
		洞春寺観音堂	1棟	T6. 8. 13	水の上町	洞春寺
		洞春寺山門	1棟	S29. 9. 17	水の上町	洞春寺
		八坂神社本殿	1棟	T6. 8. 13	上堅小路	八坂神社
		今八幡宮横門 附絵馬	1棟・1枚	M40. 5. 27	八幡馬場	今八幡宮
		今八幡宮拝殿	1棟	M40. 5. 27	八幡馬場	今八幡宮
		今八幡宮本殿 附宮殿・棟札	1棟・3基・2枚	M40. 5. 27・S54. 2. 3	八幡馬場	今八幡宮
		古熊神社拝殿	1棟	S24. 2. 18	古熊	古熊神社
		古熊神社本殿 附宮殿	1棟・1基	T6. 8. 13・S54. 2. 3	古熊	古熊神社
		平清水八幡宮本殿 附宮殿	1棟・1基	M40. 5. 27・S54. 2. 3	吉田	平清水八幡宮
		龍福寺本堂	1棟	S29. 9. 17	大蔵大路	龍福寺
		山口県旧銀行舎及び県会議事堂 附棟札 附工事関係記録	2棟・1枚・6冊	S59. 12. 28	滝町	山口県
		正八幡宮本殿・拝殿・横門及び庁屋附棟札	3棟・1枚	H1. 9. 2	秋穂西	正八幡宮
		月輪寺薬師堂 附厨子・棟札	1棟・1基・2枚	S24. 2. 18	徳地上村	月輪寺
		有近家住宅	7棟	H24. 12. 28	徳地八坂	個人所有
絵画			6			
		絹本着色維摩居士像	1幅	M37. 2. 18	大阪市立美術館	洞春寺
		絹本着色毛利元就像	1幅	S44. 6. 20	県立山口博物館	豊家神社
		紙本墨画天神図	1幅	S48. 6. 6	山口県立美術館	古熊神社
		紙本墨画山水図 雪舟筆	1巻	S25. 8. 29	山口県立美術館	山口県
		紙本淡彩牧牛図 雪舟筆 (仿李唐)	1幅	S25. 8. 29	山口県立美術館	山口県
		紙本淡彩牧牛図 雪舟筆 (仿李唐)	1幅	S25. 8. 29	山口県立美術館	山口県
彫刻			3			
		木造十一面観音立像	1躯	T6. 8. 13	八幡馬場	神福寺
		木造大日如来坐像	1躯	S19. 9. 5	吉敷	龍蔵寺
		木造平子重経 (沙弥西仁) 坐像	1躯	H4. 6. 22	仁保下郷	源久寺
工芸品			4			
		太刀 銘口友 (伝助友) 附衛府太刀拵	1口	T1. 9. 3	県立山口博物館	野田神社
		鐙口 (大内義隆寄進)	1口	S34. 12. 18	山口市歴史民俗資料館	今八幡宮
		梵鐘 (大内義隆寄進)	1口	S34. 12. 18	大内水上	興隆寺
		四天王図繪金屏	2枚	H2. 6. 29	吉敷	龍蔵寺
古文書			2			
		熊谷家文書 (二百五十五通)	13巻	S48. 6. 6	県文書館	山口県
		有光家文書 長門国正吉郷入江塩浜絵図	121通・1通	H4. 6. 22	県文書館	山口県
歴史資料			5			
		防長土図 附長持並程	109個・3棟・1合	H5. 1. 20	県立山口博物館	山口県
		正徳元年朝鮮通信使運物並運物目録	1式	H5. 6. 10	県立山口博物館	山口県
		大内版法華経板木	59枚	H10. 6. 30	県文書館	山口県
		過所船旗 (天正九年四月廿八日) 能島村上家文書	1旗 199通	H27. 9. 4	県文書館	所有者県外
		山口県行政文書	13,550点	H17. 6. 10	県文書館	山口県
重要無形民俗文化財			1			
		地福のトイトイ	1件	H24. 3. 8	阿東地福	地福といとい保存会
重要有形民俗文化財			1			
		岸見の石風呂	1件	S33. 4. 18	徳地岸見	山口市
記念物			20			
特別天然記念物			1			
		オオサンショウウオ		S27. 3. 29	山口県 他	
史跡			10			
		大村益次郎墓		S10. 12. 24	鑄銭司	個人所有
		陶陶窯跡		S23. 1. 14	陶	山口市
		大内氏遺跡 附凌雲寺跡		S34. 11. 27	市内各所	山口市 他

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
	史跡	周防鎭司跡		S48. 3. 13	鎭司	山口市 他
		萩藩毛利家墓所		S56. 5. 11	香山町	個人所有
		朝田墳墓群		S57. 4. 30	朝田・吉敷	山口市
		萩往還		H1. 9. 22	山口市 他	国土交通省・山口県 他
		周防灘干拓遺跡(名田島新開作南蛮礎)		H8. 3. 28	名田島	山口市
		佐波川開水(地域一部解除)		S12. 6. 12・S41. 8. 23	徳地船路	
		野谷石風呂		S10. 12. 24	徳地野谷	個人所有
	史跡及び名勝		1			
		常栄寺庭園(地域一部追加)		T15. 2. 24・S37. 11. 10	宮野下	常栄寺
	名勝		2			
		長門峽		T12. 3. 7	阿東篠目・萩市	山口市 他
		常徳寺庭園		H12. 12. 27	阿東蔵目喜	山口市
	天然記念物		6			
		法泉寺のシンバク		S3. 1. 18	滝町	個人所有
		平川の大スギ		S3. 1. 18	吉田	平清水八幡宮
		龍蔵寺のイチョウ		S17. 7. 21	吉敷	龍蔵寺
		山口ゲンジボタル発生地		S10. 12. 24	大殿・白石・湯田・吉敷・大内・平川・大蔵・宮野	
	小郡ナギ自生北限地帯		T11. 10. 12	小郡上郷	個人所有	
	出雲神社ツルマンリョウ自生地		S32. 2. 22	徳地堀	出雲神社	

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財	蟹流狂言		(選択) H9. 5. 27	山口市	
--------------------	------	--	----------------	-----	--

※昭42. 1. 17県指定

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	徳地人形浄瑠璃		(選択) S48. 11. 5	徳地堀	
-----------------------	---------	--	-----------------	-----	--

※昭51. 3. 16県指定

登録有形文化財	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
	9			
	1棟	(登録) H10. 9. 2	宮島町	山口市
	1棟	(登録) H10. 9. 2	中河原	山口市
	1棟	(登録) H11. 8. 23	糸米	山口県
	1棟	(登録) 平11. 8. 23	下堅小路	山口市
	1棟	(登録) 平11. 8. 23	下堅小路	山口市
	1棟	(登録) H18. 11. 9	白石	個人所有
	1基	(登録) H13. 10. 12	阿知須	山口市
	1棟	(登録) H26. 4. 25	緑町	民間所有
	1基	(登録) H28. 8. 1	小郡	山口市
登録記念物	2			
	8,999.33㎡	(登録) H27. 10. 7	緑町	民間所有
	2,510.11㎡	(登録) H29. 2. 9	湯田温泉	民間所有

重要美術品	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
	6			
工芸品	1顆	(認定) S13. 9. 5	野田	個人所有
	1箇	(認定) S13. 9. 5	野田	個人所有
	1基	(認定) S13. 9. 5	山口市歴史民俗資料館	山口市
考古資料	1箇	(認定) S13. 9. 5	野田	個人所有
絵画	1幅	(認定) S19. 7. 6	山口県立美術館	常栄寺
	六曲1隻	(認定) S10. 5. 10	山口県立美術館	山口県

※は県指定

(3) 県指定文化財一覧表

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
県指定文化			78			
	有形文化財		62			
	建造物		6			
		清水寺山王社本殿	1棟	S41.6.10	宮野下	清水寺
		清水寺観音堂	1棟	S42.1.17	宮野下	清水寺
		旧山口藩庁門	1棟	S62.3.27	滝町	山口県
		源久寺宝篋印塔	1基	S48.10.19	仁保下郷	源久寺
		河村写真館	1棟	H18.12.26	上堅小路	個人所有
		正八幡宮鐘樓	1棟	H16.12.10	秋穂西	正八幡宮
	絵画		12			
		絹本着色大内義隆画像	1幅	S42.1.17	大殿大路	観福寺
		絹本着色西天東土二十八祖像	1幅	S45.4.1	水の上町	洞春寺
		絹本淡彩中峰明本像	1幅	S45.4.1	水の上町	洞春寺
		絹本着色仏涅槃図 付納箱	1幅・1合	S45.4.1	水の上町	洞春寺
		絹本着色大庵須益和尚像	1幅	S45.4.1	県立山口博物館	瑠璃光寺
		絹本着色金岩東純和尚像	1幅	S45.4.1	県立山口博物館	瑠璃光寺
		絹本着色桃岳瑞見和尚像	1幅	S45.4.1	県立山口博物館	瑠璃光寺
		絹本着色仁保弘有像	1幅	S46.1.12	仁保下郷	源久寺
		紙本着色尼子経久像	1幅	S49.11.8	県立山口博物館	山口県
		絹本着色尼子経久像	1幅	S49.11.8	県立山口博物館	山口県
		絹本墨面淡彩雲舟等掛像(雲谷等益筆)	1幅	H3.12.10	県立美術館	常栄寺
		ガラス絵 泰西風景図・長崎港図 付旧木造額縁	2面	H2.11.6	徳地島地	花尾八幡宮
	彫刻		20			
		木造薬師如来坐像	1躯	S41.6.10	黒川	広沢寺
		木造二天王立像	2躯	S41.6.10	黒川	広沢寺
		木造千手観音菩薩坐像	1躯	S41.6.10	吉敷	龍蔵寺
		木造薬師如来坐像	1躯	S41.6.10	陶	正護寺
		木造阿弥陀如来坐像	1躯	S41.6.10	仁保下郷	源久寺
		木造阿弥陀如来坐像	1躯	S41.6.10	仁保下郷	玄菩提
		木造聖観音菩薩立像	1躯	S41.6.10	大内水上	山根組
		木造十一面観音菩薩立像	1躯	S44.2.4	朝倉町	大林寺
		塑造竜岡玄珠禅師坐像	1躯	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		木造石屏子介禅師坐像	1躯	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		木造大内義弘坐像	1躯	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		木造大内盛見坐像	1躯	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		木造大内持盛坐像	1躯	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		木造金剛力士立像	2躯	S56.3.24	宮野下	清水寺
		木造獅子狛犬	1対	H12.3.31	吉田	平清水八幡宮
		木造地藏菩薩立像	1躯	H16.4.2	仁保中郷	皇徳寺
		能面	10面	S41.6.10	県立山口博物館	正八幡宮
		木造聖観音菩薩立像	1躯	S41.6.10	徳地上村	月輪寺
		木造四天王立像	4躯	S44.4.25	徳地上村	月輪寺
		法光寺阿弥陀堂の仏像 (木造阿弥陀如来坐像・木造菩薩形立像・木造十一面観音菩薩立像・木造不動明王立像・木造毘沙門天立像)	5躯	S61.10.24	徳地鯖河内	法光寺
	工芸品		3			
		銅口	1口	S55.4.11	県立山口博物館	個人所有
		漆塗屏付盤	1基	H13.3.30	野田	個人所有
		刺 宝刺拵 付天文五年刺拵注文	1口・1通	H18.3.31	大内水上	興隆寺
	書跡		3			
		手鑑	1帖	S53.3.31	山口市歴史民俗資料館	山口市
		紺紙金泥法華経	8巻	S53.12.22	県立美術館	瀧明院
		手鑑「多々良の麻佐古」	1帖	R1.12.6	県立山口博物館	山口県
	典籍		3			
		正法眼蔵八十三巻	16冊	S42.1.17	香山町	瑠璃光寺
		洞春寺開山僧岳虎禅師手沢本 付洞春寺書簿	203冊・一葉	S52.11.11	水の上町	洞春寺
		聚分韻略(明応二年大内版)	5冊	H21.2.13	県立山口図書館	山口県

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
	考古資料		10			
		見島ジーコンボ古墳群出土品	63点	S59.4.10	県埋蔵文化財センター	山口県
		茶臼山古墳出土品 面文帯神獸鏡	一面	H7.1.13	県立山口博物館	山口県
		宮ヶ久保遺跡出土木製品	84点	S58.9.27	県埋蔵文化財センター	山口県
		綾羅木部台地遺跡出土の土器製品	1個	H3.4.5	県埋蔵文化財センター	山口県
		赤妻古墳出土の舟型石椁	1基	H5.5.14	県立山口博物館	山口県
		分銅形土製品	1個	H9.12.12	県埋蔵文化財センター	山口県
		武久浜墳墓群出土品	15点	H15.12.19	県埋蔵文化財センター	山口県
		郡司跡造所跡の鑄造関連出土品	405点	H20.5.9	県埋蔵文化財センター	山口県
		御山神社経塚出土品	20点	S49.11.8	県立山口博物館	御山神社
		銅印 印文「三川私印」	1顆	H27.3.6	県埋蔵文化財センター	山口県
	歴史資料		6			
		紙本墨面淡彩乗福寺伽藍図	1幅	H9.12.12	山口市歴史民俗資料館	乗福寺
		木造扇額「水上山」	1面	H10.12.4	大内水上	興隆寺
		善光寺式阿弥陀三尊立像板木	1枚	H15.12.19	秋穂東	長徳寺
		三重宝塔板木	1枚	H15.12.19	徳地八坂	妙寿院
		吉田松陰関係資料	754点	H21.11.17	県文書館	山口県
		紙本着色毛利敬親山口新御屋形入居奉祝	1面	H20.5.8	県立山口博物館	野田神社
	無形文化財		2			
		猿渡狂言		H14.3.26	小鯖	
		萩焼		S63.11.25	宮野上	大和保男・大和祐二
	有形民俗文化財		1			
		小田家の生活道具・商家資料・町家	1011点(文書)	S54.3.31	県文書館	小田家博物館
	無形民俗文化財		4			
		小鯖代神楽舞		S51.3.16	上小鯖	小鯖代神楽舞保存会
		蟹の舞		S51.3.16	堂の前町	蟹の舞保存会
		陶の腰輪踊		S51.3.16	陶	陶腰輪踊保存会
		徳地人形浄瑠璃		S51.3.16	徳地堰	徳地人形浄瑠璃保存会
	記念物		10			
	史跡		2			
		大内水上古墳		S61.4.8	大内御塚	役行者講中
		百谷窯跡		S53.3.31	小郡下郷	山口市・東津地区
	名勝		1			
		善生寺庭園		H19.4.6	吉熊	善生寺
	天然記念物		7			
		山口市椋畑のノハナショウブ自生地		S44.2.4	下小鯖	山口市
		秋穂二島のアラカシ		S51.11.24	秋穂二島	常栄寺
		舟山八幡宮のテシャノキ		S52.11.11	仁保下郷	舟山八幡宮
		仁保のクワ		S54.3.31	仁保中郷	山口県
		正福寺のイブキ		S59.11.2	駅通り	正福寺
		常栄寺のモリアオガエル繁殖地		H13.3.30	宮野下	常栄寺
		妙見社の大イチョウ		S41.6.10	徳地八坂	

(4)市指定文化財一覽表

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者・管理者
市指定文化財			146			
	有形文化財		96			
	建築物		17			
		靈光院五重小塔	1基	H2. 6. 22	名田島	靈光院
		巖島神社多宝塔	1基	H2. 6. 22	宮島町	宮島町町内会長
		野田神社能楽堂及び附属室	1棟	H3. 4. 22	野田	野田神社
		東仙寺厨子	1基	H4. 7. 20	仁保中郷	個人所有
		鯛崎八幡宮本殿・拝殿附宮殿附棟札	2棟・1基・1枚	H6. 7. 21	上小鯖	鯛崎八幡宮
		豊臣秀吉供養塔	1基	H15. 3. 18	天花	俊龍寺
		足利義輝等供養塔	3基	H15. 3. 18	天花	俊龍寺
		洞春寺鐘樓門	1棟	H20. 3. 24	水の上町	洞春寺
		山口大神宮小郡遙拝所本殿 中門 神門	3棟	H5. 3. 3	小郡下郷	山口市
		正八幡宮二ノ鳥居	1基	S54. 6. 4	秋穂西	正八幡宮
		石造庚申塔	1基	H10. 3. 24	秋穂西	正八幡宮
		花尾八幡宮下神殿 幣殿 拝殿	1棟	S33. 11. 3	徳地島地	花尾八幡宮
		法光寺石造十三重塔	1基	S63. 4. 22	徳地鯖河内	法光寺
		三原の不動板碑	1基	S60. 3. 25	阿東徳佐上	
		福徳院の五輪塔	1基	S60. 3. 25	阿東地福上	福徳院
		亀山の宝篋印塔	1基	S60. 3. 25	阿東徳佐上	
		築山神社本殿	1棟	H29. 8. 22	上堅小路	築山神社
	絵画		11			
		紙本着色大内盛見像	1幅	S43. 6. 25	県立美術館	常栄寺
		紙本着色毛利隆元像	1幅	S43. 6. 25	県立美術館	常栄寺
		絹本着色両界曼荼羅図	1幅	H10. 2. 21	大内水上	興隆寺
		紙本着色八幡縁起絵巻	2巻	H6. 5. 31	秋穂西	正八幡宮
		絹本着色毛利秀包像	1幅	H19. 12. 7	吉敷佐畑	玄濟寺
		絹本着色嚙舌扇所像 慶長二年自賛がある	1幅	H21. 3. 27	県立美術館	洞春寺
		紙本着色無等像 元龜三年増益興隆の賛がある	1幅	H22. 2. 17	県立美術館	洞春寺
		絹本着色性堂永果像	1幅	H28. 1. 13	県立美術館	常栄寺
		紙本墨画五百羅漢図	1幅	H28. 1. 13	県立美術館	常栄寺
		絹本着色性松円融像	1幅	H28. 1. 13	県立美術館	常栄寺
		紙本着色孔雀牡丹図	4曲1双	H28. 1. 13	県立美術館	洞春寺
	彫刻		30			
		木造不動明王立像	1躯	S43. 6. 25	吉敷	龍蔵寺
		木造毘沙門天立像	1躯	S43. 6. 25	吉敷	龍蔵寺
		木造釈迦如来坐像	1躯	S51. 12. 21	大内水上	興隆寺
		木造獅子頭	1頭	H20. 11. 28	大内水上	興隆寺
		木造舞楽面	2面	H20. 11. 28	大内水上	興隆寺
		木造隨身侍像	2躯	S51. 12. 21	吉田	平清水八幡宮
		木造獅子頭	1頭	S57. 3. 2	三の宮	仁豊神社
		木造阿弥陀如来坐像	1躯	S57. 3. 2	仁保中郷	東仙寺世話板本集落
		木造隨身侍像附水遣道犬	2躯・2軀	S57. 3. 2・H19. 3. 7	嘉川	嘉川八幡宮
		木造阿弥陀如来坐像・木造聖観世音菩薩立像・木造地藏菩薩立像	3軀	S60. 11. 1	下小鯖	禪昌寺
		木造二天立像	2軀	H5. 6. 30	仁保下郷	玄善院
		木造釈迦如来坐像	1軀	H6. 7. 21	仁保中郷	皇徳寺
		木造二天立像	2軀	H6. 7. 21	仁保中郷	皇徳寺
		木造獅子頭 附納箱	1頭・1合	H8. 2. 15	県立山口博物館	朝倉八幡宮
		木造地藏菩薩立像	1軀	H10. 2. 21	下小鯖	禪昌寺
		木造地藏菩薩坐像	1軀	H14. 3. 25	堂の前町	万福寺
		常栄寺の仏像十二軀	12軀	H28. 1. 13	宮野下	常栄寺
		春日神社毘沙門天立像	1軀	S55. 10. 7	山口市小郡文化資料館	山口市
		正福寺聖観世音菩薩立像	1軀	S58. 3. 18	小郡下郷	正福寺
		木造隨身立像	2軀	H8. 3. 26	秋穂西	正八幡宮
		木造隨身半跏侍像	2軀	H8. 3. 26	秋穂西	正八幡宮
		木造獅子頭	1頭	H10. 3. 24	秋穂西	正八幡宮
		木造十一面観世音菩薩立像	1軀	S55. 3. 28	阿知須	明栄寺
		木造阿弥陀如来立像	1軀	S55. 3. 28	阿知須	明栄寺

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者 管理者
	彫刻	深谷十三仏	14軀	S50. 3. 1	徳地深谷	正慶院
		西宗寺阿弥陀堂の仏像	4軀	S62. 3. 20	徳地伊賀地	西宗寺
		木造獅子頭	2頭	S4. 4. 1	徳地島地	花尾八幡宮
		昌福寺薬師堂の仏像	3軀	H8. 4. 23	徳地塚	昌福寺
		鹿蓮華寺跡釈迦堂の仏像	4軀	H17. 8. 30	徳地船路	下庄自治会 代表
		木造獅子頭 慶長二年の銘がある	1頭	H22. 2. 17	徳地船路	船路八幡宮
	工芸品		12			
		梵鐘	1口	S50. 8. 1	大内間田	光嚴寺
		鐺口	1口	S51. 12. 21	大内間田	光嚴寺
		木造龍頭	3頭	H20. 11. 28	大内水上	眞隆寺
		梵鐘	1口	S51. 12. 21	嘉川	萬福寺
		梵鐘(元文元年在銘)	1口	H8. 12. 18	香山町	瑠璃光寺
		中領八幡宮の釣鐘	1口	S53. 3. 25	小郡下郷	中領八幡宮
		元泉福寺の半鐘	1口	S62. 6. 1	小郡上郷	新町西区 区長
		大刀 銘了戒能定作	1口	S57. 12. 22	秋穂西	正八幡宮
		鐺口	1口	H20. 11. 28	阿知須	菩提寺
		月輪寺の銅造鐺口	1口	H11. 5. 6	徳地村上	月輪寺
		昌福寺鐺口	1口	H14. 11. 27	徳地塚	昌福寺
		福徳院の鐺口	1口	S48. 7. 20	阿東地福上	福徳院
	書跡		6			
		高僧大神宮御鎮坐伝記	1巻	S40. 3. 20	滝町	山口大神宮
		大内盛見道号説	1幅	H15. 3. 18	県立美術館	常栄寺
		紙本墨書寶蓮院尊円法親王自筆往来手本	1巻	H12. 8. 29	秋穂西	正八幡宮
		紙本墨書増岳別所墨蹟(山居偏)	1幅	H22. 2. 17	水の上町	洞春寺
		紙本墨書増岳別所墨蹟(遠偏)	1幅	H22. 2. 17	水の上町	洞春寺
		紙本墨書允芳惠菊墨蹟(与竺雲惠心印可伏) 天文十九年の年紀がある	1幅	H28. 1. 13	宮野下	常栄寺
	典籍		4			
		拾頌集	15冊	S40. 3. 20	香山町	瑠璃光寺
		大般若波羅密多経	588巻	S40. 3. 20	黒川	広沢寺
		厳島神社の写本大般若経	600巻	S54. 3. 31	山口市小郡文化資料館	厳島神社
		紙本墨書「連歌新式目」	1冊	H12. 8. 29	秋穂西	正八幡宮
	古文書		7			
		乗福寺文書	124点	S57. 3. 2	大内御塚・山口市歴史民俗資料館	乗福寺
	安部光包惣貫首職補任状	1幅	S57. 11. 27	道場門前	個人所有	
	林家文書(御維新之際小郡人民一致精誠)	1巻	S57. 3. 20	山口市小郡文化資料館	個人所有	
	長井家文書(文禄の役海上輸送)	15通	S62. 6. 1			
	正八幡宮文書	3点	H6. 5. 31	秋穂西	正八幡宮	
	生雲八幡宮沢宣高願文	1巻	S60. 3. 25	阿東生雲中	生雲八幡宮	
	萬代家文書	65点	H30. 11. 12	山口市歴史民俗資料館	山口市	
考古資料		2				
	周防鐺鏡司跡出土品	19点	H14. 3. 25	山口市歴史民俗資料館・鐺鏡司郷土館	山口市	
	月輪寺の銅造経筒	1口	H11. 5. 6	徳地村上	月輪寺	
歴史資料		7				
	木造扁額「八幡貳嶋宮」	1面	H10. 12. 22	秋穂西	正八幡宮	
	木造扁額「正八幡宮貳嶋」	1面	H10. 12. 22	秋穂西	正八幡宮	
	圓清寺一切経蔵の礎石	1基	H19. 12. 7	水の上町	洞春寺	
	大村益次郎関係資料	2,497点	H20. 3. 24	山口市歴史民俗資料館	山口市	
	今八幡宮天文十四年祭礼名籍札	1枚	H21. 3. 27	山口市歴史民俗資料館	今八幡宮	
	秋本春三鉄道資料	122点	H25. 3. 22	山口市小郡文化資料館	山口市	
	泰益人刻書石	1点	H25. 11. 27	山口市小郡文化資料館	山口市	
無形文化財		1				
	徳地手漉き和紙		H17. 8. 30	徳地島地	千々松 哲也	
有形民俗文化財		3				
	日地石黒呂		S53. 3. 23	秋穂東	個人所有	
	加茂石黒呂		S63. 2. 2	秋穂東	個人所有	
	管内の芝居幕	4点	H20. 3. 24	山口市歴史民俗資料館	管内町内会	
無形民俗文化財		8				
	須川の山園め神事		S55. 9. 1	佐山	須川の山園め神事保存会	

指定	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者 管理者
	無形民俗文化財	岩戸神楽		S53. 3. 25	小郡上郷	岩戸の舞保存会
		十二の舞		S52. 3. 30	秋穂東	十二の舞保存会
		須賀社の厄神舞		S48. 7. 20	阿東嘉年下	厄神舞保存会
		生霧八幡宮杖道中		S48. 7. 20	阿東生霧中	杖道中保存会
		蹴出し踊り		S48. 7. 20	阿東地福	蹴出し踊り保存会
		中河内注連縄打ち		S49. 10. 30	阿東生霧西分	注連縄打ち保存会
		土居神楽舞		H2. 12. 10	阿東嘉年	土居神楽舞保存会
		記念物		38		
	史跡		18			
		小鯖の板碑	9㎡	S40. 3. 20	上小鯖	筒鳴八幡宮
		十朋亭	96㎡	S57. 3. 2	大庭大路	山口市
		霧谷庵跡	604. 95㎡	S57. 11. 27	天花	山口市
		錦小路頼徳墓	98㎡	S44. 3. 21	赤妻町	赤妻神社
		成瀬仁蔵旧宅跡	1. 411㎡	S44. 3. 21	吉敷赤田	日本女子大学
		浄福寺古墳	902㎡	S44. 3. 21	轟川	浄福寺
		陶峠下一里塚	45㎡	S44. 3. 21	陶	山口市
		大村益次郎生誕宅跡	247㎡	S51. 12. 21	鑄銭司	山口市
		中郷遺跡		S53. 3. 25	小郡上郷	中郷八幡宮
		椎ノ木峠トンネル		S57. 3. 20	小郡上郷	大平神泉溜池管理組合
		丸塚古墳第1号		S52. 7. 18	阿知須	個人所有
		丸塚古墳第2号		S52. 7. 18	阿知須	山口市
		丸塚古墳第3号		S52. 7. 18	阿知須	個人所有
		丸塚古墳第4号		S52. 7. 18	阿知須	個人所有
		丸塚古墳第5号		S52. 7. 18	阿知須	山口市
		鎮家遺跡	1. 157㎡	H10. 4. 1	阿知須	山口市
		才谷古墳		S63. 4. 22	徳地塚	山口市
		狐塚古墳		S48. 7. 20	阿東徳佐中	山口市
		史跡および天然記念物		1		
	松永周南栗園跡と遺存植物	900㎡	S40. 3. 20	鑄銭司	個人所有	
	名勝		1			
		白石山		S33. 11. 3	徳地引谷	山口市
	天然記念物		18			
		宮野のミツガシワ自生地	320㎡	S40. 3. 20	宮野下	法明院
		糸米の大ムク		S50. 8. 1	糸米	西糸米町内会 会長
		竜王社のムクノキ巨樹群		S50. 8. 1	宮野上	旧竜王社
		洞海寺のカヤノキ		S57. 3. 2	上小鯖	洞海寺
		舟山八幡宮のイテイガシ		H16. 4. 22	仁保下郷	舟山八幡宮
		柏崎のクロガネモチ		S57. 3. 20	小郡下郷	個人所有
		四十八瀬川のゲンジボタル		S58. 3. 20	四十八瀬川流域	山口市
		善城寺のタブノキ		S57. 1. 7	秋穂東	善城寺
		福楽寺のソテツ		S57. 1. 7	秋穂西	福楽寺
		二の宮の大杉		S33. 11. 3	徳地塚	出雲神社
		西宗寺の大ヤマザクラ		H6. 4. 22	徳地伊賀地	西宗寺
		船路の大カツラ		H7. 4. 24	徳地船路	石鏡神社
		徳佐八幡宮のしだれ桜		S48. 7. 20	阿東徳佐中	徳佐八幡宮
		角太郎ユズ		S48. 7. 20	阿東徳佐中	個人所有
		船平山群生のレンゲツツジ		S48. 7. 20	阿東徳佐上	山口市
		福楽寺のウスギモクセイ		H17. 3. 17	阿東嘉年上	福楽寺
		朝倉八幡宮のイヌマキ		H29. 8. 22	朝倉町	朝倉八幡宮
		徳佐船平山のユスゲ群生地		H30. 11. 12	阿東徳佐上	山口市

構想策定に伴い行った調査

構想策定に伴い、市域全域を対象とした文化財把握調査を実施しました。調査は、地域調査員による文化財把握調査（現地調査）と、聞き取り調査を行いました。

調査の対象とする文化財は、第1章の1で定義しているように、文化財保護法¹第2条に規定された6種類の文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、文化的景観、伝統的建造物群）、保存技術、埋蔵文化財、及びそれ以外のもの（その他：例えば、方言や歴史的な地名、食文化など）としました。

(1) 地域調査員による文化財把握調査

平成29年8月から平成31年3月にかけて、市内全域を対象に各地域選定の地域調査員による文化財調査を実施しました。また、追加で調査が必要な地区については、令和元年5月から7月にかけて補足調査を行いました。調査対象は、歴史文化資源の全種別を対象に、時期は製作後50年以上を経たもので、地域において大切なもの、地域らしいもの、残したいものをカード化しました。カードは山口市教育委員会文化財保護課に保管しています。

調査においては、2059件の歴史文化資源がカード化されました(下表参照)。

種別では、建造物が696件で最も多く、次いで美術・工芸品等が502件、史跡が477件などとなっています。

文化財把握調査カード枚数

種別		件数	備考
有形文化財	建造物	696	
	美術・工芸品等	502	
無形文化財		1	
民俗文化財	有形民俗	62	
	無形民俗	23	
記念物	史跡	477	
	名勝	54	
	天然記念物	96	
文化的景観		3	
保存技術		1	
埋蔵文化財		32	
その他		58	
複数の分類にまたがるもの		27	
重複		27	
合計		2059	

¹ 文化財保護法(ぶんかざいほごほう)：文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律(文化財保護法第1条)。

表面

山口市文化財把握調査カード		① No. _____	
②種別	(有形・無形・無民・有民・史・名・天・文景・伝建・保技・埋蔵)	③時代	旧・縄・弥・古・飛・奈・平・鎌・室・桃・江・明・大・昭
③名称		④指定	無・国・県・市 大・昭・平成 年 月 日
④所在地		⑤関連群	
⑤地区		⑥地回	
⑥所有者		⑦有民種別	(衣・食・住・農耕・山樵・養蚕・畜産・交通・交易 漁労・紙漉・たたら・石造物・町屋・その他・産業)
⑦管理者		⑧(有・無)	⑧ No. _____
⑧概 要	形態	⑨写 真	
	規模		
	材質		
	立地		
	製作者等		
	特徴		
⑩保存状態		⑪文化財の価値	
⑫文 献			
⑬調査年月日		⑭調査員氏名	
		⑮補充	有・無 枚

※⑧種別については裏面参照
 ※③時代【旧】旧石器【縄】縄文【弥】弥生【古】古墳【飛】飛鳥【奈】奈良【平】平安【鎌】鎌倉【室】室町【桃】桃山【江】江戸【明】明治【大】大正【昭】昭和

裏面

(⑩位 置 図)	(⑪略 図)
(⑫メ モ)	

※文化財の種類
 【有形】建造物・美術工芸品(絵画・彫刻・工芸品・書牘・典籍・古文書・考古資料・歴史資料等) 【無形】演劇・音楽・工芸技術
 【無民】衣食住・生業・信仰・年中行事等に關する風俗習慣・民俗芸能・民俗技術 【有民】無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等
 【史】貝塚・古墳・都城跡・旧宅等 【名】庭園・橋梁・峡谷・滝・山岳等 【天】動物・植物・地質鉱物 【文景】文化的景観 【伝建】伝統的建造物群
 【保技】文化財の保存に必要な材料製作・修理・修葺の技術等 【埋蔵】埋蔵文化財

文化財把握調査カード様式

地域調査員による文化財把握調査のまとめ

(1/3)

地域名		文化財把握調査件数	主な文化財等（一部紹介）		
阿東	篠生	32	・渡川城跡 ・篠目駅旧給水塔 ・田代トンネル入口の扁額 など	 渡川城跡	 南園隊屯所跡
	生雲	65	・生雲八幡宮 ・蔵目喜銅山群 ・南園隊屯所跡 など		
	地福	19	・猿田彦大神 ・一里塚跡 ・市川屋敷跡 など	 眞名井神社	 涅槃図 (龍昌寺)
	徳佐	213	・亀山八幡山城跡 ・文殊菩薩(恵長寺)文殊堂 ・眞名井神社 など		
	嘉年	44	・森山八幡宮 ・涅槃図 (龍昌寺) ・閻魔大王像 など		
小計		373			
徳地	出雲	35	・国司元蔵・元武の宝篋印塔 ・出雲神社の清能人形 ・須賀神社本殿 など	 国司元蔵・元武の宝篋印塔	 船路八幡宮祭り
	八坂	12	・八坂三谷川の昭和の街路 ・船路八幡宮祭り (神輿) ・木像狛犬 など		
	柚野	33	・秋葉神社火難除獅子舞 ・四境戦争石州口砲台跡 ・祖父神社本殿 など	 秋葉神社火難除獅子舞	 本光寺の石風呂
	島地	26	・阿弥陀如来坐像 (魔極楽寺) ・観念寺阿弥陀堂念半鐘 ・柿ノ本人麻呂神社 など		
	串	12	・法光寺の供養塔 ・俊乗房重源上人坐像 ・本光寺の石風呂 など		
小計		118			
仁保		73	・仁保 88ヶ所札所 ・嘉村儀多生誕碑 ・一貫野石積えん堤 ・深野八幡宮のねじれ杉 ・井関田天神お旅所 (灯籠) など	 井関田天神お旅所	 仁保 88ヶ所札所
大内		124	・大内焼 窯跡 ・山口大神宮遥拝所 ・乗福寺 ・氷上一里塚跡 ・山根観音堂格天井絵 など	 大内焼 窯跡	 乗福寺
小鯖		142	・小早川隆景御令空墓宝篋印塔 ・柗神社 ・大涅槃図 ・禅昌寺 参道松 ・遣り分井手記念石碑 など	 柗神社	 大涅槃図

地域名	文化財把握調査件数	主な文化財等（一部紹介）	
宮野	122	<ul style="list-style-type: none"> ・仁壁神社 ・一の坂銀山 ・二義少年の碑 ・岡の原天満宮長持ち行列 ・萩焼 松緑窯 <p>など</p>	 <p>仁壁神社</p>  <p>岡の原天満宮長持ち行列</p>
大殿	105	<ul style="list-style-type: none"> ・山口大神宮石鳥居 ・大内政弘の墓 ・杉私塾・萬代家主屋 ・錦の御旗製作所跡 ・千体地藏菩薩像 <p>など</p>	 <p>山口大神宮石鳥居</p>  <p>大内政弘の墓</p>
白石	39	<ul style="list-style-type: none"> ・梅田家・長府藩本陣跡 ・周防明倫館兵学寮跡 ・井上馨侯遭難の地 ・鱈石の重ね岩 ・糸米古墳・箱式石棺墓 <p>など</p>	 <p>梅田家・長府藩本陣跡</p>  <p>鱈石の重ね岩</p>
湯田	98	<ul style="list-style-type: none"> ・生目八幡宮 ・中原中也詩碑 ・旧瓦屋庭園 ・山口十境詩碑 ・伝承 袖解橋跡地 <p>など</p>	 <p>中原中也詩碑「帰郷」</p>  <p>旧瓦屋庭園</p>
吉敷	112	<ul style="list-style-type: none"> ・畑河内神社 風鎮祭 ・肥中街道関連史跡国境の灯籠 ・赤田神社 ・吉敷の先生墓（32基） ・吉敷毛利家居館跡碑 <p>など</p>	 <p>畑河内神社 風鎮祭</p>  <p>赤田神社</p>
大歳	134	<ul style="list-style-type: none"> ・朝田神社 ・黒川市公会堂の仏像 ・馬踏堤防 ・林勇蔵生家跡（山田酒場跡） ・吉富簡一邸 <p>など</p>	 <p>朝田神社 拝殿</p>  <p>吉富簡一邸</p>
平川	91	<ul style="list-style-type: none"> ・広沢寺古墳 ・姫山 ・平野日吉神社 ・陶峠と古戦場 ・平川の盆踊り（白河踊り） <p>など</p>	 <p>平野日吉神社</p>  <p>陶峠と古戦場</p>
小郡	32	<ul style="list-style-type: none"> ・光明寺の宝篋印塔 ・榎野川修工記碑 ・旧小郡裁判（宰判）之図 ・其中庵 ・中領八幡宮の絵馬 <p>など</p>	 <p>其中庵</p>  <p>中領八幡宮の絵馬</p>

地域名	文化財把握調査件数	主な文化財等（一部紹介）	
陶	204	<ul style="list-style-type: none"> ・司家之跡の碑 ・正護寺山門 ・鑄銭司古岡（絵馬） ・糸根大堤 ・春日神社春季例祭 <p>など</p>	 <p>正護寺山門</p>  <p>春日神社春季例祭</p>
鑄銭司	24	<ul style="list-style-type: none"> ・黒山八幡宮拝殿・本殿 ・長沢池 ・十六羅漢（磨崖仏） ・大村益次郎生誕地 ・笠踊り <p>など</p>	 <p>長沢の池</p>  <p>十六羅漢（磨崖仏）</p>
名田島	5	<ul style="list-style-type: none"> ・三神社祠碑 ・向山三神社祠廟碑 ・祭典記念碑 ・鐘楼改築記念碑 ・霊沼（碑） <p>など</p>	 <p>向山三神社祠廟碑</p>  <p>霊沼（碑）</p>
秋穂二島	6	<ul style="list-style-type: none"> ・兜山古墳 ・雄島古墳 ・焼火神社 ・若宮神社 ・美濃ヶ浜遺跡 <p>など</p>	 <p>若宮神社</p>  <p>美濃ヶ浜遺跡</p>
秋穂	15	<ul style="list-style-type: none"> ・八坂神社宝物殿 ・正八幡宮由来碑 ・大悲山六角堂 ・開山堂（性海法印尊像、善心法師尊像） ・義経 汐待ちの石 <p>など</p>	 <p>八坂神社宝物殿</p>  <p>大悲山六角堂</p>
嘉川	189	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉川八幡宮 ・祝明山「宝松寺」聖観世音菩薩像 ・寺ヶ迫第3砂留堰堤 ・周防・長門国境碑 ・ねんネコ子守り唄（伝承） <p>など</p>	 <p>嘉川八幡宮</p>  <p>寺ヶ迫第3砂留堰堤</p>
佐山	31	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤博文侯 輝毫の扁額「日就」 ・柳井備謙顕彰碑（李家） ・遠波開作 ・須川の亥の子 ・新地巖嶋明神社 <p>など</p>	 <p>伊藤博文侯輝毫の扁額「日就」</p>  <p>遠波開作</p>
阿知須	22	<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉熊野神社 ・土路石川フェブリダム ・黒谷補水路及び手掘りトンネル ・小古郷代神楽 ・玉川闘鶏踊り <p>など</p>	 <p>小古郷代神楽</p>  <p>玉川闘鶏踊り</p>

(2) 市内各地域における聞き取り調査

地域住民を対象にワークショップ*¹形式の聞き取り調査を行いました。調査では、地元の文化財について挙げてもらい、その後地域の歴史文化の特色、残したい歴史文化資源について意見交換を行いました。

聞き取り調査の実施状況

	地域区分	開催日時	会場	参加者数
平成 29 年度	吉敷地域	平成29年(2017)10月20日(金)19:00~20:40	吉敷地域交流センター	14名
	陶地域	平成29年(2017)11月21日(火)14:00~16:30	陶地域交流センター	38名
	名田島地域	平成29年(2017)12月1日(金)13:30~15:30	名田島地域交流センター	5名
	湯田地域	平成29年(2017)12月20日(水)10:00~12:00	湯田地域交流センター	5名
	大歳地域	平成30年(2018)2月5日(月)9:00~11:00	大歳地域交流センター	11名
	秋穂地域	平成30年(2018)2月9日(金)13:30~15:30	秋穂地域交流センター	12名
	秋穂二島地域	平成30年(2018)3月1日(木)14:00~16:00	二島地域交流センター	12名
平成 30 年度	大殿地域	平成30年(2018)5月28日(月)19:00~21:00	大殿地域交流センター	11名
	小郡地域	平成30年(2018)6月19日(火)18:30~20:30	小郡地域交流センター	9名
	大内地域	平成30年(2018)6月21日(木)18:30~20:30	大内地域交流センター	20名
	平川地域	平成30年(2018)6月27日(水)19:00~21:00	平川地域交流センター	12名
	仁保地域	平成30年(2018)7月17日(火)14:00~16:00	仁保地域交流センター	3名
	阿東地域	平成30年(2018)7月27日(金)10:00~12:00	阿東地域交流センター	14名
	嘉川地域	平成30年(2018)8月3日(金)14:00~16:00	嘉川地域交流センター	20名
	鑄銭司地域	平成30年(2018)8月6日(月)18:30~20:00	鑄銭司地域交流センター	2名
	徳地地域	平成30年(2018)8月22日(水)9:30~11:30	徳地山村開発センター	16名
	宮野地域	平成30年(2018)8月29日(水)10:00~12:00	宮野地域交流センター	13名
	阿知須地域	平成30年(2018)10月10日(水)9:30~11:30	阿知須地域交流センター	15名
	小鯖地域	平成30年(2018)10月15日(月)18:30~20:30	小鯖地域交流センター	8名
	白石地域	平成30年(2018)10月16日(火)19:00~21:00	白石地域交流センター	5名
	佐山地域	平成30年(2018)10月24日(水)19:00~21:00	佐山地域交流センター	18名

¹ ワークショップ:ワークショップ(workshop)を訳すと仕事場・工房・作業場、及び参加型・体験型の学習の場や講習会となる。市民参加の会議や催しなどで使用されるワークショップは、通常、後者の意味をさし、さらにまちづくりなどで用いる場合は、参加者が話し合いや作業をしながら、テーマに基づいて意見をまとめたり、計画や施設などの提案をつくったりすること、またはその集まりのことをいう。本構想では、文化財の聞き取り調査をワークショップ方式で行うこととし、参加者が文化財の名称や内容、場所などを発言するだけでなく、文化財の分布図などを参加者が一緒になって作成する作業(テーマに基づいて意見をまとめる作業)を行ってもらった。

(聞き取り調査 作業風景等)



吉敷地域



陶地域



名田島地域



湯田地域



大歳地域



秋穂地域



秋穂二島地域



大殿地域



小郡地域



大内地域



平川地域



仁保地域



阿東地域



嘉川地域



鑄銭司地域



徳地地域



宮野地域



阿知須地域



小鯖地域



白石地域



佐山地域



作業成果例 大殿地域



作業成果例 平川地域

聞き取り調査（ワークショップ）のまとめ

ワークショップで出された、それぞれの地域の地域を代表する・特色を表す文化財など

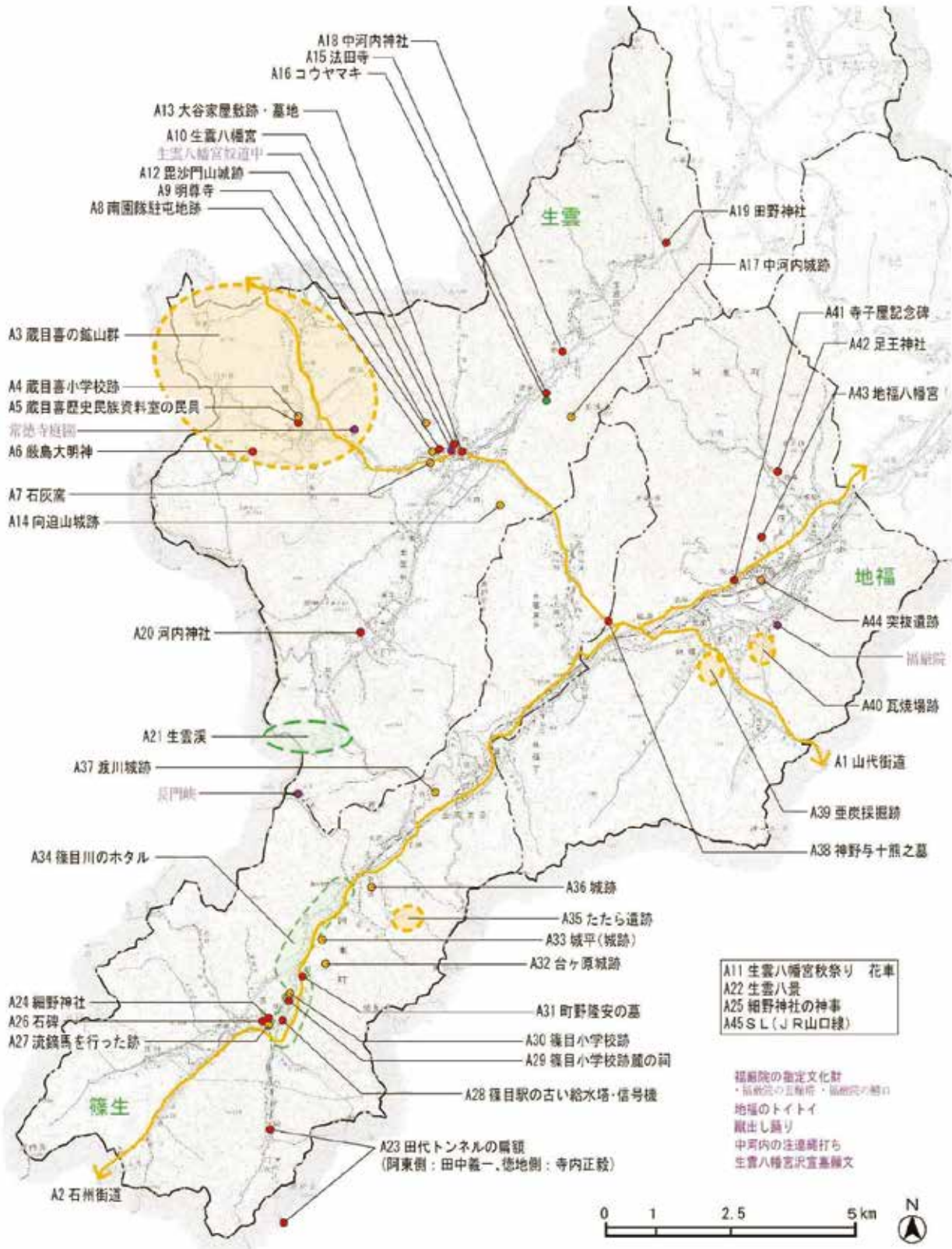
(1/2)

地 域	地域を代表する・特色を表す文化財など
阿 東	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然や樹木（長門峡、十種ヶ峰、ギフチョウ南限地など） 文化的景観・田園景観 石州街道・山代街道 寺社群 鉾山関連資源 J R山口線のS Lやトラス橋遺産 神楽や踊りの伝統芸能 山城群 食文化・特産物（徳佐りんご、阿東和牛など）
徳 地	<ul style="list-style-type: none"> 重源上人の遺産 奇兵隊関連遺産 山代街道・新山代街道 平家・南朝との関わり 佐波川源流域 交通の要衝（街道、佐波川、防石鉄道）
仁 保	<ul style="list-style-type: none"> 仁保地域（高松の妙見社）で1200年祭が行われており、それだけ長い歴史がある 西の京都・山口と対比して西の奈良・仁保（寺院も多い）山口地域よりも50～100年早く開かれた土地
大 内	<ul style="list-style-type: none"> 大内氏発祥の地 百姓一揆の元となった地（二義少年） 大内地域＝大内
小 鯖	<ul style="list-style-type: none"> 鰯鳴八幡宮（宇佐八幡宮から勧請した先人の思いと歴史）
宮 野	<ul style="list-style-type: none"> 周防三ノ宮（仁壁神社）を中心に発展した地域 宮野荘だった歴史（重源との関連） 幕末維新（木梨、寺内、宮野） 温泉関連 縄文・古代からの歴史 近代遺産（陸軍関連遺跡、鉄道など） 鉾山
大 殿	<ul style="list-style-type: none"> 幕末維新（藩の中心） 大内文化（大内御膳、大内塗り） 交通・街道の十字路、要衝（大路・小路） 町割りと一の坂川兩岸の道路 中世から現在に至る中心性 今も生きている町（遺跡ではなく、文化政治の舞台が今も続く） ユニーク・ユーモラスなまち（犬のお坊さん：洞春寺、歌うお坊さん（法界寺）、さぎ舞、酒樽茶室） 文化財と文化が伝わる地 風水による都市構造（毛利氏）
白 石	<ul style="list-style-type: none"> 明治以降の教育関連文化財（遺構、石碑なども多く残る） 九州や防府などからの入植者により発展した糸米（昔は湿地帯だった） 米作だけではなく、綿糸や木綿も生産し出荷していた歴史（糸米という地名になる）
湯 田	<ul style="list-style-type: none"> 維新に関連する文化財 文学・文化人（中原中也、山頭火など）
吉 敷	<ul style="list-style-type: none"> 吉敷毛利 地域に根付いた教育、私塾 幕末維新 中世と近世の文化財が混ざり合う地域 肥中街道（中世・近世） 治水に貢献した人物と用水路を造ってきた歴史 凌雲寺 大内氏と毛利氏 教育（教育者） 街道と石造物 川・山（自然・治水） 鉾山

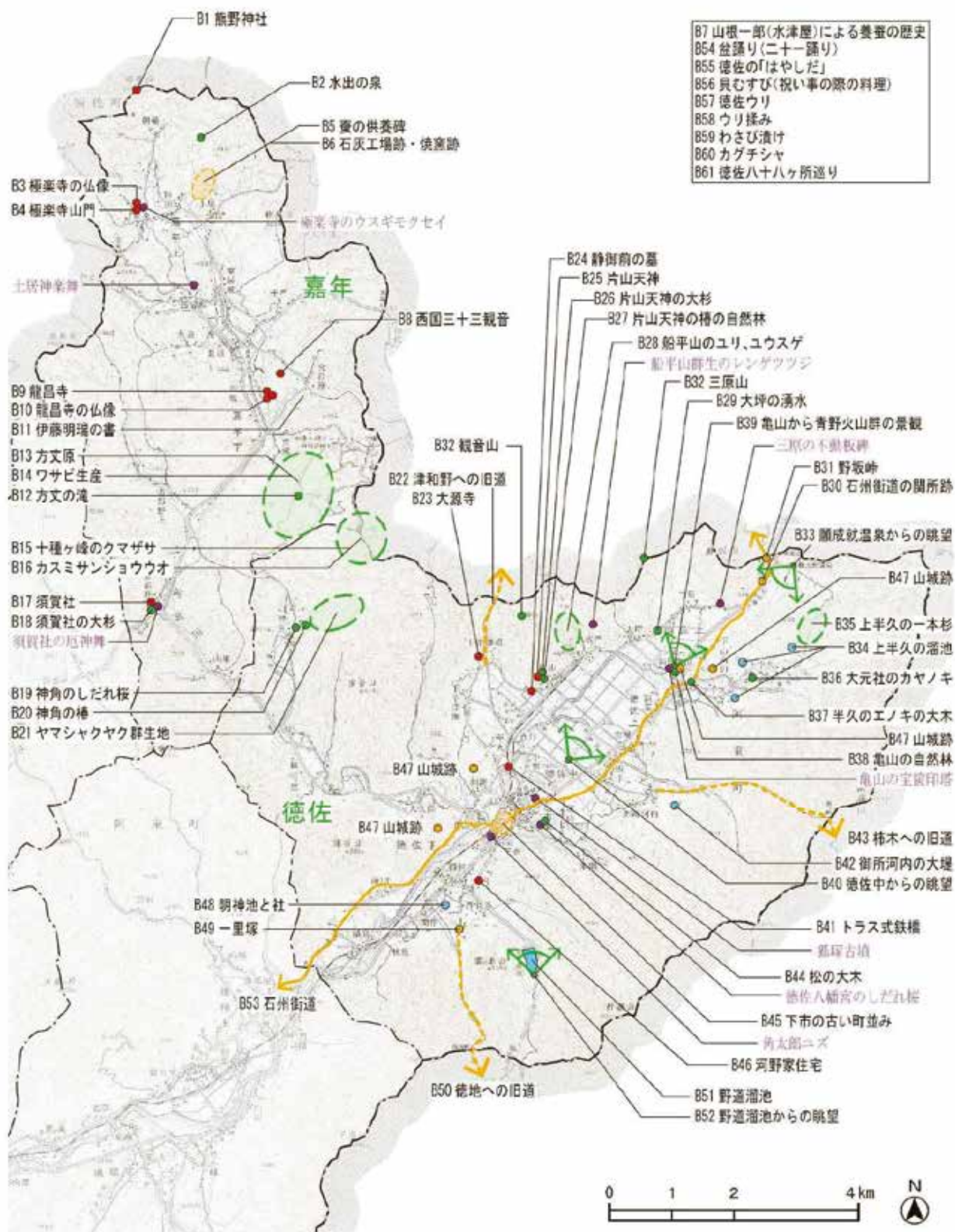
地 域	地域を代表する・特色を表す文化財など
大 歳	<ul style="list-style-type: none"> ・街道とともに生きた歴史文化（交差） ・水没を乗り越えた町 ・石州街道 ・水害（災害に立ち向かった歴史文化）
平 川	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社（昔はもっと寺が多かった） ・川への橋架けによる希望（榎野川の変遷） ・九田川の改修と榎野川への橋掛けによる発展 ・未来都市・大学による発展 ・往還街道 ・伝統行事 ・溜池
小 郡	<ul style="list-style-type: none"> ・街道 ・舟運 ・十字路（結節点） ・干拓 ・自然（山、川） ・幕末維新 ・堅小路より古い建物残る町並み ・交通と情報の集まる場（今も昔も交通の要衝：山陽道、石州街道、高速、新幹線・・・） ・幕末から明治のダイナミックな歴史 ・小郡宰判の中心地
陶	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくりのふるさと（金、土器） ・水利による発展 ・新旧の開発の歴史 ・陶氏のふるさと ・焼き物の地 ・海路 ・戦国のイメージ（陶）をどう克服するか
鑄銭司	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に誇る、周防鑄銭司跡と大村益次郎関連遺産
名田島	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の大地（昔は海）
秋穂二島	<ul style="list-style-type: none"> ・塩田 ・雨が少ない地域 ・海運と交流交易 ・古墳時代から人が住んでいた歴史（住みやすい地域） ・半島と島から始まる歴史（その後の干拓） ・二島から始まる、正八幡宮とその関連文化財
秋 穂	<ul style="list-style-type: none"> ・海運（石、石炭） ・塩田（車えび、宅地） ・正八幡宮 ・上使道・大内街道 ・干拓 ・大師様（遍明院から始まる 88 霊場 秋穂+秋穂二島）
嘉 川	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉川に残る伝統行事「白河踊り」と「住吉神社の神事」 ・寺院と造り酒屋の多くあるまち
佐 山	<ul style="list-style-type: none"> ・大内氏と明治維新 ・石川小五郎（河瀬眞孝）旧宅跡 ・塩田跡と製塩所跡
阿知須	<ul style="list-style-type: none"> ・北前船の寄港地 ・回船業で石炭を運搬していた歴史 ・水に関する歴史（干拓、塩害対策、回船業・・・）

ワークショップ成果

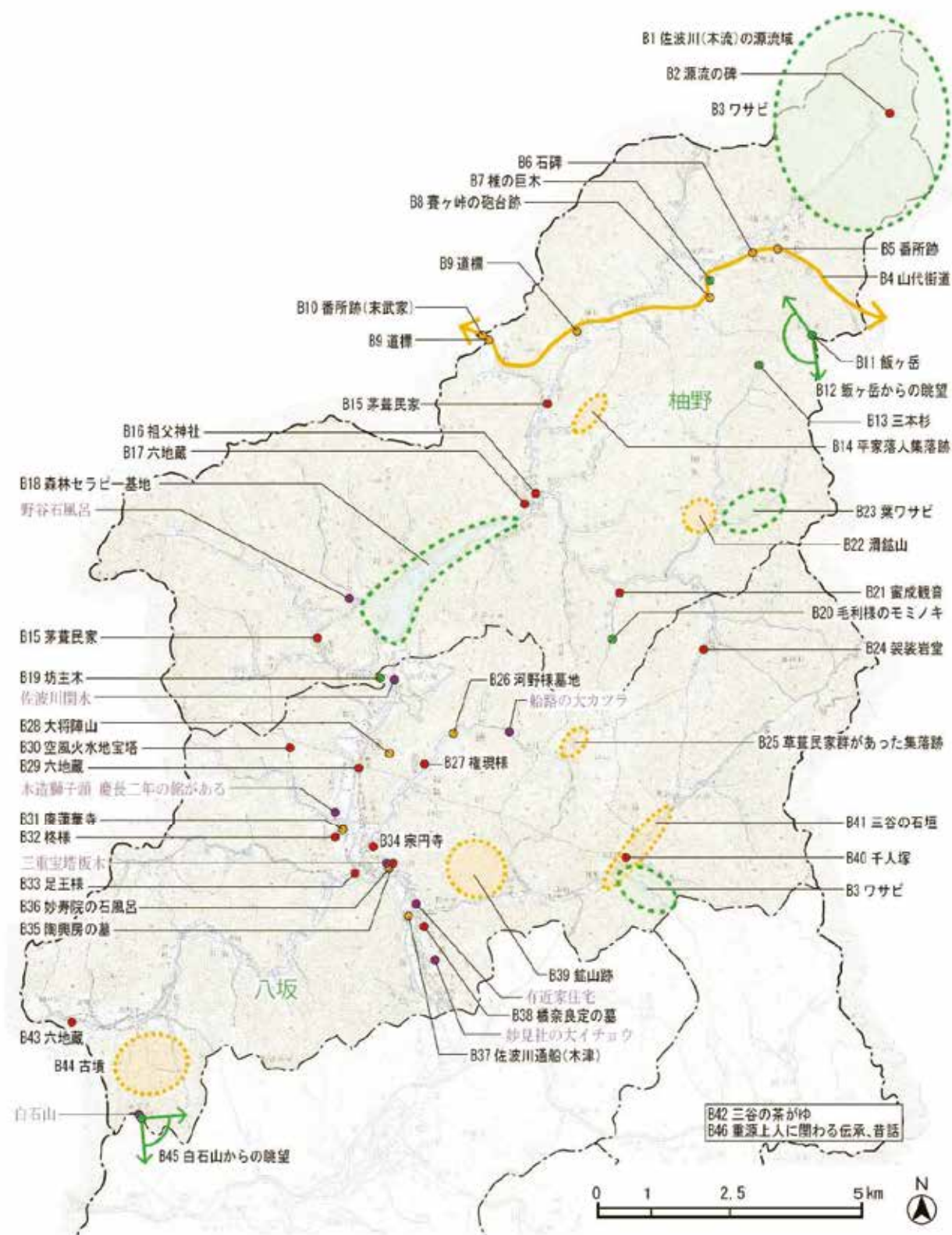
■阿東地域（篠生・生雲・地福）



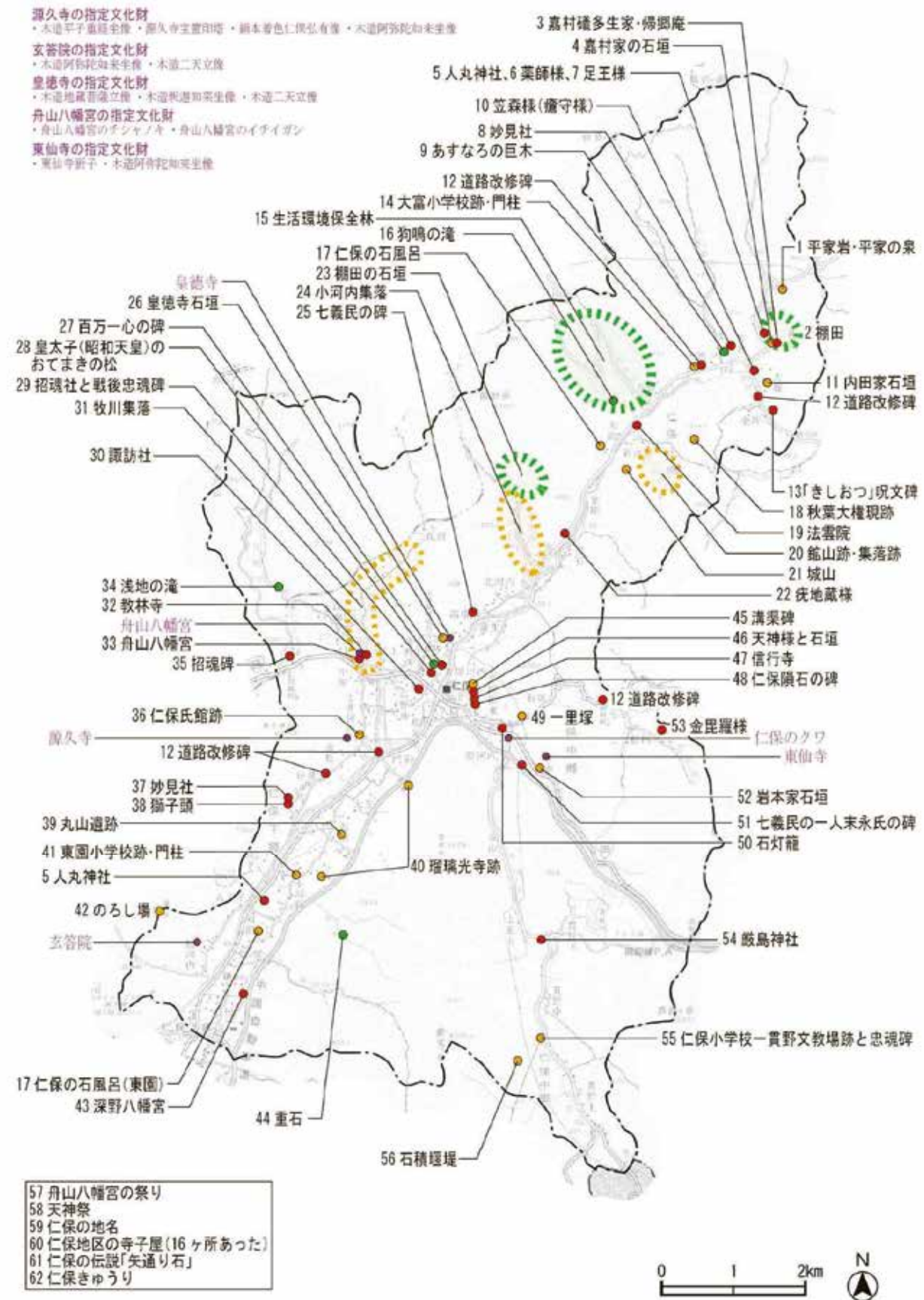
■阿東地域（徳佐・嘉年）



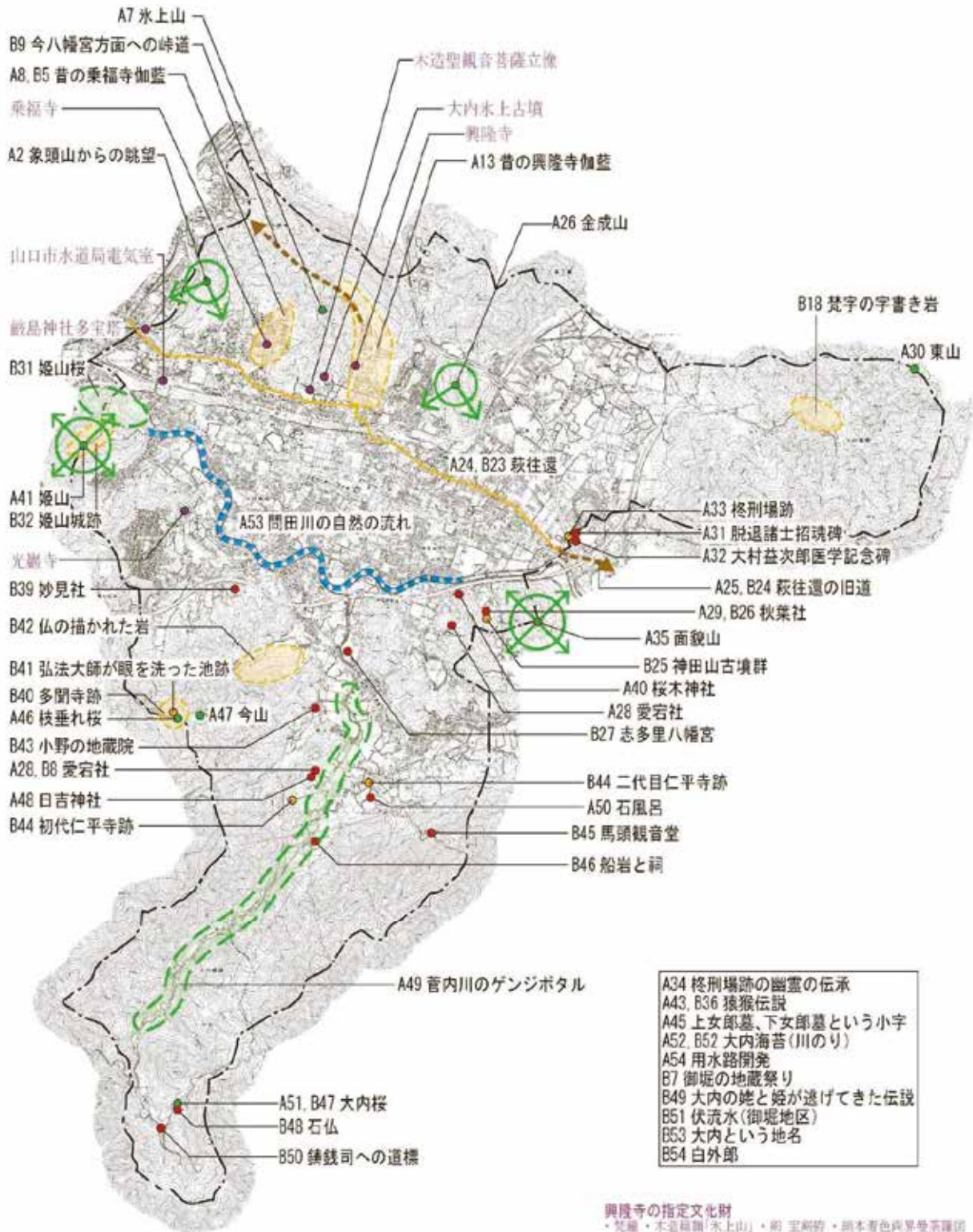
■徳地地域（八坂・柚野）



■仁保地域

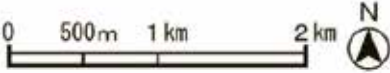


■大内地域

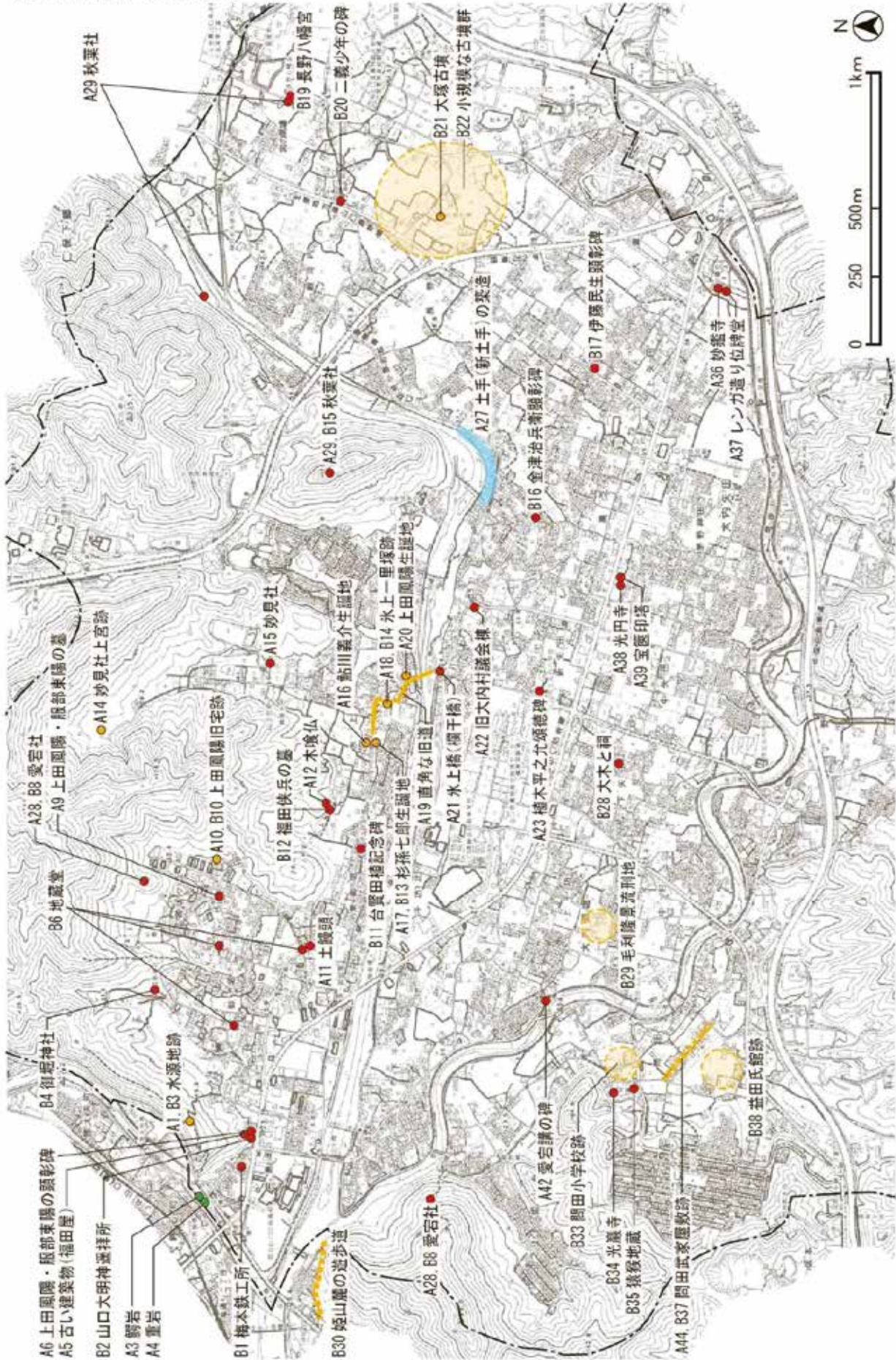


- A34 柵刑場跡の幽霊の伝承
- A43, B36 猿猴伝説
- A45 上女郎墓、下女郎墓という小宇
- A52, B52 大内海苔(川のり)
- A54 用水路開発
- B7 御堀の地藏祭り
- B49 大内の姥と娘が逃げてきた伝説
- B51 伏流水(御堀地区)
- B53 大内という地名
- B54 白外郎

- 興隆寺の指定文化財**
- ・梵鐘・木造銅鑪(木上山)・銅 宝剣持・銅本尊色内界受菩薩像
 - ・木造釈迦如来坐像・木造獅子頭・木造舞楽面・木造龍頭
- 乗福寺の指定文化財**
- ・紙本墨画(紙)乗福寺伽藍図・乗福寺文書
- 光巖寺の指定文化財**
- ・梵鐘・鐺口



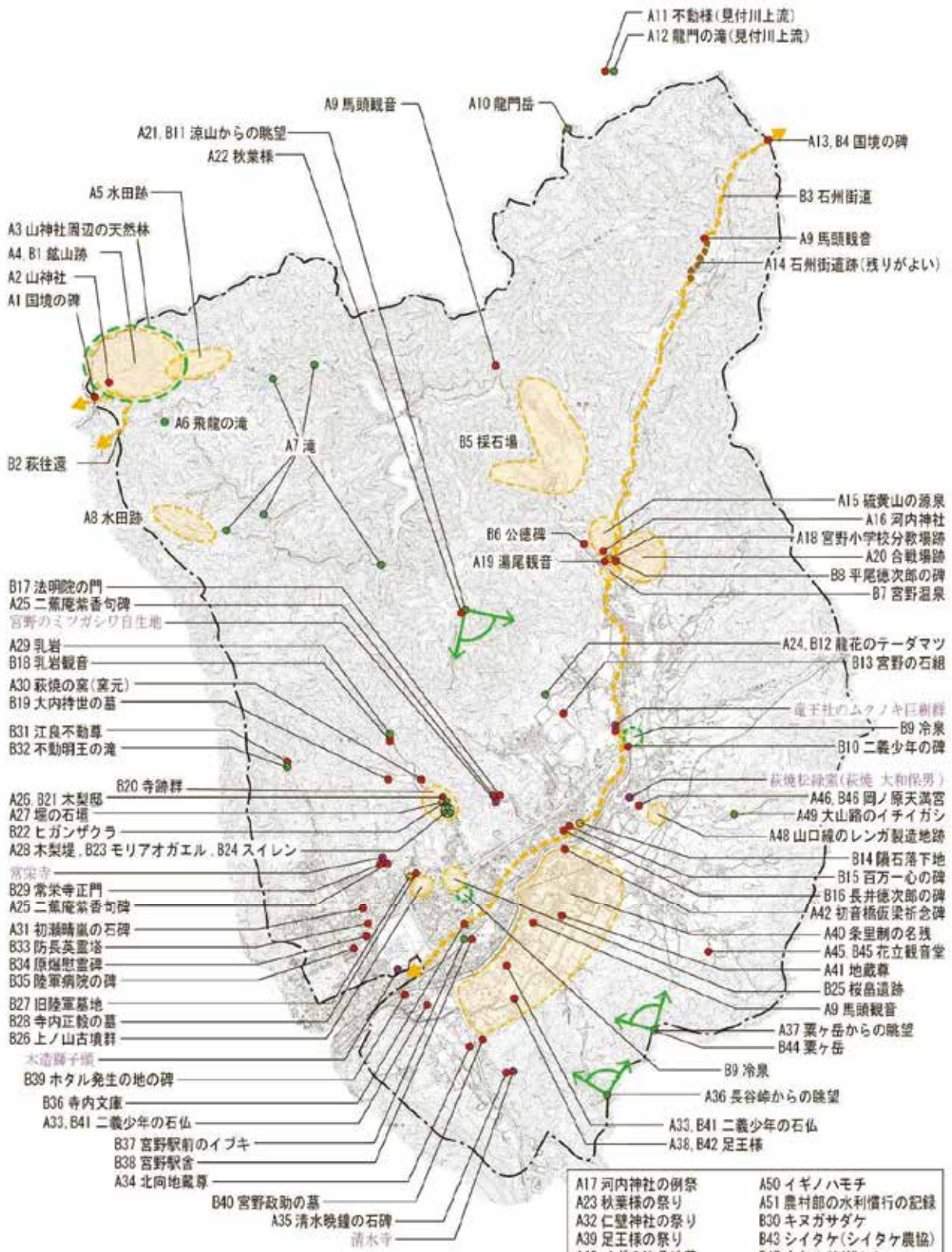
■大内地域（中心部拡大）



■小鯖地域



■宮野地域



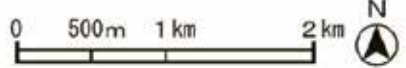
常栄寺の指定文化財

- ・常栄寺庭園・銅本墨画映写雪舟等持像・常栄寺のモリアオガエル繁殖地・紙本着色大内盛見倉
- ・紙本着色毛利隆元像・紙本着色柱立茶室像・紙本墨画五百羅漢図・紙本着色権田門蔵像
- ・常栄寺の仏像十二軀・大内盛見道行像・紙本着色七賢聖聖徳太子

清水寺の指定文化財

- ・清水寺観音堂・清水寺山王社本殿・水遣金剛力士立像

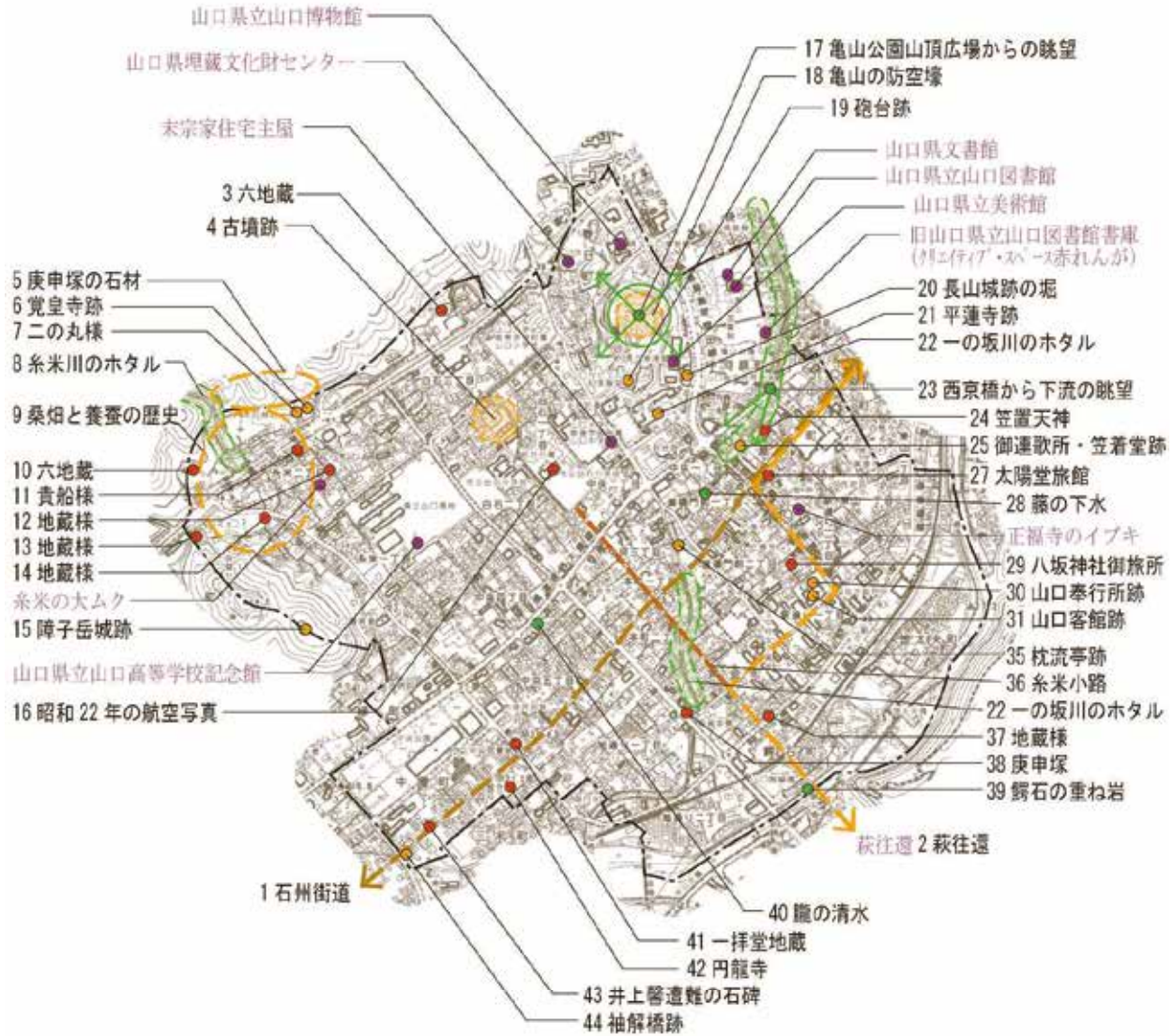
A17 河内神社の例祭	A50 イギノハモチ
A23 秋葉様の祭り	A51 農村部の水利慣行の記録
A32 仁壁神社の祭り	B30 キヌガサダケ
A39 足玉様の祭り	B43 シイタケ(シイタケ農協)
A43 イボの治る地藏	B47 ホタル(川治い)
A44 おできの治る観音様	B48 チシャナマス
A47 長持ち行列「としこめ」	B49 サトイモ



■大殿地域



■白石地域



山口県立山口博物館の指定文化財

- ・防長土器・正徳元年御封通儀使進物並進物目録・紙本着色尼子經久像
- ・紙本着色尼子晴久像・鰐口・赤妻古墳出土の舟形石棺・茶臼山古墳出土品画符神祇鏡

山口県立美術館の指定文化財

- ・紙本淡彩牧牛図 雪舟筆(牧鹿)・紙本淡彩牧牛図 雪舟筆(渡河)・紙本墨画山水図 雪舟筆

山口県文書館の指定文化財

- ・有元家文書・大内版法華経板本・山口県行政文書・吉田松陰関係資料

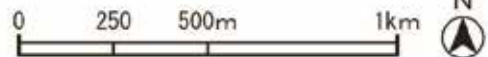
山口県立山口図書館の指定文化財

- ・聚分館跡(明治二年大内部)

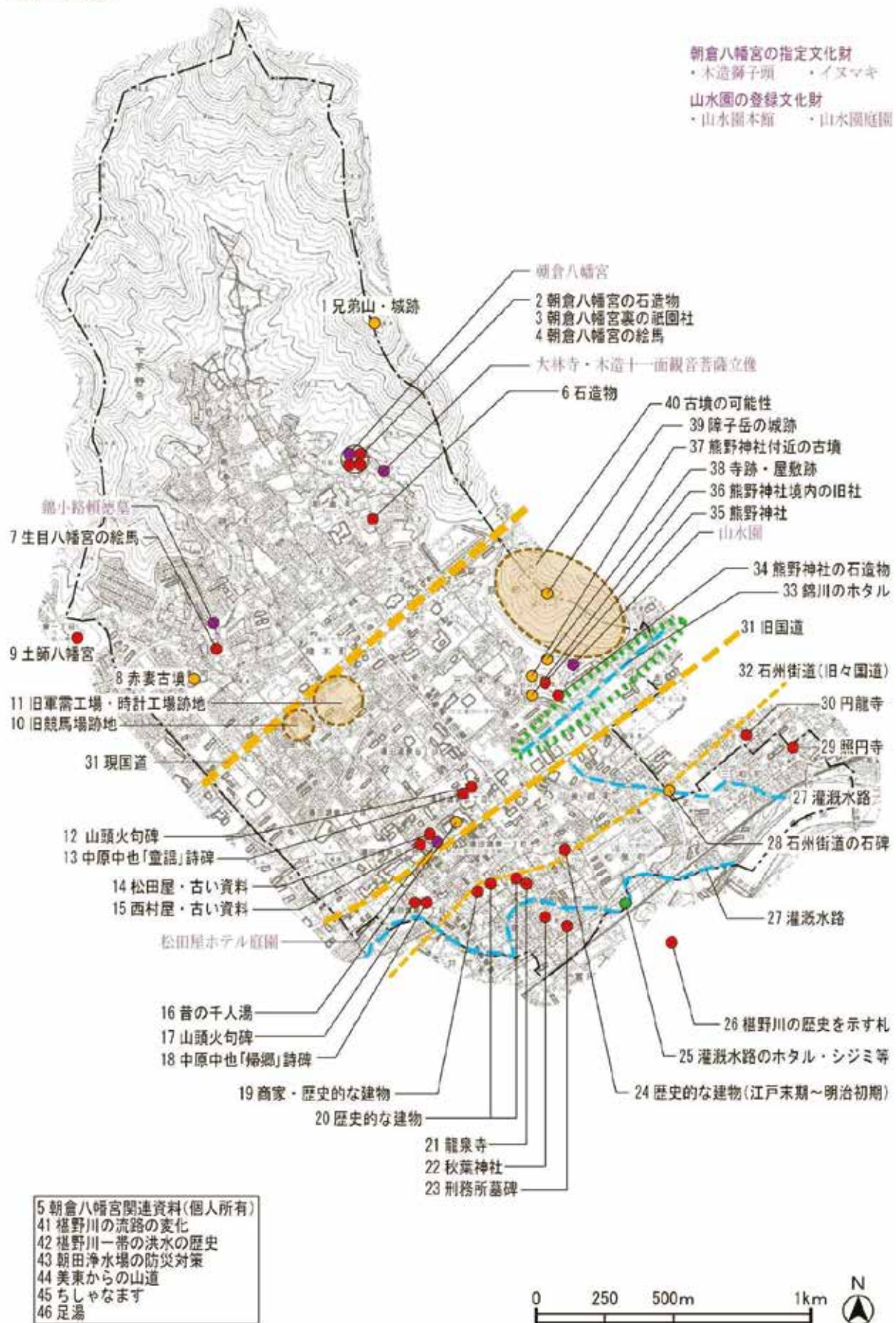
山口県埋蔵文化財センターの指定文化財

- ・城山木野台地遺跡出土の人面土製品・郡司造所跡の埴造関連出土品
- ・武久前墳墓群出土品・銅印 印文「三川私印」・分銅形土製品
- ・見島ジューコンボ古墳群出土品・宮ヶ久保遺跡出土土製品

- | |
|-------------|
| 26 笠置天神祭り |
| 32 もりさま祭り |
| 33 福部童子祭り |
| 34 山口祇園祭り |
| 45 御堀堂の外郎 |
| 46 春來軒のバリそば |
| 47 金沢の和菓子 |



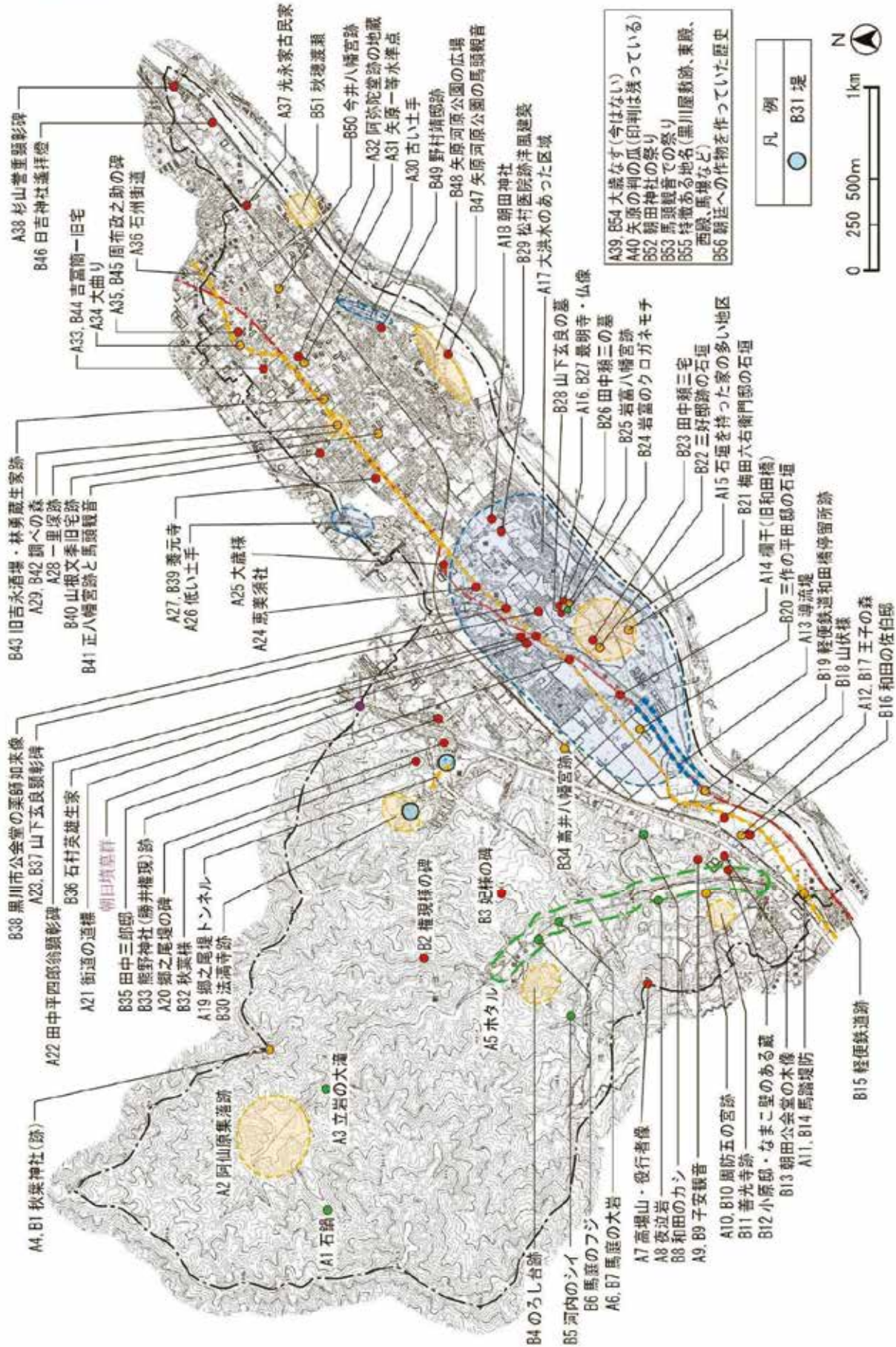
■湯田地域



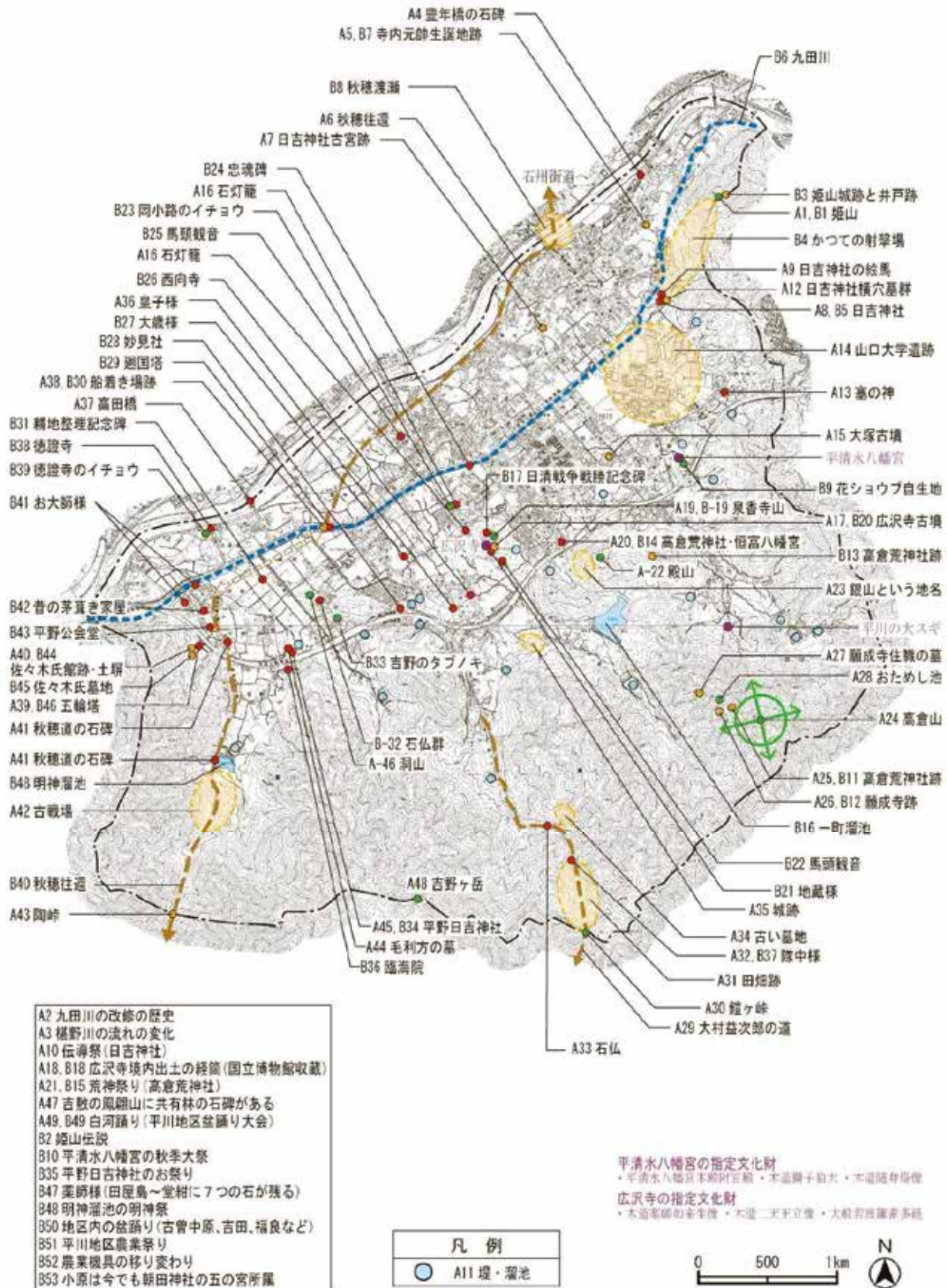
■吉敷地域



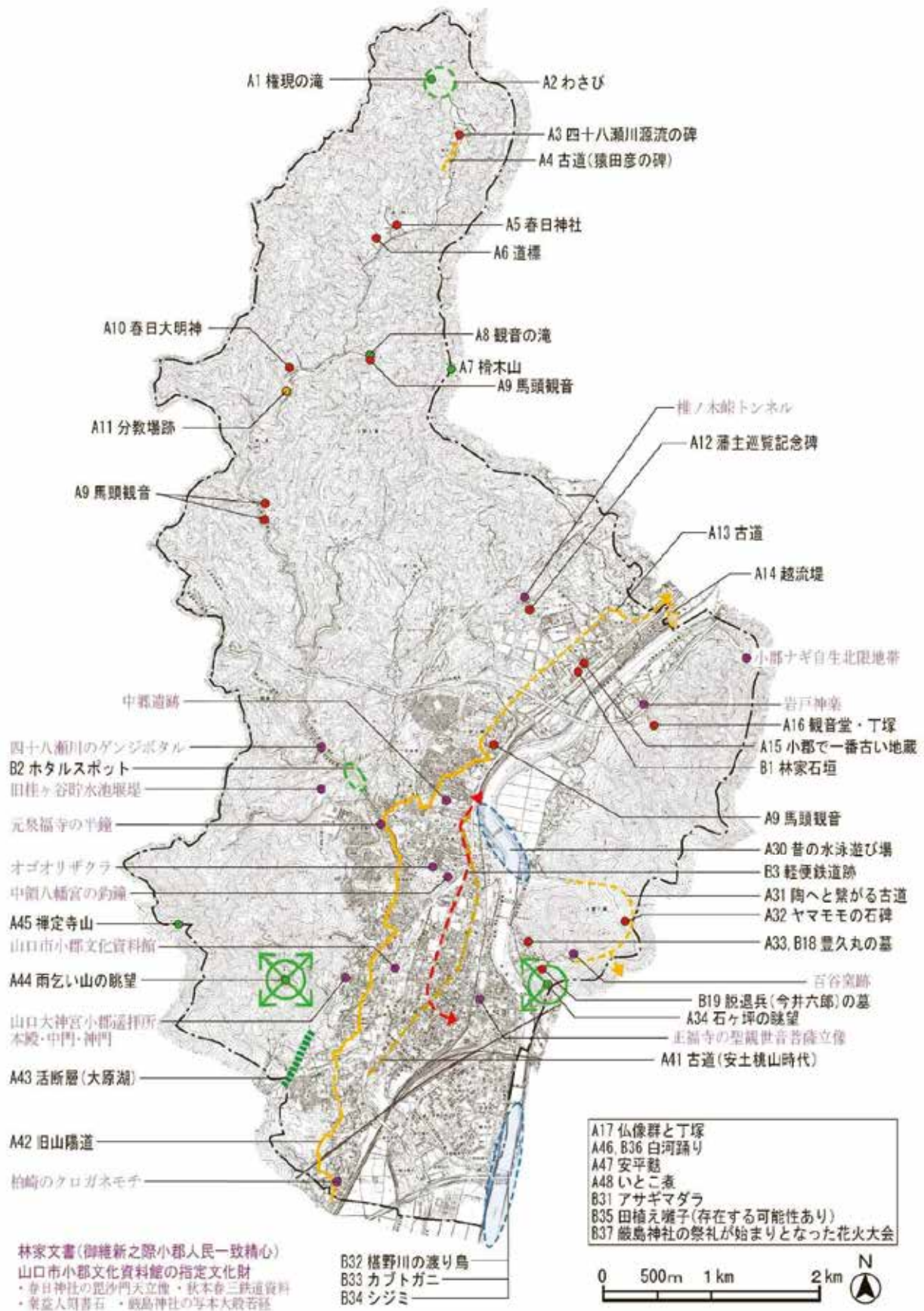
■大歳地域



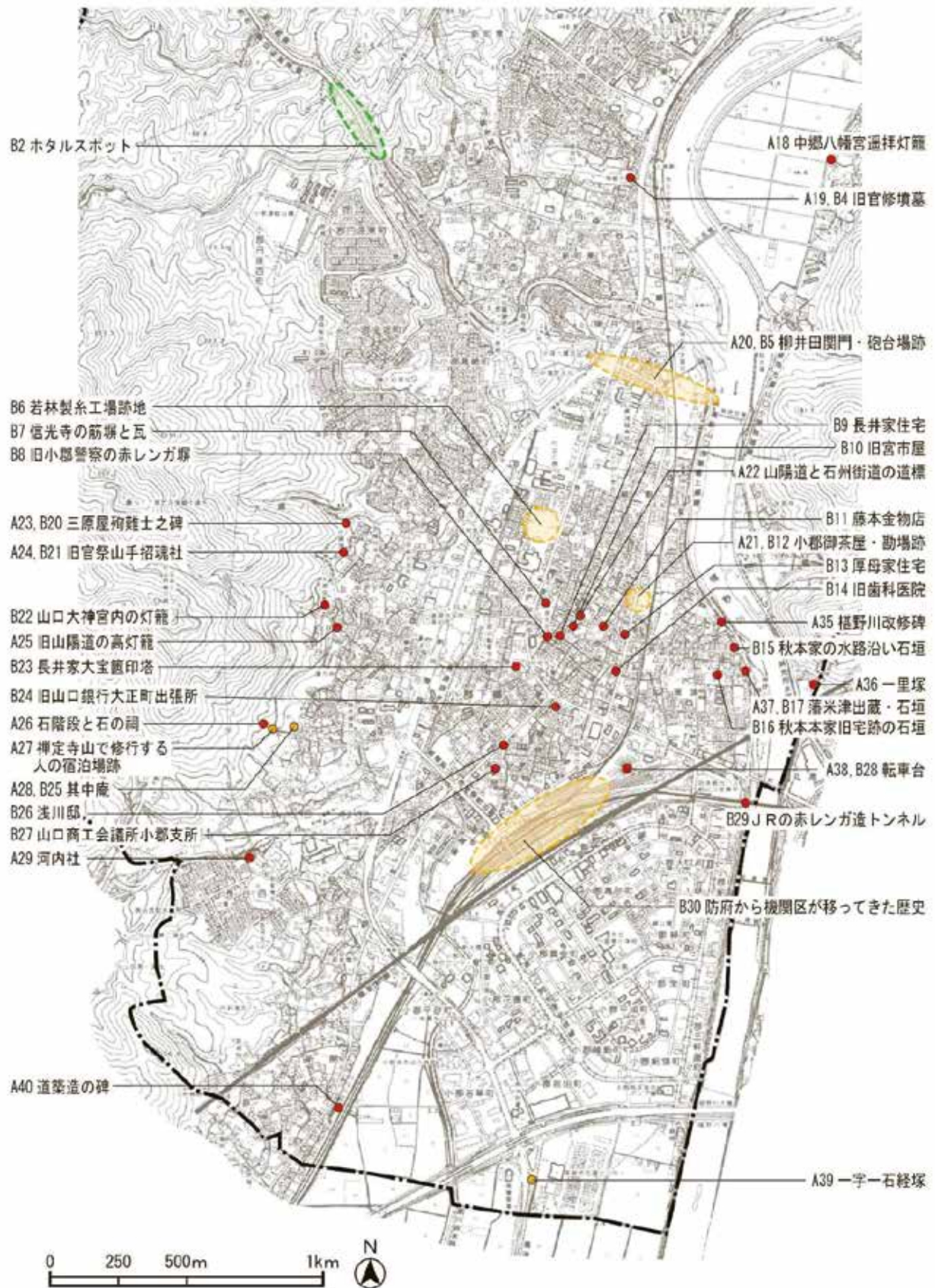
■平川地域



■小郡地域



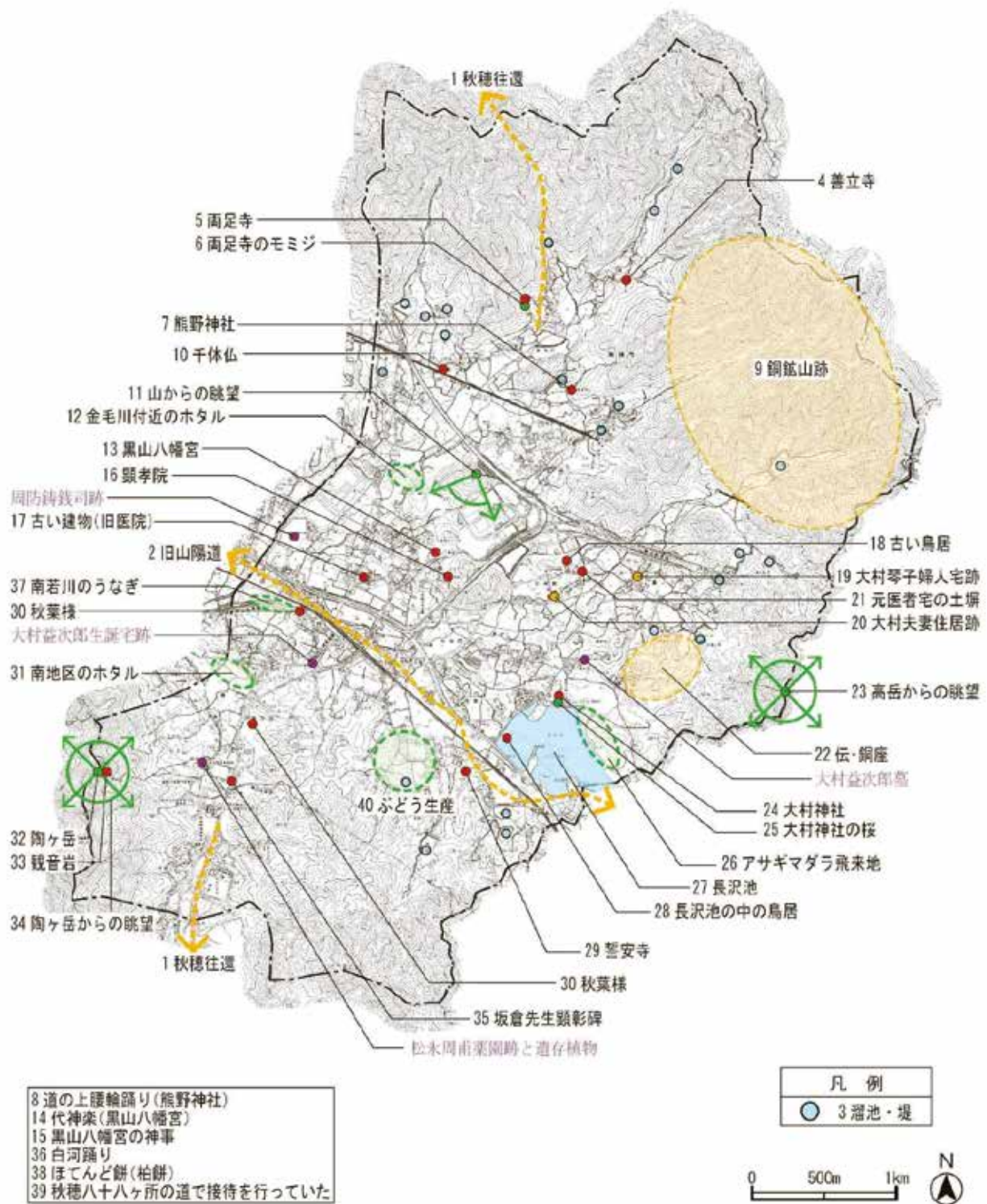
■小郡地域（中心部拡大）



■陶地域



■ 鑄銭司地域



■名田島地域



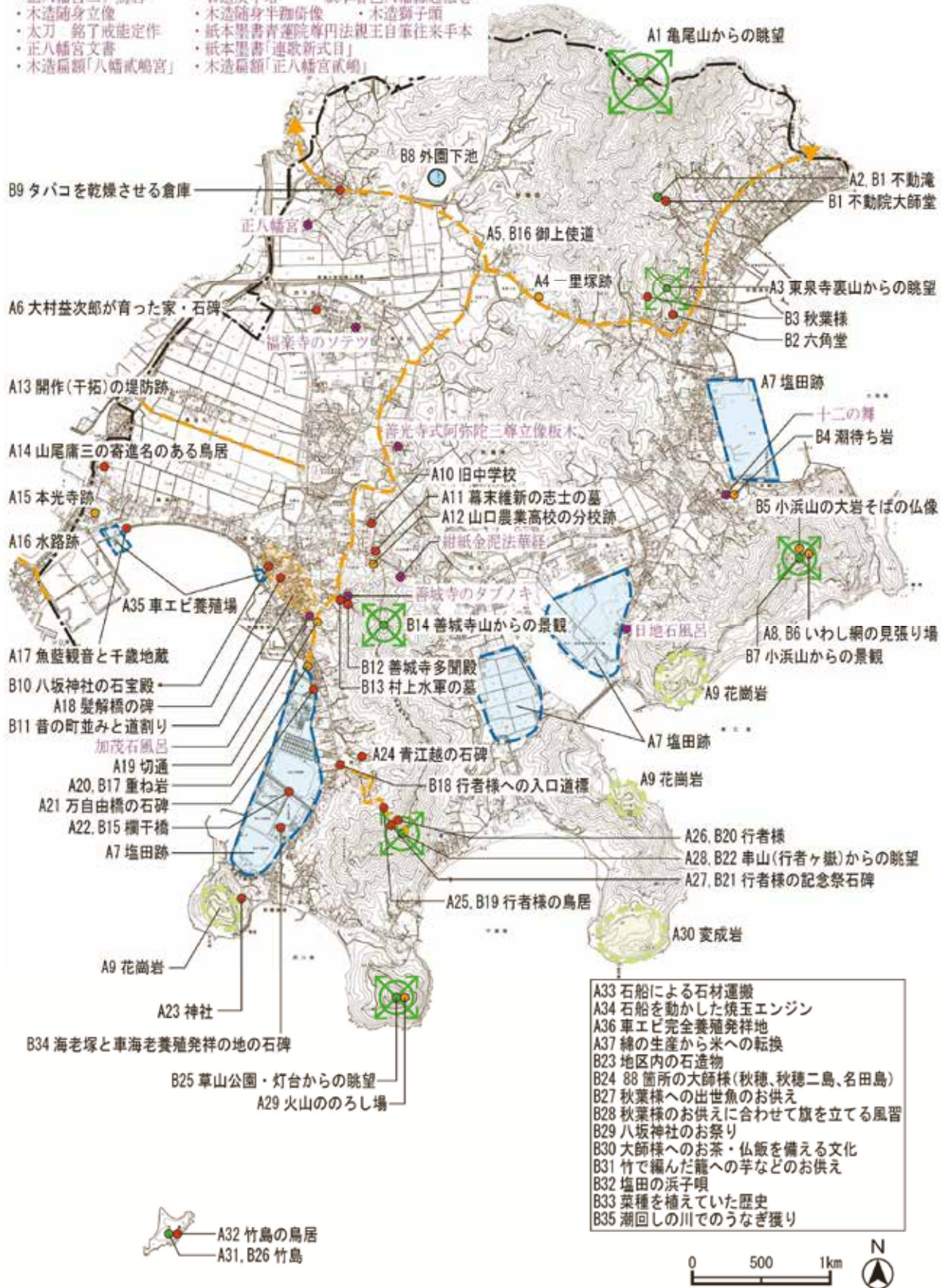
■秋穂二島地域



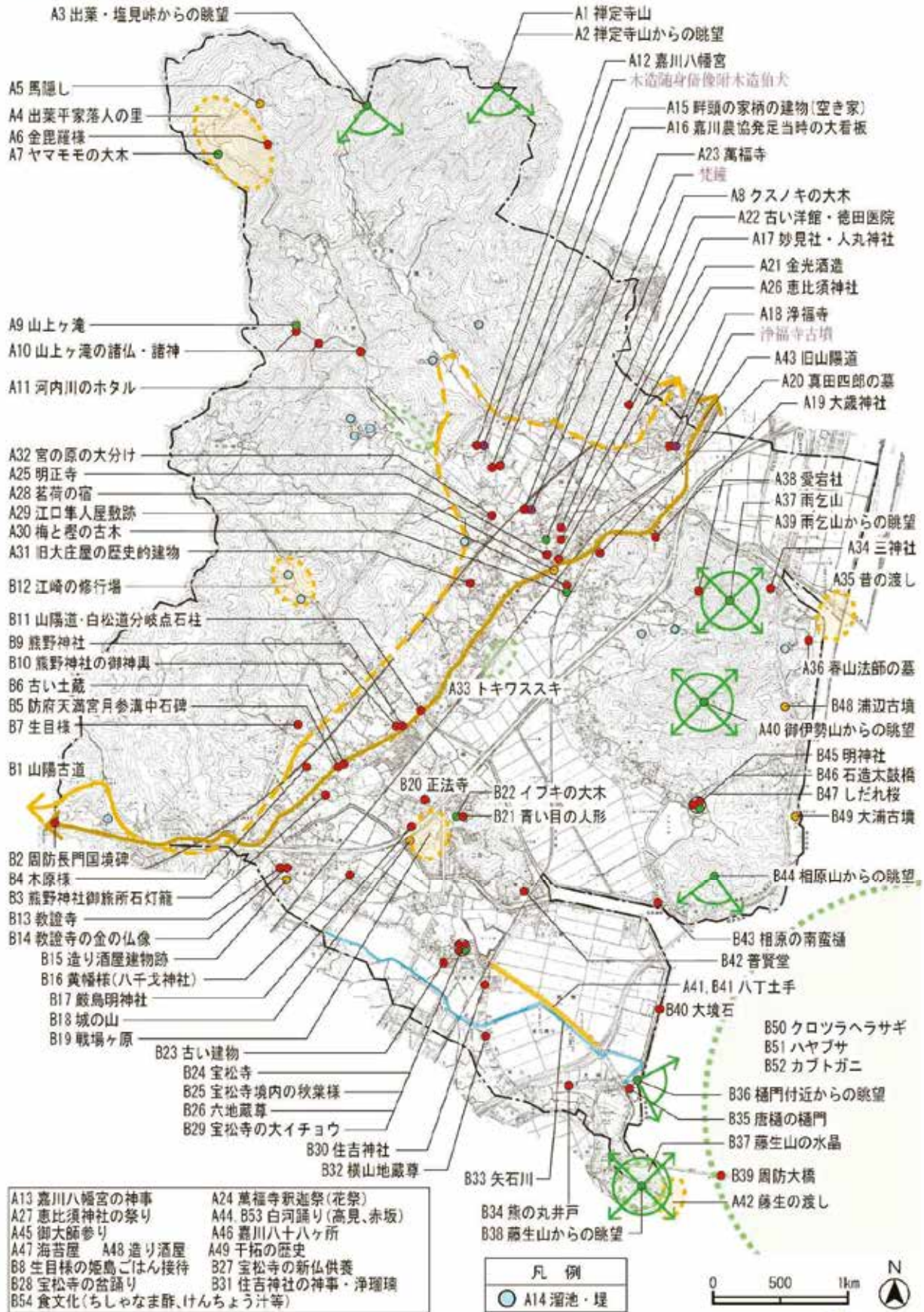
■秋穂地域

正八幡宮の指定文化財

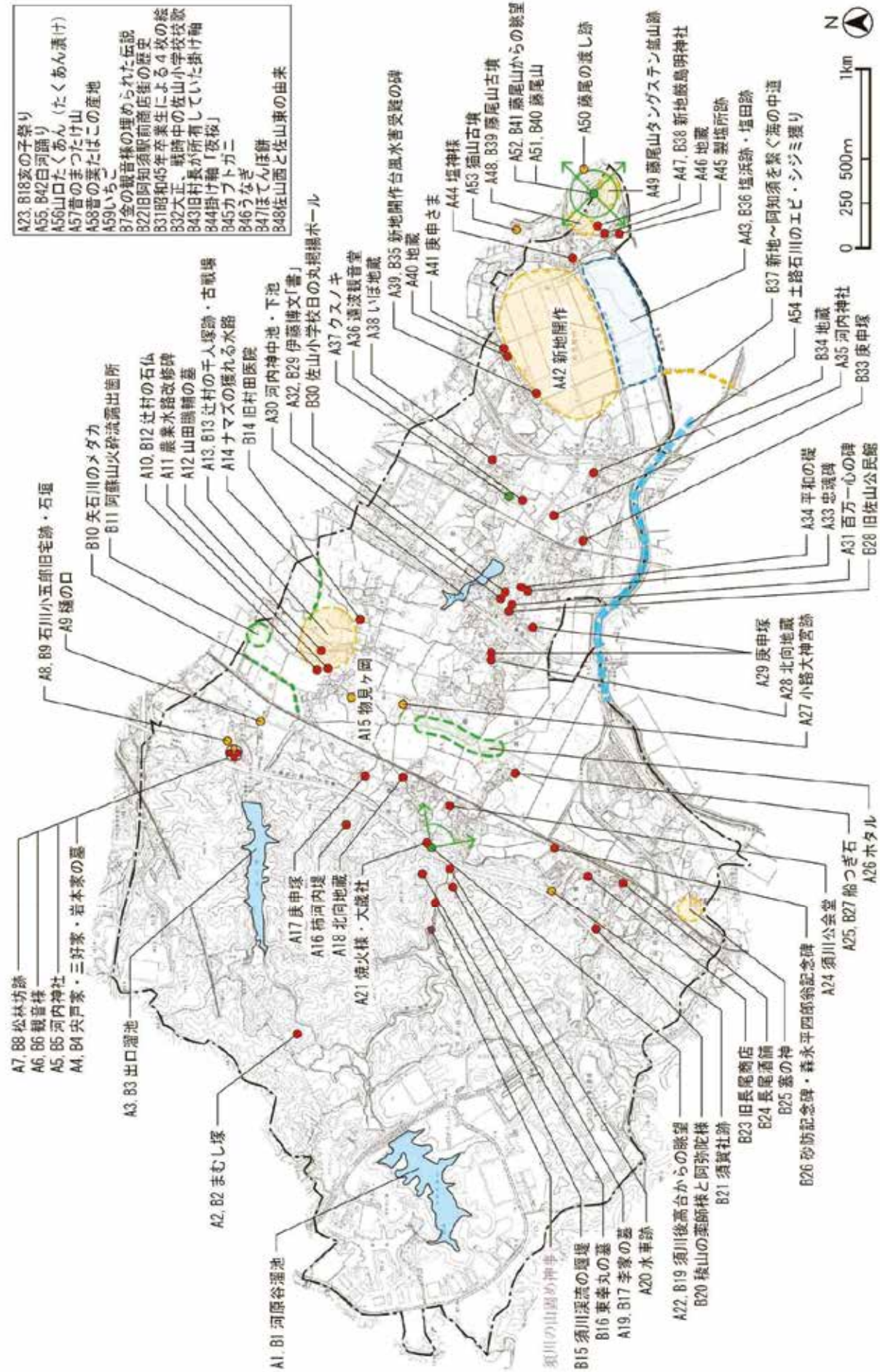
- ・正八幡宮本殿・拝殿・楼門及び庁屋
- ・正八幡宮二ノ鳥居
- ・木造隨身立像
- ・太刀 銘了成能定作
- ・正八幡宮文書
- ・木造扁額「八幡武嶋宮」
- ・正八幡宮鐘楼
- ・徒面
- ・石造庚申塔
- ・木造隨身半跏像
- ・紙本着色八幡縁起絵巻
- ・木造獅子頭
- ・紙本墨書青蓮院尊円法親王自筆往来手本
- ・紙本墨書「連歌新式目」
- ・木造扁額「正八幡宮武嶋」



■嘉川地域



■佐山地域



山口市歴史文化基本構想

—歴史文化資源を未来へ伝えるために—

令和2年(2020年)3月

発行 山口市教育委員会

編集 山口市教育委員会文化財保護課

〒753-0073 山口市春日町5番1号

電話 083-920-4111

印刷 株式会社桜プリント社

